

長崎国際大学
自己点検・評価報告書
2015－2016 年度

目 次

基準 1	使命・目的等	1
基準 2	学修と教授	7
基準 3	経営・管理と財務	71
基準 4	自己点検・評価	84

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 本学においては、母体となる九州文化学園の建学の精神のほか、建学の理念、教育の目標、モットーを定めている。本学の使命・目的及び教育目的については、「学校法人九州文化学園 寄附行為」「長崎国際大学 学則」「大学案内」「学生便覧」「履修の手引」「履修要項」に明記している。

《九州文化学園建学の精神》

「高い知性と豊かな教養」「優れた徳性と品格」「たくましい意志と健康な身体」の備わった人間の育成。

《長崎国際大学建学の理念》

人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究。

《長崎国際大学教育の目標》

1. 専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成。
2. 地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成。
3. 異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成。

《モットー》

いつも、人から。そして、心から。

1-1-② 簡潔な文章化

- 本学の使命・目的は簡潔な文章で表現され、周知されている。

《学部目的》

学部は、学部には設ける学科の専攻分野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

《学科目的》

- (1) 国際観光学科は、観光及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、観光産業・事業、国際交流、まちづくりの各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (2) 社会福祉学科は、社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (3) 健康栄養学科は、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる栄養士・管理栄養士を育成する。

- (4) 薬学科は、薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する。

《人間社会学研究科の目的》

- (1) 人間社会学研究科は、地域に根ざした教育研究を基本とし、社会が求める高度専門職業人及び研究者の養成を行うとともに、観光、福祉及びそれらを基礎とした地域マネジメント領域における研究を行うことを目的とする。
- (2) 観光学専攻は、観光と観光産業に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、広く観光関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。
- (3) 社会福祉学専攻は、社会福祉の理論と実践に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、広く社会福祉関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。
- (4) 地域マネジメント専攻は、人間尊重の精神に支えられた新たな概念の地域マネジメントに関する高度な研究及び専門知識の教授によって、特に観光学と社会福祉学を基礎としたまちづくりに関し広く地域社会に貢献し、指導者となりうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

《健康管理学研究科の目的》

- (1) 本研究科は健康管理において指導的立場を担う高度専門職業人の育成を目的とする。
- (2) 健康栄養学専攻は健康と栄養を中心とした健康管理において中核を担う高度専門職業人の育成を目的とする。

《薬学研究科の目的》

- (1) 本研究科は、薬学の全ての分野において最高水準の教育・研究活動を行い、高度医療を担う薬剤師、生命科学の発展に寄与する研究者および教育並びに医療行政に貢献する人材を養成することを目的とする。
- (2) 医療薬学専攻は医療薬学、社会薬学、育薬学を機軸に最高水準の教育・研究活動を行い、医療薬学、社会薬学、育薬学などの分野で実践的な研究能力を有する優れた先導的薬剤師、医療行政従事者、育薬研究者を養成することを目的とする。

(2) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も、「人間尊重」の理念及びそれを踏まえた学部・学科の目的を堅持しつつ、時代の要請に応じて更に改善すべきところを改めながら学生及び教職員への更なる周知徹底を図る。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

- 本学では、建学の理念として「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究。」を掲げ、教育の目標に「1.専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成。2.地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成。3.異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成。」を定め、「学生便覧」、大学ホームページにそれらの基本理念を明示し、また、大学ホームページ上で公開している。さらに、「人間尊重」の基本理念を本学のモットーとシンボルマークにより明示している。
- 観光、福祉、医療等に携わる地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成するため、「茶道文化」「ホスピタリティ概論」「学際連携研究」「地域の理解と連携」等を独自の科目として開講している。中でも「茶道文化」については、建学の理念にあるホスピタリティを具現化し、人間教育の実践、伝統文化理解・国際理解及び地域貢献に資する科目となっている。

1-2-② 法令への適合

- 前述の通り、「長崎国際大学 学則」第 1 条において「長崎国際大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。」と規定し、また第 2 条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定しており、学校教育法第 83 条に照らして大学として適切な目的を掲げ、また教育基本法及び学校教育法に基づき学則を策定している。

1-2-③ 変化への対応

- 平成 12(2000)年度、人間社会学部国際観光学科及び社会福祉学科の 1 学部 2 学科で開設した本学は、その後も少子高齢化社会等の社会情勢の変化を見据え、創意工夫を持って教育改善を進めていく一方で、管理栄養士を養成する健康管理学部健康栄養学科、薬剤師を養成する薬学部薬学科を開設し、広汎な人材輩出に努めている。
- 平成 22(2010)年には、改めて各学科の 3 ポリシーの制定を行い、さらに、平成 27(2015)年には、大学全体の 3 ポリシーを制定するなど、社会情勢等に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っている。
- 平成 25(2013)年度においては、実践的な研究能力を有する優れた先導的医療系薬学研究者を養成することを目的として、新たに 4 年制博士課程の薬学研究科医療薬学専攻の設置認可を受けている。

(2) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 使命・目的及び教育目的の適切性に関しては、「長崎国際大学 学則」「長崎国際大学大学

院 学則」に明示され、関係法令とも適合し、常に社会への変化に鑑み対応していることは、高く評価できる。今後も法令等を遵守し、適切に対応していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

- 使命・目的を明示した「学生便覧」に関しては、毎年度教職員に配布され、使命・目的の理解に役立てられ、新規入職者に対しては説明が行われている。
- 教育の目標に関しては平成 18(2006)年度第 3 回定例教授会で改めて確認して周知し、3 ポリシーについては、使命・目的及び教育目的に基づき平成 22(2010)年度第 5 回定例教授会で審議して策定しており、また、大学全体の 3 ポリシーについて、平成 27(2015)年度 7 月定例運営会議及び平成 27(2015)年度第 5 回全学教授会において審議し、策定しており、役員、教職員が関与・参画している。
- 使命・目的に基づいた大学経営・教学運営の方針は、教員に対しては全学教授会、学部教授会、学科会議の場において、職員に対しては朝礼や責任者連絡会の場において周知・共有がなされ理解と支持が得られている。

1-3-② 学内外への周知

- 使命・目的及び教育目的については「長崎国際大学 学則」に明記し、「学生便覧」に記載して全学生・全教職員に配布するほか、「履修の手引」への掲載により学生の理解を深め、大学ホームページへの掲載により学内外に周知している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

- 本学においては、中長期的な計画として経営改善計画を定め、各事業年度の計画のガイドラインとすることで、大学経営・教学運営の改善に努めている。経営改善計画においては、「建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像」の項目に学園の理念を、「教学改革計画」における大学の「現状」の項目に建学理念とモットーを明示し、使命・目的及び教育目的を踏まえて、実践的人材育成のためのカリキュラム改革・キャリア開発支援を計画している。
- 事業計画では、各学科の教育活動の項目において、3 ポリシーにより学科の目的に基づき施策を展開することを明示している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

- 建学の理念は、教育の目標、モットー、各学部の目的と連動しており、各学科の目的へと展開した上で、3 ポリシーに反映され、各学科運営の基礎となっている。また、教育

研究組織は、使命・目的及び教育目的と 3 ポリシーを反映した教育課程に基づき、各学科のカリキュラム構成上必要な専任教員を配置している。

- 本学の教育研究組織は、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、図 1-3-1 に示すように 3 学部 4 学科及び大学院 3 研究科 5 専攻によって構成している（薬学研究科は平成 26 年 4 月新設）。学部・学科、研究科・専攻には、それぞれ適切な人数及び専門分野の教員を確保して教育目的の実現に当たっており、教育研究組織の構成の整合性を図っている。

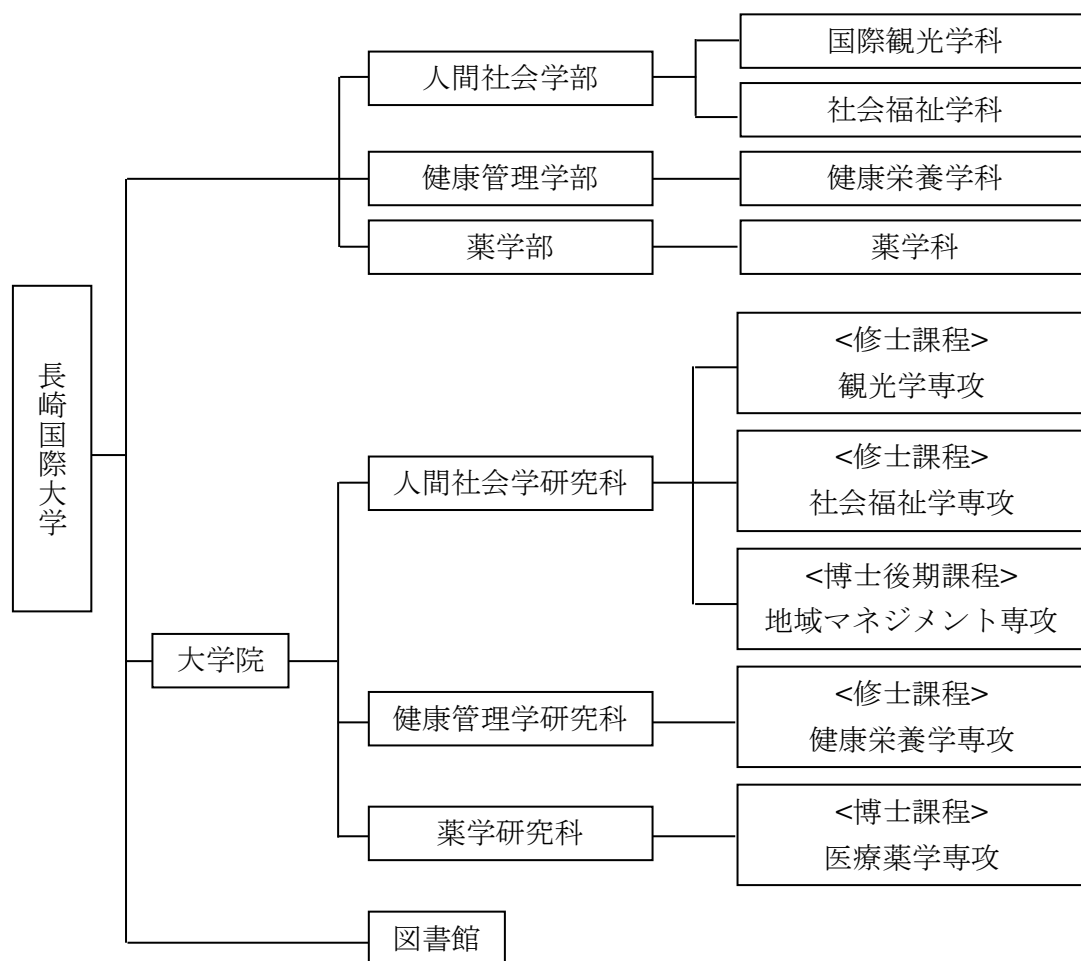


図 1-3-1 長崎国際大学教育研究組織図

- 本学には、教育研究組織を支えるための全学的な委員会として、各学部・学科教員及び事務職員が構成員となった教務委員会、全学共通教育委員会、図書館委員会、研究センター委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価委員会を設置している。
- 大学院研究科教授会は、研究科ごとに設置され、その下に設置される各専攻会議とともに、大学院の教育研究に関する事項について審議している。
- 教育研究に関わる学内意思決定機関である運営会議、全学教授会、学部・大学院教授会、学科・専攻会議、全学的な委員会等は、有機的に連携し大学の使命・目的及び教育目的を達成できるように、十分に機能している。

(2) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 使命・目的及び教育の目的に関しては、本学の茶道文化の実践等を通じて、役員、教職員の理解を進めている。また、本学の教育活動の中でも建学の理念を具現化した「茶道文化」の授業を開講している。地域の中においても、茶道文化を通じた交流により周知を図っていく。教育改善のためのカリキュラム改革については、中期経営改善計画に基づき、各学部及び教務委員会で引続き検討していく。

〔基準 1 の自己評価〕

- 使命・目的及び教育目的の明確性は、九州文化学園の建学の精神及び長崎国際大学の建学の理念として、具体的に明文化され社会に広く表明している。さらに、教育の目標、学部の目的、学科の目的を明確に設定している。モットーとして、「いつも、人から。そして、心から。」を定め、わかりやすく周知している。
- 使命・目的及び教育目的は、関係の法令を遵守するとともに、社会への変化の対応としてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 ポリシーについても常に見直し、学士力の向上と教育の質の保証に取り組んでいる。
- 使命・目的及び教育目的の有効性を図るために、「茶道文化」という具体的な科目や研修を設け、全学生・全教職員への周知も適切に行われ、社会に対しても広く実践していることは高く評価できる。
- 地域に根ざす大学として、建学の理念を具現化するため、地元にはゆかりの深い武家茶道の鎮信流の茶道を取入れ、広く実践することで地域の知の拠点としての役割も担っていることは高く評価できる。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

- アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）については、大学の各学科、大学院の各専攻で策定している。アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、「入学試験 INFORMATION」及び「学生募集要項」に明示するとともに、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問、出張講義等の募集のあらゆる機会においても説明し、本学が求める学生像を受験生、保護者、高等学校教諭等に対して周知に努めている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

- 本学では、受験生の能力・適性等を多面的に評価するという観点から、推薦入試、一般学力入試、大学入試センター試験利用入試、AO 入試、外国人留学生入試等の多様な入学者選抜を実施している。入学者選抜に当たっては、公平かつ厳正な試験を実施し、推薦入試や AO 入試においても面接等で志望動機等を聴取し合否を決定している。
- アドミッション・ポリシー、「長崎国際大学 入学者選抜規程」「長崎国際大学 入試・募集委員会規程」「長崎国際大学 作問委員会規程」に基づき、入学者選抜実施要項を全学教授会において決定し、その上で当該年度の「学生募集要項」を作成している。
- 志願者と入学者を増加させるために、教育内容の充実、入試制度変更のほか、募集方法について内容の見直しを行った。具体的には、進学説明会（業者ガイダンス）、大学案内情報誌、大学案内ウェブサイト、オープンキャンパス、「2016 長崎国際大学 大学案内」、テレビ・ラジオ・新聞等マスコミ媒体、看板等の掲示物、高校訪問等を全て検証した上で、効果的な募集活動に再構築し、志願者数と入学者数を上昇させた。また、運営会議に入試・募集活動の進捗状況を報告し、大学と法人で情報やリスクの共有化を進めた。
- 平成 27(2015)年度入試から、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れ方法の工夫として、次の 4 点の制度変更及び新制度を導入した。

① 「Web 出願」の導入

願書受付の手続きの簡素化及び大量の印刷物となる「学生募集要項」、出願書類のコスト削減策として他大学で導入が始まっていた Web 出願を県下初として導入することとした。さらに、Web 出願の利用促進策として Web 出願の検定料割引、検定料のクレジットカード決済、コンビニエンスストア振替が可能として、出願手続きの利便性を高めた。

② 健康管理学部・薬学部指定校推薦試験に「基礎学力検査」を導入

上記学部の公募制推薦試験において実施している基礎学力検査を、これまで面接と書類審査で判定していた指定校推薦試験にも導入することとした。指定校推薦で入学する学生の学力を把握することで、これまで以上に入学前教育や入学後の授業に活かす

こととしている。

③ 人間社会学部国際観光学科に「英語資格入試制度」を導入

推薦入試及び AO 入試において、英語の外部資格検定で本学の基準を満たした受験者を特待生又は減免奨学生として入学が可能となる英語資格入試制度を導入し、実施した。

④ 薬学部 4 年次編入試験に「特待生及び減免奨学生」選抜を導入

薬学部薬学科の 4 年次編入試験において特待生及び減免奨学生を選抜する制度を導入した。

- 平成 28(2016)年度入試においても、以下の 4 点について制度変更及び新制度を導入した。

① 一般入試 C 日程の廃止

一般入試 C 日程は、人間社会学部と健康管理学部で実施していたが、平成 26(2014)年度は、志願者が人間社会学部国際観光学科に 2 人、健康管理学部健康栄養学科に 1 人で、平成 27(2015)年度の志願者は人間社会学部国際観光学科に 1 人の志願者のみであり、さらに、いずれの志願者もセンター利用後期入試でも志願していたことから、廃止することとした。

② 人間社会学部の海外入試等において面接官の配置を変更

人間社会学部の海外入試等において、面接を課す際の面接官をこれまでは学科毎に志願者 1 人に対し 2 人設定していたが、学部単位で面接官 2 人を配置し対応することとし学部全体で面接を行うこととした。

③ 人間社会学部の推薦試験に小論文を導入

人間社会学部の推薦試験では開学以来、公募制推薦試験において面接を課し、指定校推薦においては書類選考に平成 23(2011)年度から面接を課してきたが、新たに「小論文」を導入することとした。

④ 健康管理学部・薬学部の公募制推薦試験にて「特待生及び減免奨学生」を選抜

優秀な学生獲得を目的として、一般入試だけでなく公募推薦試験の基礎学力検査において優秀な成績の志願者に対して、特待生及び減免奨学生の選抜を実施することとした。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 各学部・学科の過去 5 年間の入学定員、入学者数は、「自己点検・評価報告書 データ編」表 2-1、2-3 に示すとおりである。
- 人間社会学部国際観光学科の入学定員充足率（春季入学）は、平成 22(2010)年度には 62.0%であったが、平成 24(2012)年度は 70.9%に上昇し、平成 25(2013)年度は 74.3%、平成 26(2014)年度は 81.7%、平成 27(2015)年度は 93.7%と改善の方向へ進み、遂に平成 28(2016)年度は 110.3%と 4 年連続入学者増で平成 13(2001)年度以来 15 年ぶりに定員を満たした。
- 人間社会学部社会福祉学科の入学定員充足率は、平成 22(2010)年度は 52.0%、平成 23(2011)年度は 45.0%と低迷していたが、平成 26(2014)年度は 70.0%と大幅に上昇し、平成 27(2015)年度は 57.5%、平成 28 年度(2016)年度は 87.5%と改善の方向へ進んでい

る。

- 健康管理学部健康栄養学科の入学定員充足率は、平成 22(2010)年度は 101.3%、平成 23(2011)年度は 122.5%、平成 24(2012)年度は 111.3%、平成 25(2013)年度は 110.0%と 4 年連続で定員確保してきた。ただし、平成 26(2014)年度以降は、入学間際の入学辞退の関係により 93.8%、平成 27(2015)年度は 106.3%、平成 28(2016)年度は 93.8%と歩留率が不安定である。
- 薬学部薬学科の入学定員充足率は、平成 22(2010)年度には 71.7%であったが、平成 23(2011)年度は 82.5%、平成 24(2012)年度は 95.8%と上昇し、平成 25(2013)年度は 115.8%、平成 26(2014)年度は 110.8%、平成 27(2015)年度は 109.2%、平成 28(2016)年度は 102.5%と改善が進み 4 年連続で安定して定員を確保できている。
- 学部全体の春季入学定員充足率は、平成 22(2010)年度は 68.6%であったものの、平成 23(2011)年度は 81.1%、平成 24(2012)年度は 85.9%、平成 25(2013)年度は 90.1%、平成 26(2014)年度は 89.5%、平成 27(2015)年度は 93.6%と上昇し、さらに、平成 28(2016)年度は 101.3%で平成 18(2006)年度の 3 学部 4 学科体制になって初めて入学定員を充足した。
- 学部全体の春季編入学定員充足率は、平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度とも定員を充足している。
- 国際観光学科のみが実施している秋季入学の定員の充足状況は、主に中国籍の外国人留学生に依存していたことから、当初、東日本大震災の影響に加え、尖閣諸島問題や反日デモといった国際情勢の影響も受け、減少していたが徐々に回復し、平成 27(2015)年度は 80.0%、平成 28(2016)年度は 100%となった。同じく秋季編入学定員の充足率も、平成 26(2014)年度は 55.0%、平成 27(2015)年度は 60.0%で、平成 28(2016)年度は 140.0%となった。

(2) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

- カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、再度見直しを進めて平成 29(2017)年度に新ポリシーを公開し周知に努め、受入方針に沿った入試制度を実施していく。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

- 平成 29(2017)年度からの 3 ポリシーに連動した入試制度になるよう学部間の整合性をも含め、入試制度の見直しを進めていく。
- 入試・募集委員会において、安定的に学生を確保するための入試制度や募集活動としても重要なオープンキャンパス等を入試結果に鑑み、絶えず工夫を検討する。
- 本学では、国際交流促進のために、かねてより様々な国との異文化交流を目指してきた。今後はベトナム、ネパール等様々な国からの留学生受入れに力を入れていくために入試・募集委員会と国際交流委員会でこれまで以上に連携し、留学生の入学促進のために具体的に協議を進める。
- 薬学部では指定校特別推薦入学及び学園内入試に、基礎学力を把握する目的も含め基礎

学力検査（数学及び化学）を課している。入学後、数学、化学、生物、物理が基礎的な分野となることから、推薦入学においても基礎学力試験成績を評価項目とし入学時の学力を把握する。

- 導入教育として、平成 27(2015)年度から 1 年次に「基礎の物理学」「基礎の数学」「基礎の化学」「基礎の生物学」「化学演習」「物理・数学演習」を習熟度別に 2・3 クラスで開講している。このうち、前期末修得者がいる場合、再履修として後期にも開講し、基礎学力の着実な定着を図っている。
- 薬学部ではストレート進級率の低さが問題となっていることから、薬学教育支援センターにおいて学修面のサポートを行っている。今後は定員を充足しつつ、学力・意欲が高い学生を確保するための工夫も必要である。そのために薬学部の魅力①薬剤師国家試験受験資格が得られる②地域医療貢献ができる③最新の研究設備・研究能力の高い教員一等をアピールした広報活動を特に周辺の進学校に対して行う。
 - ① 400 人を超える本学が輩出した薬剤師の進路・就職状況等を、今後学外にアピールする。
 - ② 県北エリアの拠点病院（佐世保市総合医療センター、佐世保共済病院、長崎医療センター等）との連携を深め、薬学部教員・卒業生薬剤師が関わる地域医療貢献を計画・実行する。
 - ③ 生物オリンピックの開催協力大学としての存在感を示し、地元進学校からの生物オリンピック出場者育成を高大接続連携の一環として行う。
 - ④ 広報催事として行っている高校生薬学研究体験等の広報に力を入れる。
 - ⑤ 最新の研究設備拡充のため、私学研究助成等に組織的に応募する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 今後も志願者増の継続を図り、適正な学生受入れ数維持のもと、安定的な学生確保のため、教職員が一体となって課題認識と情報の共有化を確固たるものにし、問題解決を実践していく。特に、学士力の向上と国家試験合格者増の実現を目指す。初年次教育やキャリア教育等に力点をおき、卒業生の就職率向上を背景に、広報・説明会・オープンキャンパス・入試制度等の改善・発展を PDCA サイクルで展開し、適切な入学者数を維持する。
- 大学院については、各演習担当教員より説明し進学を促しているが、学外に対する入試情報のより積極的な広報に努めていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

- 長崎国際大学の建学の理念、教育の目標、「長崎国際大学 学則」に定められている、学部の目的、学科の目的及び長崎国際大学 3 ポリシーに基づいて、学部・学科、大学院ご

とにディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程編成方針としてカリキュラム・ポリシーを策定し「履修の手引」、大学院「履修要項」、大学ホームページで明示している。

- 教育課程の編成は、学位授与の方針に掲げる人材養成、教育研究上の目的及び資格取得との適切性・整合性に基づき教養教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成している。
- 授業科目は、学則に定められている教育課程に従って、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目及び教職に関する科目で構成されており、卒業に要する授業科目の履修方法、必修・選択の別、配当年次及び単位数を定めている。また、授業を講義、演習、実験、実習、実技及びこれらの併用により行っている。
- 教育課程の編成に当たっては、全学教育会議において、大学及び大学院の教育の基本方針・実施体制、教育課程の編成方針及び高等学校、地域との連携等に関して示される。
- 教養教育である全学共通科目の教育課程は、全学教育会議で基本方針及び教育課程の編成方針が示された後、全学共通教育委員会において、全学共通教育の推進及び全学共通科目と学部・学科専門科目の連携による一貫した学士教育課程の編成方針を策定する。
- 学科専門科目は、各学科及び教務委員会において審議される。審議に当たっては、全学教育会議において教育課程の基本方針及び編成方針が示された後、全学共通教育委員会において策定された全学共通科目と学部・学科専門科目の連携による一貫した学士教育課程編成方針及びカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程の編成が行われる。
- 全学教育会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、教務委員長、大学院学務委員長、自己点検・評価委員会からの選出者、事務局長、教務課長、大学評価・IR 室長で構成されており、次の事項について審議する。①大学及び大学院の教育の基本方針及び実施方針に関する事項②大学及び大学院の教育の教育課程編成方針に関する事項③大学と大学院の接続に関する事項④高等学校との連携に関する事項⑤地域等との連携に関する事項⑥その他教育に関し必要な事項ーとなっている。
- 全学共通教育委員会は、副学長、学部長、教務委員長、自己点検・評価委員会からの選出者、事務職員（事務局長若しくは代務者）で構成されており、全学共通教育の推進及び全学共通科目と学部・学科専門科目の連携による一貫した学士教育課程の編成のため、次の事項について審議する。内容は、①全学共通教育の実施方針に関する事項②全学共通教育と専門教育との連携に関する事項③その他全学共通教育に関し、学長が必要と認めた事項ーとなっている。全学共通教育委員会から示された教育課程の編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会において、具体的な学修支援及び授業支援について審議する。
- 教務委員会は、学科長と教務に関わる各学科から選出された教員及び運営会議において、専任教員から指名された委員長、副委員長と事務職員（事務局長若しくは代務者）で構成されており、教務課が所管課となり毎月 1 回（場合によっては臨時委員会を）開催している。審議内容は、①教育課程の編成に関する事項②科目の履修に関する事項③教務に係る学則及びその他諸規程、諸規則の制定・改廃に関する事項④編入学に関する事項⑤その他教務に関し、学長が必要と認めた事項ー等で、教務委員会で審議され議決された事項は、学部教授会又は全学教授会において審議・報告される。
- 教務委員会において策定された「シラバス策定の手引き」に沿って、学修の成果に係る

評価を「講義概要（シラバス）」に記載している。「講義概要（シラバス）」には、学生の授業における到達目標、評価基準、評価手段・方法をあらかじめ明示しており、それぞれに従って評価を行っている。

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科は、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「国際観光学科は、観光及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、観光産業・事業、国際交流、まちづくりの各分野で実践的に活動できる人材を育成する」という明確に定められた教育目的を達成するために、各領域に関わる科目を開講している。
- 学生の教育目的をより効果的に達成し、さらに、専門的学修を深めニーズに対応するため、平成27(2015)年度入学生より従来の5コース制に代えて新たに3コース制へ再編成し、観光分野における総合力アップに資する学生の育成に努めている。三つのコースは、観光マネジメントコース、スポーツツーリズムコース、グローバルツーリズムコースである。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、社会福祉領域から求められる要請に応えるために、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実践的に活動できる人材を育成する」という明確に定められた教育目的を達成するための、各領域に関わる科目を開講している。
- カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目（基幹科目・展開科目）で構成される体系的なカリキュラム編成を行っており、その中核には社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目を開講している。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「医療・福祉施設でのチーム医療、教育・栄養行政の現場、食品・医療企業等で専門知識を活かして活躍できる人材を育成するため、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる、栄養士、管理栄養士を育成すること」という明確に定められた教育目的を達成するために、各領域に関わる科目を開講している。
- 管理栄養士の国家資格を得ることを教育目標の一つに掲げており、それを具体的に実現するために、「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」の教育内容に基づいて、体系的なカリキュラム編成を行っている。

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「薬学に関する専門知識・技能を修得し、医療薬学分野で実践的に活動できる薬剤師を育成すること」を教育目的とし、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」

に基づいてカリキュラムを編成し、基礎薬学から臨床薬学にわたる薬学修得に必要な科目を開講している。

- 平成 27(2015)年度入学生から、「薬学モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度版）」に沿った基礎・臨床系の科目群に、本学他学部の特徴である健康と福祉に関する学問領域を加えた 6 年一貫の体系的な教育課程を編成している。

【大学院】

- 大学院は、「長崎国際大学大学院 学則」第 2 条において示した「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする」という明確に定められた教育目的を達成するために、各領域に関わる科目を開講している。
- 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。
修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力とともに高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 大学院教育課程の編成は、教育上の目的を達成するために研究科、専攻において協議し編成される。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

- 全学教育会議において、大学及び大学院の教育の基本方針・実施体制、教育課程の編成方針等を示し全学共通教育委員会において、全学共通科目の推進及び全学共通科目と学部・学科専門科目の連携による一貫した学士教育課程の編成方針を策定した後、教務委員会及び各学科において具体的に教育課程の編成について審議する。
- 教養教育は、本学の建学の理念である「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を人材育成の目的としている。
- 初年次教育である「教養セミナー」について、全学共通教育委員会の策定方針を受け学科及び教務委員会で授業内容の検討・見直しをこれまで行ってきた。また、平成 29(2017)年度からの 3 ポリシーの改定に伴い「ホスピタリティ概論」を必修科目とし、初年次教育を形成する授業科目として加えることで、より充実を図り授業内容の見直しを行っていく。
- 全学共通科目の教育課程編成は、全学教育会議及び全学共通教育委員会の教育課程編成方針を受け、教務委員会及び学部・学科において、教育課程の編成・学修支援について具体的に審議した後、学部教授会、全学教授会を経て学長が行う。
- 学科専門科目の編成は、全学教育会議において、大学及び大学院の教育の基本方針及び実施方針を示し、各学科の教学に関する部署又は委員会等においてカリキュラム編成の原案を作成している。編成に当たっては、「長崎国際大学 学則」の卒業（第 36 条）及びディプロマ・ポリシー、教育研究上の目的、学部・学科の目的、資格の取得に明記され

た資格科目との適切性を図りながら教務委員会と連携し編成される。人間社会学部は、学科会議で協議し、教務委員会において確認された後、学部教授会で審議され全学教授会を経て学長が行う。健康管理学部及び薬学部は、学科長を中心に教学担当で検討し教務委員会において確認された後、学部教授会で審議され、全学教授会を経て学長が行う。

- 全学共通科目、学部共通科目、学部・学科専門科目の教育編成に当たっては、学部・学科の特性を考慮し、適切に区分を設けた上で、科目を必修・選択必修・選択に分け、単位数、配当年次、種別、区分ごとの修得単位数を決め教育課程に明示している。また、各学科において、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成し資格取得及び各年次に応じた履修モデルを作成している。なお、平成 29(2017)年度より科目の学修段階や履修順序を示すナンバリングを導入する。
- 学生の授業における到達目標及び成績評価を明確にするため、教務委員会において「シラバス作成の手引き」を策定し、「講義概要(シラバス)」を作成している。「講義概要(シラバス)」には、観点別に授業における到達目標、評価手段、評価方法を記載している。
- 「講義概要(シラバス)」には、授業のねらい・概要を記載しており、学生の授業における到達目標を4観点(「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」)に分け明記している。成績評価については、受講者の到達目標に対応して評価基準及び評価の手段、評価比率を記載し、学修に対する目的意識・学修意欲を高めている。また、各回に予習・復習欄を設け具体的な学修内容を指示している。「講義概要(シラバス)」は、全学生に配布し大学ホームページに掲載している。なお、平成 29(2017)年度に向けて3ポリシーの見直しを行ったことから、「講義概要(シラバス)」においても学生の授業における到達目標をホスピタリティを構成する能力とし、これまで同様到達目標を明記する。
- 「講義概要(シラバス)」は、「長崎国際大学 シラバスチェック要項」に沿って第三者によるチェックを行っている。「講義概要(シラバス)」のチェックは、教務委員会において各学科へ依頼し、学部長又は学科長が選出した専任教員等、カリキュラムの編成に関わる教員が点検し、加筆・訂正が必要な場合は、担当教員に変更を依頼する。
- ポートフォリオシステムは、平成 25(2013)年4月に導入し、全学生・教員が利用している。利用に当たっては、各学年のオリエンテーションで「ポートフォリオの利用方法」を配布し説明するとともに、1年次生には「コンピュータ基礎演習」で利用方法を説明している。また、教員及び新任教員に対してFD研修会を年2回開催しポートフォリオシステムの導入意義、具体的な操作方法、バージョンアップした事項等について説明し質問を受けている。
- 平成 27(2015)年度のポートフォリオの利用状況は、教員及び学生とも全員が利用している。また、平成 25(2013)年度から学内無線LANを整備し、学内でどこにいてもインターネット接続でポートフォリオが利用できるようになっており、講義等においてICT(情報通信技術)の幅広い活用ができる。
- 1年次に開講されている「英語演習」は、入学時にプレイスメントテストを実施し、習熟度別に40人前後のクラス編成を行っている。また、英語教育については、平成 26(2014)年4月にCALLシステムを新たに導入するとともに、2人のネイティブ専任教員を採用

した。平成 28(2016)年度には新たに 1 人の英語教員を増員するなどし、年々語学教育の充実を図っている。

- 授業改善を図るため自己点検・評価委員会において、授業アンケート、在学生アンケート、卒業生アンケートを実施しており、改善すべき事項を学科会議、教務委員会、学生委員会、学部教授会で協議し改善に努めている。また、教員相互の授業公開も実施し授業改善に取り組んでいる。
- 単位制度の実質化の観点から履修登録単位数の上限制度（キャップ制）を設けている。平成 23(2011)年度から各学部・学科において段階的に履修登録単位数について見直しを行った。また、健康栄養学科・薬学科は、専門科目の特性及び原級留置制度を考慮し再度、学科と協議の上、平成 26(2014)年度入学者より 50 単位から 48 単位へ変更したことで、全学科の履修登録単位数の上限単位数を 48 単位とした。
- 履修登録単位数の上限単位を超えて単位を修得している学生は、教職課程履修者、社会福祉学科に所属する介護福祉クラス生、編入学生及び年間の GPA(Grade Point Average) 値が 2.5 から 3.0 未満の学生は 2 単位まで、3.0 以上の学生は 4 単位まで上限単位数を超えて履修登録を認めている。また、薬学部薬学科においては、「長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則」において、教育的に有益と担当教員が判断し、学部長が認めた者には履修登録単位数の上限単位を超えて履修を許可することがある。
- 学生の履修登録に当たっては、担当教員又は担任が指導を行う。人間社会学部・健康管理学部の担当教員は、「教養セミナー」「専門演習」の科目担当教員、薬学部は、担任として、学生を割振り担当している。担当教員及び担任は、学生の科目の修得状況を確認し進級・卒業の要件を満たしているか、資格取得に当たって履修科目に間違いがないか、また、出席状況の確認も行っている。なお、「履修登録届」を提出する際は、担当教員の確認印を必要としている。

【全学共通科目】

- 全学共通科目は、導入、人間理解、国際理解、社会理解、自然理解に区分し、本学の建学の理念である人間尊重を基盤とした科目、各学部・学科で学修を行うに当たっての基礎基盤となる科目等を開講しており、学生が幅広い教養を修得できることを目的としている。
- 導入科目の「教養セミナーA・B」は、1 年次全員必修としている。高等学校までの受身の学習から脱却して、各人が主体性をもって学修しなければならない大学での教育について自覚し、それを着実に実行できる能力を身に付けることを目標としている。また、社会人としての一般常識、文章処理能力、思考力、コミュニケーション能力、自分自身の考えを発表できるプレゼンテーション能力等を養うことを目的とし少人数教育を行っている。なお、地域調査や早期体験学習として病院や製薬会社への見学及び AED 講習会やプレゼンテーション等、合同で実施することで教育効果が上がる内容については、合同で実施しゼミ担当教員も全員参加する。
- 人間理解科目は、人間、文化、芸術についての教養・知識を深める科目と、生涯を通しての心身の健康保持増進、スポーツの習慣・知識、ボランティア精神、ホスピタリティの精神を養う科目によって構成されている。「茶道文化」は、九州文化学園が創立以来そ

の人間教育の柱としてきた茶道とその文化を学ぶ内容として、茶の心と教員と学生の触れ合いを大切にする少人数教育科目で、1年次から順次履修する。なお、授業は、10人程度のグループに分かれSA(Student Assistant)及び本学職員を中心に指導を行う。

- 国際理解科目は、社会の国際化が進む中で、コミュニケーション技能に配慮した外国語科目、国際感覚と理解を深めるために国際社会へのアプローチを目的とする国際関係科目、その他留学生のための科目が開講されている。外国語は、「英語」を必修科目とし、それ以外に「中国語」「韓国語」「フランス語」を開講している。また、平成26(2014)年度入学生から留学生を対象とした「日本語入門A・B」「日本理解A・B」の4科目を新たに開講した。
- 社会理解科目は、経済・文化・医療・福祉等、社会において担うべき責任について理解し、社会の各領域の成り立ちや諸問題を解明するため、社会科学について学び課題に挑戦する意欲や課題解決能力を養う。社会の各領域の成り立ちやそこに発生する問題を私たちの日常生活のレベルから解明する「社会学」、専門家として活動するのに必要な「法学」「政治学」「経済学」「統計学」及び「学際連携研究」「地域の理解と連携」等が開講されている。社会福祉学科生は、「社会学」を、薬学科生は、「統計学」を必修科目としている。また、留学生を対象とする科目として「異文化適応演習A・B」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」を開講している。
- 自然理解科目は、自然科学関連科目を開講し自然に関わる諸現象やその法則を明らかにし、自然科学に対する興味を持ち論理的かつ柔軟な思考力を養う。研究に必要な基礎知識を修得し、専門家としての活動を支える情報処理科目である「コンピュータ基礎演習ⅠA・ⅠB」を必修科目とし、「基礎の化学」「基礎の生物学」「基礎の物理学」「基礎の数学」「地球環境論」等、自然科学の知識や技能を身に付ける科目を開講している。なお、薬学部生は、「基礎の化学」「基礎の生物学」「基礎の物理学」「基礎の数学」の4科目のうち3科目を選択必修としている。

【人間社会学部国際観光学科・社会福祉学科】

- 「キャリア開発A・B・C」は、キャリアデザインについて学ぶ必修科目として各科目2単位、合計6単位を配置している。「キャリア開発A」は、社会人として働くことの意義を理解し、卒業までにどのような学生生活を送るべきかを考える。「キャリア開発B」は、基礎学力・社会人基礎力の重要性を理解させ、自分自身のキャリアプランについて考える。「キャリア開発C」は、社会人としての心構えや望ましい職業観を身に付ける。これらの科目は、本学教員だけでなく外部より講師を招き講義を行う。健康管理学部・薬学部は、「教養セミナーA・B」の中において、キャリア教育を行っている。

【人間社会学部国際観光学科】

- 「長崎国際大学 学則」及び「長崎国際大学 履修規程」において、卒業要件単位数を124単位以上としている。その内訳は、全学共通科目を32単位、学部共通科目を6単位、学科専門科目を80単位、本学に開講されている全領域の科目及び単位互換認定科目から6単位としている。
- 全学共通科目で開講されている「教養セミナーA・B」は、導入科目として位置付け少人

数による教育を行っている。ただ、「教養セミナー」において、地域活動やプレゼンテーション、救命講習等を行う際は、学修への取組み姿勢を構築するため合同授業を行っている。また、聞く・話す・読む・書く能力の向上を目指し、討論形式、アクティビティ等多様な形式での授業を展開している。

- 教育課程は、学科共通科目、コース科目及び「専門演習」等の3区分から構成され必要な知識と技能を体系的に修得できるようにしている。また、学生が、資格取得や将来の進路に結びつくようにコースを設定している。
- 平成 27(2015)年度入学生より新たに従来の5コース制に代えて3コース制を導入した。理由は、5コース間において教学内容に重複が見られることと言語と文化の学びを観光に活かすという観点から統合するなどの見直しを行い、観光分野における総合力アップに資する学生の育成に努めている。なお、新たに設置した三つのコースは、観光マネジメントコース、スポーツツーリズムコース、グローバルツーリズムコースとした。
- 観光マネジメントコース、スポーツツーリズムコースは、2年次からコースに所属するが、グローバルツーリズムコースについては、英語力を集中して育成するため、1年次からコースに所属する。
- 学科共通科目は、観光と国際理解の基礎となる科目、観光の視点からの国際的な地域研究、観光及びスポーツにおける文化的・歴史的学びの基礎となる科目から構成されており、必修科目6科目12単位と選択必修科目1科目2単位を含め修得単位が30単位以上となるように科目を選択、履修する。
- 学科共通科目の「国内観光研修 A～D」「海外観光研修 A～D」「語学研修 A・B」「海外留学」「インターンシップ A・B」「地域連携活動 I・II」は、2単位以上選択必修となっている。なお、「インターンシップ A・B」の期間は2週間である。
- コースにおいて取得できる資格について履修モデルを示しており、単位の修得に当たっては、観光マネジメントコースは、所属するコースから必修6単位を含む20単位以上を選択履修とし、全てのコース科目群から20単位以上を修得する。スポーツツーリズムコースは、所属するコースから必修10単位を含む20単位以上を選択履修とし、全てのコース科目群から20単位以上を修得する。グローバルツーリズムコースは、所属するコースから必修28単位を履修し、全てのコース科目群から12単位以上を修得する。
- 平成 26(2014)年度以前の入学生のコース科目は、観光ビジネスコース、地域デザインコース、言語・多文化コース、スポーツツーリズムコース、グローバルツーリズムコースの五つの専門コース別に設定し、学生が専門的な学修を深められるよう、また、資格取得や将来の進路設定に結びつくように各コースに専門科目を開講している。
- コースにおいて取得できる資格について履修モデルを示しており、単位の修得に当たっては、観光ビジネスコース、地域デザインコース、言語・多文化コースは、所属するコースから必修6単位を含む20単位以上を選択履修とし、全てのコース科目群から20単位以上を修得する。スポーツツーリズムコースは、所属するコースから必修8単位を含む20単位以上を選択履修とし、全てのコース科目群から20単位以上を修得する。グローバルツーリズムコースは、所属するコースから必修28単位を履修し、全てのコース科目群から12単位以上を修得する。
- 「専門演習」等は、専門領域で研究課題を設定して行う「専門演習 IA・IB・IIA・II

B・ⅢA・ⅢB」「卒業研究」から構成されており必修科目としている。「専門演習ⅠA・ⅠB」は、2年次に開講される専門領域での演習で、各コース学修の導入として位置付けられ、専任教員が学生の志向を考えながら、学修方法や課題に向けての資料の整理、レポート作成等について指導に当たる。「専門演習ⅡA・ⅡB」は、3年次に開講され、専任教員の指導のもとで文献調査又は実習を行い課題を分析し、その概要と結論を発表する。

「専門演習ⅢA・ⅢB」は、4年次に開講され、「専門演習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB」をもととした専門領域の学びである。各コース、ゼミにおける学びの集大成として卒業研究を作成する。「専門演習」各1単位の計6単位、「卒業研究」4単位の合計10単位を必修としている。

- 4年間の学修の集大成として、卒業論文を作成する「卒業研究」は、各コースの専門的知識の修得を前提として作成されるため、「専門演習」の指導体制を強化して対応してきた。「卒業研究」に取り組むことにより、専門知識修得の確認をしている。「卒業研究」は、「卒業研究要旨集」としてまとめ、公表している。
- 平成29(2017)年度秋季入学生より「専門演習」の履修方法について、アクティブ・ラーニングやゼミ活動の進め方を考慮し、また、教育効果を鑑み、秋季入学生については「専門演習A」「専門演習B」の順に履修させることとした。なお、この履修方法は、上位学年の履修となることから学生の不利益とならないように、事前に担当教員による十分な指導を行っている。
- 観光マネジメントコースは、ホテル等の宿泊業、旅行代理店等の旅行業、テーマパーク等のリゾート産業、鉄道・航空等の交通業、レストラン等の外食産業についての事業展開や企業経営の仕組み、マーケティング戦略等を学ぶ科目が開講されている。
- 観光マネジメントコースは、博物館で専門的な仕事に従事する職員である学芸員を養成して資格を取得する博物館学芸員課程、日本語を母語としない者に対して日本語を教授する日本語教員を養成する日本語教員養成課程、旅行業に必須の資格である旅行業務取扱管理者試験合格を目的としている旅行業務取扱管理者養成課程、ホテル業界でリーダーとして活躍する人材を育成することを目的としたホテル経営管理者養成課程、公務員又はサービス業の従事者として、地域社会に貢献する人材を育成する公務員・教養課程の五つを開講している。
- 観光マネジメントコースは、地域づくりの理論と実践を学修するために、地域資源の活用と保護について学ぶ。具体的には、都市計画やリゾート計画、イベント開発等の成功例を教材にした科目が開講されている。学芸員の資格取得のための科目も開講している。さらに、英語・中国語・韓国語及び日本語について学ぶ科目も開講されており、TOEIC等の語学能力検定の資格、英語教員、日本語教員の資格の取得を目指す。これにより、英語教員や日本語教員として、更には宿泊業・旅行業・サービス業等の観光業と観光関連産業の従事者として活躍しうる国際交流の能力を身に付ける。
- スポーツツーリズムコースは、スポーツを実践したり観戦したりする人々に注目し、スポーツの成り立ちや仕組み、関連するモノやサービスの経済活動、スポーツクラブの運営や店舗の経営等を学ぶ。また、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することを目的としている。
- スポーツツーリズムコースでは、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者や健康

運動実践指導者等のスポーツに関する指導者やコーチの資格取得のためのスポーツ指導者養成課程が設置されており健康運動実践指導者といった、競技指導と施設運営に関わる資格を取得する科目も開講している。また、中学校教諭一種免許状保健体育、高等学校教諭一種免許状保健体育の教員免許取得希望者も多い。

- グローバルツーリズムコースは、観光の専門知識を持ったグローバル人材の育成を目指している。1・2年次に集中して英語力をつけるための科目を履修するとともに、2回の海外留学を義務付けている。1年次の短期留学（1か月）や2年次後期の留学（6か月）は、国際的な教養と国際感覚を養う。3・4年次には、国際観光学科の専門科目と英語で行われる専門科目を開講し、留学から帰国後も授業内や留学生との交流、英語を活用し地域への貢献を行うなど英語を使う環境を維持してコミュニケーション能力が高められるようにしている。
- 「長期インターンシップ」は、ハウステンボス株式会社（以下「ハウステンボス」とする）の協力のもと、前期8単位、後期6単位という構成である。前期はゴールデンウィークと夏季休暇、後期は冬季休暇と春季休暇に計画され、ホテルやパークの業務を体験する。履修者は、平成26(2014)年度には21人、平成27(2015)年度には62人と増加している。また、「長期インターンシップ」で修得した単位のうち2単位を学科共通科目の「インターンシップ」に読替えることができる。
- 「長期インターンシップ」修了者は、学部必修科目「キャリア開発A」等の中でインターンシップの報告会を実施する。報告会を行うことで、働くことの意義や1年次生が「長期インターンシップ」を理解し2年次以降に参加することを促すなどの教育効果を高めている。また、「長期インターンシップ」履修者から、ハウステンボスに数人採用されている。
- コースイベントとして、毎年、観光マネジメントコースでは「旅行プランコンテスト」（1月）、地域デザインコースでは「Made in Sasebo フォトコンテスト」（11月）、言語・多文化コースでは「ようこそ Japan 外国語コンテスト」（12月）、スポーツツーリズムコースでは講演会「トップアスリートに学ぶ」（年2回）を実施している。平成27(2015)年度の「旅行プランコンテスト」の内容は、「佐世保市を中心とする着地型旅行プラン」及び「観光研修プラン」で募集し、「Made in Sasebo フォトコンテスト」は、高校生向けのコンテストを実施した。また、3か国語を使用し発表する「ようこそ Japan 外国語コンテスト」を開催した。スポーツツーリズムコースでは、「トップアスリートに学ぶ」と題した講演会を平成26(2014)年度には11月と12月に開催し、知見を深めた。このように各コースでイベントを実施することにより、学生が更に学びを深化させ、高等学校や地域と交流することで、自らが学ぼうという積極的な仕組みが構築されている。
- 教員免許取得に関しては、指定された科目を修得すれば、卒業と同時に中学校一種免許状社会・英語・保健体育と高等学校一種免許状地理歴史・英語・保健体育の教員免許状を取得できる教育課程編成となっている。
- 平成25(2013)年度より、実践的な英語を学ぶ機会を提供するため、ライシュウム大学（フィリピン国）での1か月の短期留学が企画実施された。語学力の向上を目指す学生に対して、多様な留学の機会を提供する体制を整えている。
- 平成29(2017)年度からの学科の新しい3ポリシー実現に向けて、ナンバリング、カリ

キュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの検討を始めている。

- 入学後の学修が円滑に進むように、観光の対象となり得るものに対して興味・関心を深めるためにレポートを作成するなど、入学前教育を実施している。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 「長崎国際大学 学則」及び「長崎国際大学 履修規程」において、卒業要件単位数を 124 単位以上とし、その内訳は、全学共通科目を 32 単位、学部共通科目を 6 単位、学科専門科目の基幹科目より必修 13 単位を含む 50 単位、展開科目より必修 4 単位を含む 20 単位、学科専門科目の基幹・展開科目から 10 単位、本学で開講されている全領域の科目及び単位互換認定科目から 6 単位としている。
- 社会福祉学科の専門領域科目は、基幹科目と展開科目から構成されている。
基幹科目は、社会福祉、相談援助の基本となる理念、歴史・現状、法制を理解し関心を高めるための科目を開講している。その実践に当たって基礎となる医学や介護学に関する科目及び心理学、社会学に関する科目並びに高齢者、障がい者、児童の福祉、社会保障、公的扶助に関する科目、相談援助技術の講義、演習、実習科目が開講されている。
また、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の現場配属実習を行うに当たって、事前に修得しなければならない科目を開講している。なお、基幹科目は、必修 13 単位を含む 50 単位以上を選択履修する。
- 展開科目は、社会福祉の展開を図る上で重要な科目であり、学生の資格取得、卒業後の進路に応じて、地域・行政、医療・精神保健、介護の各分野の科目が開講されている。
各分野での重要事項について、関係する理論・技術、実習等についての理解を深め、実践に役立たせる。なお、展開科目は、必修 4 単位を含む 20 単位以上を選択履修することとなっている。
- 全学年を通して開講される少人数ゼミである「教養セミナー」(1 年次)、「専門基礎演習」(2 年次)、「専門演習」(3 年次)、「卒業研究」(4 年次)を中核としながら、それぞれの学生は社会福祉への問題意識を形成し、各自の問題を探究し深めていく。4 年次の「卒業研究」については、3 年次の「専門演習」の担当教員が引続き指導し、4 年間の学びの集大成として卒業論文をまとめ上げると同時に、その過程において中間発表会、卒業研究発表会を行っている。
- 社会福祉学科では、厚生労働省告示に定める科目の単位を修得することにより、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士（介護福祉クラス所属学生）の国家試験受験資格が得られる。指定基準による教育内容及び単位数を基本として教育課程を編成するとともに、教育研究の目的に沿った科目を体系的に開講し履修モデルを明示している。
- 教育課程は社会福祉士養成カリキュラムを中心に据え、併せて精神保健福祉士、介護福祉士も希望に応じて取得できるような構成のカリキュラムとなっている。また、各資格に応じて現場配属実習を行う。
- 精神保健福祉士については、「社会福祉原論 A・B」等の社会福祉士との共通科目と「精神医学 A・B」「精神保健 A・B」等のほか、精神保健福祉に係る「相談援助演習」「相談援助実習」「相談援助実習指導」が開講されている。
- 介護福祉士については、「社会の理解」等の人間と社会に関する科目、「介護概論 I A・I

B」等の介護に関する科目、「発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ」等のところとからだの仕組みに関する科目及び医療的ケアに関する科目の「介護における医療的ケアⅠ・Ⅱ」が開講されている。

- 社会福祉士の「相談援助実習」については、2年次に事前に施設の見学を行っている。3年次以降、実習を行う前に、各施設から職員を招き、各施設の概要・職員の業務内容をはじめ実習の注意事項を確認するための事前指導を行う。また、終了後も実習先施設の職員、教員、学生に対して報告会を行い、最終的には報告集をまとめるなど、事後指導にも力を入れている。
- 社会福祉の人材育成の最終目標として「社会福祉総合演習」を開講している。「社会福祉総合演習」は、3年間の学修の総括的な復習及び国家試験合格を目指すための演習科目としており、「社会福祉総合演習（福祉専門）・（福祉共通）・（精神）・（介護）」の4科目を開講し学んだ知識の総点検を行っている。
- 健康・生きがいづくり財団指定科目の単位を修得することにより生きがい情報士試験の受験資格が得られる。平成 27(2015)年度入学生から、障がい者スポーツ指導員（初級）の指定科目の単位を修得することで認定登録資格が得られるようになった。
- 平成 28(2016)年度入学生から、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の指定科目の単位を修得することで、日本社会福祉士養成校協会のスクール（学校）ソーシャルワーク認定資格が取得できるようにした。ただし、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得者でないとスクールソーシャルワーカーにはなることができない。また、平成 28(2016)年度卒業生から、日本福祉心理学会の指定科目の単位を修得することで、福祉心理士の認定資格を取得できる。
- 教員免許取得に関しては、指定された科目を修得すれば、卒業と同時に「高等学校教諭一種免許状・福祉」の教員免許状を取得できる教育課程編成としている。
- 各自のキャリアプランと資格取得を考えるためのオリエンテーションを、1・2年次の12月に実施している。
- 授業方法の改善を進めるための組織体制については、大学全体の授業公開のほか、社会福祉学科独自の相互研究授業を全教員を対象として実施し、改善のための努力が続いている。さらに、授業アンケートの評価点や自由記述から、改善が必要と思われる授業担当者に対して、学科長が面談を行い、改善に努めている。
- 平成 25(2013)年度には、学科内に教育内容向上委員会を設置し、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを再点検する作業を通してカリキュラムの体系的な編成を行ってきた。また、平成 29(2017)年度からの学科の新しい3ポリシー実現に向けて、ナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの検討をしている。
- 入学後の学修が円滑に進むように、本学で取得できる資格について理解するとともに、併せて、読解力や文章理解力、表現力のフォローアップの入学前教育を実施している。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 「長崎国際大学 学則」及び「長崎国際大学 履修規程」において、卒業要件単位数を124単位以上としている。その内訳は、全学共通科目を28単位、学科専門科目の基礎から必修38単位を含む40単位、基幹から必修44単位を含む46単位、関連から必修3単位

を含む 6 単位の合計 92 単位、本学に開講されている全領域の科目及び単位互換認定科目を 4 単位としている。管理栄養士の育成を目的としていることから管理栄養士として必要な知識を身に付けるため、学科専門科目 92 単位のうち 85 単位が必修科目となっている。

- 専門教育は、基礎・基幹・関連に区別されている学科専門科目の履修によって行われ、それぞれ順次年次を追って、体系的に学修できるように教育課程が編成されている。学生の体系的学びをサポートするために各専門科目の開講年次を定めており、1 年次から専門科目を履修することができる。それぞれの授業の到達目標を達成するために、授業の形態や内容に応じて色々な工夫を取入れている。
- 基礎科目は、1～3 年次に開講され、管理栄養士が必要とする多様な専門領域に関する基本的な能力を養うことを基本とし、その職務遂行に必要な知識と技能を修得する基盤となる科目であり、社会・環境と健康、人体の構造と機能・疾病の成り立ち、食べ物と健康の 3 領域で 31 科目が開講されている。
- 1 年次の基礎科目である「健康栄養入門」では、管理栄養士の社会的役割や具体的な業務内容についての授業を行うことで健康と栄養への興味と関心を深め、4 年間の学修を動機付ける機会にしている。
- 基幹科目は、全ての専門領域と関連の深い栄養学の基盤となる「基礎栄養学」を 1 年次に、その他は 2～4 年次に開講され、①管理栄養士に必要とされる知識、技能、態度及び考え方の総合的能力を養うこと②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養うこと③公衆衛生を理解し、保健・医療・福祉・介護システムの中で栄養・給食関連サービスのマネジメントを行うことができる能力を養うこと④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を養うこと一を基本とし、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論の各分野で構成されている。
- 基幹科目のうち 3・4 年次に「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」「臨地実習Ⅱ（給食経営管理）」「臨地実習Ⅲ（公衆栄養学）」「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」を、必修科目として学外で実習を行う。病院、保健所、福祉施設、学校等が実習先となっており、実習施設から職員を招き事前学習を行うなど密度の濃い実習を行っている。
- 3 年次の基幹科目である「総合演習Ⅰ」では、学外実習である「臨地実習」に臨むに当たり、実習先に応じた実習内容と実習課題について実務経験教員を中心とした懇切丁寧な指導を行うとともに、実習に共通して必要な言葉遣い、話し方、態度、姿勢、コミュニケーション方法等についての指導、また、実際の事例を挙げて実習グループ単位でロールプレイング形式による指導を実施している。
- 関連科目は、学科専門科目の中にあって、1 年次に開講される包括的、基礎的性格を有する科目として「栄養の生物学」「栄養の化学演習」「基礎化学実習」、3 年次に開講される科目として、社会が求める特定専門領域の基礎知識を有する実践的管理栄養士の養成を目指す「栄養学応用演習Ⅰ・Ⅱ」「栄養英語」、4 年次に開講される管理栄養士受験資格を得るために履修を必要とする科目として「栄養学専門演習」「管理栄養士演習」及び専門教育の集大成として開講されている「卒業研究」から構成されている。「卒業研究」に当たっては、担当教員が各学生の進度・能力に応じて個別に指導している。

- 健康と栄養に関する専門的知識・技術を修得するため、「栄養の生物学」「栄養の化学演習」の受講に当たり、それぞれ生物と化学のプレイスメントテストを実施し、習熟度別にそれぞれ2クラス編成により授業を行い、学生の理解度が高まるように配慮している。
- 4年次には、1～3年次までに修得した学修内容の総括的な復習を関連科目である「栄養学専門演習」「管理栄養士演習」及び基幹科目である「総合演習Ⅱ」で実施し、管理栄養士資格取得に向けての集中的な学修指導を実施している。
- 健康と栄養の関わり、社会における管理栄養士の多岐にわたる使命や役割を理解し、管理栄養士を目指す気持ちを育むため、1年次生の管理栄養士を目指す動機付けの導入科目である「健康栄養入門」の単位数を平成26(2014)年度入学生から現行の1単位から2単位に変更し、導入教育の充実を図ることとした。また、臨床の現場で必要な栄養管理と薬の関係を学ぶ科目である「栄養と薬」の単位数を平成26(2014)年度入学生から現行の1単位から2単位に変更し、栄養と薬の関係のより高度な知識の修得を図ることとした。
- 「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」の開講年次を平成26(2014)年度入学生より4年次から3年次に変更し、3年次開講である「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」「臨地実習Ⅱ（給食経営管理）」と連携させ、実習内容の充実を図ることとした。
- 学生支援は、1・2年次の学生は、1年次の「教養セミナー」の担当教員が分担して、各学年の学生の指導を行い、3・4年次は、「卒業研究」の配属教員によって学生の指導が行われるようにしており、学生と全教員が日常の学生生活の中で常に触れ合い、十分なコミュニケーションがとれるようにしている。
- 専門科目の開講年次を定めており学生は順次履修するが、原級留置者については、学部長が教育上有益と認めた場合、上級年次配当科目の履修を年間4科目まで認めることとしている。なお、このことは、学部教授会で審議され教務委員会において確認された後、全学教授会に報告される。
- 定められた科目を履修して単位を修得することにより、国家資格である管理栄養士の国家試験受験資格が得られる。また、栄養士、食品衛生管理者（任用）、食品衛生監視員（任用）の資格を取得することができる。資格取得に当たっては、指定基準による教育内容及び単位数を基本として教育課程を編成するとともに、教育研究の目的に沿った科目を開講している。
- 入学後の学修が円滑に進むように化学と生物の要点をまとめた問題集を作成し、入学予定者に送付して、入学前教育を実施している。
- 教員免許状取得に関しては、指定された科目を修得すれば、卒業と同時に栄養教諭一種の教員免許状を取得できる教育課程を編成している
- カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成している。また、平成29(2017)年度から、学科の新しい3ポリシー実現に向けて、ナンバリング、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの検討をしている。

【薬学部薬学科】

- 平成27(2015)年度入学生から、「改訂薬学モデル・コアカリキュラム」に準拠した6年一貫の体系的な教育課程を編成している。薬学科専門教育科目は、基本事項、薬学基礎

(物理系薬学・化学系薬学・生物系薬学)、衛生薬学、医療薬学、薬学臨床、総合及び薬学研究の 7 分野で構成されている。なお、平成 26(2014)年度以前入学生は、8 分野で構成されていた。

- 薬学科では、「薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する」という目標を掲げ、教育課程を体系的に編成している。さらに、地域医療、高齢者医療・福祉、介護、生活習慣病の予防改善・健康増進に貢献できる薬剤師を育成し世に送り出す目的で、他学部との連携によりコミュニケーションやホスピタリティに関する教育（人間社会学部との連携）や、疾病予防・改善・健康増進に関する教育（健康管理学部との連携）を導入している。
- 「長崎国際大学 学則」及び「長崎国際大学 履修規程」において、卒業要件単位数を 192.5 単位以上としている。その内訳は、全学共通科目を 30 単位、学科専門科目の基本事項から必修 2.5 単位、薬学基礎から必修 52 単位、衛生薬学から必修 13 単位、医療薬学から必修 29.5 単位、薬学臨床から必修 45 単位、総合から必修 9 単位、卒業研究の 6 単位としている。選択履修は、薬学基礎、衛生薬学、医療薬学、薬学臨床の中から 5.5 単位としている。
- 全学共通科目、学部・学科専門科目の教育編成に当たっては、適切に区分を設けた上で、科目を必修・選択必修・選択に分け、単位数、配当年次、種別、区分ごとの修得単位数をカリキュラム表に明示するとともに、卒業すると取得できる資格及び薬剤師免許を取得すると実践できる資格・業務を明示している。
- 導入教育として、薬局・病院・製薬会社を訪問しての「早期体験学習」（1 年次）及び長崎リハビリテーション病院での「臨床体験学習」（2 年次）を実施し、学生が早期に薬剤師としての自分の将来像をイメージできるようにしている。
- 導入教育として、平成 27(2015)年度から 1 年次に「基礎の物理学」「基礎の数学」「基礎の化学」「基礎の生物学」「化学演習」「物理・数学演習」を習熟度別に 2・3 クラスで開講、このうち、「化学演習」「物理・数学演習」は前期未修得者がいる場合、再履修として後期にも開講し、基礎学力の着実な定着を図っている。また、平成 28(2016)年度は、2 年次科目である「生物学演習」「分析化学演習」「薬品物理化学演習」を習熟度別に編成を行い 2 クラスで開講し、主要専門科目の学力定着を図っている。
- 6 年間にわたる薬学教育は、基礎薬学、専門薬学、臨床薬学の流れに沿って系統的に実施されている。この教育の流れの節目に際して、学生が修得した知識・技能を整理し確実に身に付けるために「総合演習Ⅰ」（4 年次）、「総合演習Ⅱ」（5 年次）及び「総合演習ⅢA・ⅢB」（6 年次）が開講されている。なお、平成 27(2015)年度入学生から、低学年時における知識・技能の整理・修得をより確実なものとするため、「総合基礎学習Ⅰ」（2 年次）及び「総合基礎学習Ⅱ」（3 年次）を新たに導入した。
- 基礎知識の理解をより深める目的で、2 年次より順次、12 の実習科目を開講している。また、5 年次での実務実習がより円滑かつ効果的に行われるために、4 年次において前期 2 科目と後期 3 科目の事前学習を組んで実施している。
- 従来の担任制に加え、平成 27(2015)年度より 1～4 年次に学年主任 3 人を配置した。担任は、学生の履修指導や学修指導等の学修面だけでなく出席管理も含めた学生生活指導を行う。また、学年主任は、学年全体の学修動向を把握して、適宜必要な対策（休暇期

間中の課題設定、補講等の実施調整等）を採ることを主業務とする。

- 担任制は、「教養セミナー」やゼミ担当教員とは異なり 4 年次生まで変わることなく学生の学修面、生活面の指導を行う。
- 学生各自がパソコン、タブレット、スマートフォン等を介して、時間や場所を問わず CBT(Computer Based Testing)に関係する問題を解答できる CAI(Computer Aided Instruction)システムを平成 20(2008)年から導入している。4 年次の CBT 対策課題として用いるほか、1～6 年次に開講されている「総合演習」にも用いている。「総合演習」は、各学年及びこれまでに学修した薬学の基礎及び応用に関する知識を確かなものとするため、専門科目ごとに学んだ内容を総合的に理解できるようにしている。平成 27(2015)年度より休暇期間中の課題として活用している。
- 推薦入試及び AO 入試の合格者に対して入学前教育を実施している。薬学科教員が作成した化学・物理及び英語の課題を課し、返送された答案を担当教員が添削した上で、解説書とともに返送する方式で実施している。また、更に学修を希望する者に対応して、外部機関の通信教育（生物・物理・化学・英語）を紹介している。
- 薬学 FD 委員会では、平成 22(2010)年度から薬学部教員の授業公開が実施され、平成 25(2013)年度までではほぼ全教員の授業公開を完了した。参観した教員に対し講義内容や授業方法に関するアンケート調査を実施し、その内容をまとめて「授業参観アンケート集」として全薬学部教員に配布し、教授技能のレベルアップを図っている。
- 平成 29(2017)年度からの学科の新しい 3 ポリシー実現に向けて、ナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの検討を始めている。

【大学院】

- 大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例に鑑み、時間割については、社会人学生の便宜を図るべく昼夜開講制としている。

【人間社会学研究科観光学専攻】

- 観光学専攻は、「特講」「事例研究」及び修士論文作成のための指導を行う「特別研究」が開講されている。修了要件単位数は、必修 8 単位、選択必修 8 単位、選択 14 単位の合計 30 単位としている。修士論文の精緻な完成を目指すために中間発表を実施し、なお厳正な評価のために公開試問会を実施している。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 社会福祉学専攻は、「特講」「事例研究」及び修士論文作成のための指導を行う「特別研究」が開講されている。修了要件単位数は、必修 8 単位、選択必修 8 単位、選択 14 単位の合計 30 単位としている。修士論文の精緻な完成を目指すために専攻内中間発表会を経て中間発表を実施し、なお厳正な評価のために公開試問会を実施している。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻は、コアとなる「地域マネジメント論特別演習」「地域マネジメント研究方法」等の演習科目及び博士論文執筆のための指導を行う「特別研究指導Ⅰ・Ⅱ・

Ⅲ」が開講されている。修了要件単位数は、必修 16 単位、選択 8 単位の合計 24 単位としている。博士論文の精緻な完成を目指すために専攻内中間発表会を経て中間発表を実施し、なお厳正な評価のために公開試問会を実施している。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻は、健康科学分野、栄養科学分野、「特別研究」を開講している。健康科学分野、栄養科学分野の各特論、これに加えて、「健康科学演習」「栄養科学演習」をそれぞれの分野に開講するとともに、修士論文作成に必要な調査・研究のための「特別研究」を開講し 2 年間一貫の指導を行っている。修了要件単位数は、必修 10 単位、選択必修 4 単位、選択 16 単位の合計 30 単位としている。修士論文の精緻な完成を目指すために中間発表を実施し、なお厳正な評価のために公開試問会を実施している。

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻は、医療社会薬学、薬物治療設計学、予防薬学、医療基盤薬学の大講座の科目区分と共通科目区分の「特別研究」を開講している。各大講座の科目区分には、特論科目、演習科目が開講されている。さらに、博士論文を作成するために必要な調査・研究のための「特別研究」を開講し、4 年間一貫の指導を行っている。
- 修了要件は、大学院に 4 年以上在学し、32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとしている。
- 修了要件単位数は、共通科目区分の必修科目（「特別研究」）12 単位に加え、「特別研究」を行う研究室が所属する科目区分から 4 単位以上（講義科目又は演習科目）、その他の授業区分からそれぞれ 2 単位以上（講義科目又は演習科目）、合計 32 単位以上としている。博士論文の精緻な完成を目指すために専攻内中間発表会を経て中間発表を実施し、なお厳正な評価のために公開試問会を実施している。

(2) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 今後も各学部及び教育向上専門委員会で授業アンケート、在学生アンケート、卒業生アンケートの実施及び「学長カフェ」を開催し学生の関心や意見等を取入れ、授業内容や授業方法の改善に継続して取り組む。
- 平成 29(2017)年度に向けて長崎国際大学 3 ポリシーを策定したことから、各学部・学科においても 3 ポリシーを新たに策定する。また、授業における到達目標について各学部・学科及び教務委員会で再考する。
- 今後も引続き、教育の質保証のために、授業改善を推進する FD(Faculty Development)等の開催を継続的に実施する。
- 授業改善に関しては、平成 29(2017)年度よりナンバリング制の導入を行う。また、授業において、学生主体となる学生参加型のアクティブ・ラーニングを全授業において導入することを検討する。
- 学事暦の多様化に伴い 4 学期制の導入について今後、検討する。また、ギャップイヤーを活用した学外学修プログラムの推進に向けて学内・学外より意見を取入れる。

【人間社会学部国際観光学科】

- 5 コース制から 3 コース制へのスムーズな移行と確実な経過措置の実施、グローバルツーリズムコースの円滑な運営、カリキュラムの充実、「長期インターンシップ」の履修者を 30 人とする、ASEAN 地域留学生の日本語集中教育、離学防止と学力向上をねらいとした全学生対象の自習時間設定、グローバル化対応の推進等を行う。
- 学年別には、1 年次生は「教養セミナー」による大学生活へのスムーズな適応とリメディアル教育に注力する。2 年次生は専門教育の導入に向け、「専門演習」の履修指導徹底と、コースイベント参加による大学生活の自主的・積極的な充実を図る。3 年次生はコース専門科目の学びやインターンシップ等による知見を拡大する。そして、4 年次生は学びの集大成として卒業研究の作成と、自ら選び取る就職活動支援を実施する。
- 各資格のモデルカリキュラムのみならず、複数資格の取得を目指す学生のためのモデルカリキュラムを提示することも検討していく。
- 学科で取得可能な教員免許（「中学校一種免許状（社会・英語・保健体育）」と「高等学校一種免許状（地理歴史・英語・保健体育）」）と学科の教育課程の整合性を再度確認し、必要な場合は教育課程の見直しを検討する。
- 秋季入学生の「専門演習」履修に関しては、秋季からのスタートとなるため、従来 B から A の順番で履修させていたが、A から B の順番で履修させることによる教育効果維持を期すべきとの意見が強く、議論を重ねた結果、秋季入学生に限っては教育効果優先の意味から「専門演習」の配当年次を半期前倒しし、できる限り A から B と順次制をもって履修させる履修モデルでの運用を平成 29(2017)年度から実施することとした。なお、この変更は、「長崎国際大学 履修規程」第 5 条の 7「上級年次に配当されている科目は、履修することができない。ただし、学部長が教育上有益であると認めるときは、履修を許可することがある。」に基づいて実施する。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学と資格取得の関連性とカリキュラムとしての体系性の探求については、教育内容向上委員会で、引続き点検する。1～4 年次、各学年に設置される「教養セミナー」「専門基礎演習」「専門演習」「卒業研究」等のゼミが中核となって学びが進行していくが、進級時に新・旧ゼミ担当教員による学生の生活・学修についての情報の共有化を図り、学科内学生支援委員会やキャンパスライフ・ヘルスサポートセンターとも連携を図りながら、学生の学修を支援していく。
- 発達障がいのある学生や留学生をはじめとする、時に学業不振に陥りがちな学生に対して、オフィスアワー、SA 及びピア・サポーターの活用を促すとともに、導入教育の段階から個別の支援体制を構築することによって、学修効果をあげていく。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 学科全体の各教員の授業改善策に対する取組みについて、健康栄養学科教務委員会を中心として、授業アンケートの結果をもとに授業方法や授業環境等の改善・対策を検討していく。

【薬学部薬学科】

- ポートフォリオの利用を実質化するため、平成 27(2015)年度入学生より「医療人育成のためのポートフォリオ」を作成、卒業までの 6 年間「基本事項」に関連する課題やレポートを適宜提出させ、振返りに活用することとした。
- 「改訂薬学モデル・コアカリキュラム」には 1072 の SBO (到達目標) が含まれており、薬学部教務委員会で、各科目で全ての SBO が達成されるようにシラバスへの明記を指示・確認していく。

【人間社会学研究科観光学専攻・社会福祉学専攻】

- 観光学専攻においては、平成 26(2014)年度より「人的資源管理特講」「事例研究（人的資源管理）」を削除し、新たに「国際関係特講」「事例研究（国際関係）」を設置したが、今後も継続して科目の統廃合を検討していく。
- 社会福祉学専攻においては、平成 27(2015)年度より修士論文の審査体制を変更した。主査は主指導、副指導以外の教員から、副査 1 人は主指導若しくは副指導から、もう 1 人はその他の教員から選出することとし、より厳正な論文審査体制とした。
また、平成 28(2016)年度から、職業実践力育成プログラム（文科省助成事業・BP）の履修証明プログラム「地域の福祉リーダー育成講座」（総時間数 120 時間）を社会人を対象に開講し、受講希望生 3 人が履修登録した。開講講座は、「地域保健・医療」「まちづくりマネジメント」「地域福祉計画」「福祉経営」である。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻の教育課程について、大学院生の学位取得をより積極的に促進するため、科目の統廃合や新設を本年度より検討する。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻の開設後、12 年目を迎え、栄養科学・健康科学領域における社会のニーズに対応するため、開講科目、演習科目の増設を検討する。

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻は、4 年間をもって終了年限とする 4 年制の博士課程として発足し、本年度で 3 年目を迎える。薬学研究における社会のニーズに対応するため、開講科目、演習科目の増設を検討する予定である。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

- 学修支援及び授業支援については、全学委員会である全学教育会議、全学共通教育委員会、教務委員会及び学部・学科を中心に、教育目的・目標達成のための方針や教育の質保証のために具体的な内容を審議している。なお、全学教育会議、全学共通教育委員会、教務委員会の構成員は次のとおりである。
- 全学教育会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、教務委員長、大学院学務委員長、自己点検・評価委員会からの選出者、事務局長、教務課長、大学評価・IR 室長で構成されている。
- 全学共通教育委員会は、副学長、学部長、教務委員長、自己点検・評価委員会からの選出者、事務職員（事務局長若しくは代務者）で構成されている。
- 教務委員会は、学科長と教務に関わる各学科から選出された教員及び運営会議において、専任教員から指名された委員長、副委員長と事務職員（事務局長若しくは代務者）で構成されている。
- 学生が学年の始めより順調にスタートできるように各学科・学年別のオリエンテーションを実施している。実施に当たっては、教員と職員が事前に協議し各学科で実施内容について具体的な内容を決める。特に新生入生については、職員が全面的に関わり教員と協働で行っている。大学院のオリエンテーションも同様である。
- 学生は、授業で作成したレポート等の成果だけでなくその取組みのプロセスや学んだ点、気付いた点をポートフォリオに記録し、授業における事前の課題に関する情報収集等で得た資料の蓄積や管理を行っている。また、学生の学修時間の実態や学修行動の把握を行い、授業時間外学修の確保にも役立てている。なお、教職課程受講者には「教職実践演習」において到達状況を確認し「履修カルテ」として活用している。
- オフィスアワーは、全学部・全学科において時間割が決まった後、教員が対応できる日時を記載したものを学生に配布・掲示するとともにポートフォリオに掲載している。また、教員は、この時間以外でも在室中は、できる限り学生に対応している。
- TA(Teaching Assistant) 制度については、大学院生が演習科目、実習科目を中心に授業補助や実験・実習補助を行っている。TA の配置科目としては、「キャリア開発 A・B・C」「学際連携研究」「地域の理解と連携」「長崎研究」「相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」「栄養情報処理」等で担当教員から申出があった科目である。
- SA の役割を果たす補助員を授業に配置している。補助員となることのできる学生は、その科目の単位修得者又は同等の資格を有するもので 2 年次以上の学生としている。該当科目としては、「茶道文化」「スポーツ実習」「コンピュータ基礎演習」、語学系及び薬学科実習系科目があり、授業の補助を行っている。また、社会福祉学科及び薬学科においては、科目を決め上級年次生が下級年次生の個別学修指導を行っている。
- 新生入生を対象に、学科オリエンテーション内に上級年次生を配置し、教学内容、履修登録の方法、単位の取得等に関する質問等についてアドバイスをを行い、新生入生が入学後、スムーズに学生生活をスタートできるようにしている。
- 障がい学生の支援及び学生生活・修学上の支援に従事する学生をピア・サポーターとしている。国際観光学科においては、障がいを持つ学生に対してもピア・サポーターを配置し、学生の教室移動、食事の補助、教室内での支援等も行っている。
- 学生の出席状況の把握のため、平成 28(2016)年 4 月より全教室に出席管理システムを導入

入した。出席管理システムの導入により教員は、担当する科目の学生だけでなくゼミ等で担当する学生の出席を随時、把握することができ、出席状況の悪い学生に対して指導を行っている。また、出席管理システムだけでなく、これまでどおりリフレクション・カードやポートフォリオ、課題やレポートの提出を併用して出席確認を行っている教員も多い。

- 原級留置制度は、健康栄養学科と薬学科において設けている。単位不足による原級留置者に対しては、本人や保護者との面談を行いその後、担当教員の履修指導も含め学科全体で情報を共有し指導を行っている。
- 原級留置者に上級年次配当科目の履修を、健康栄養学科の学生は年間 4 科目まで、薬学科の学生は年間 5 科目まで認めている。理由は、翌年、進級した際の履修科目軽減及びその科目を前年度履修したことにより進級年次の科目にスムーズに対応できるようにするためである。また、原級留置者は、履修科目数が少ない場合があるため大学から疎遠とならないようこれまでどおり授業に出席させるためでもある。履修登録の際に、学科長及び学科の教学に関係する教員が協議し、教務委員会で確認の後、学部教授会で審議され全学教授会に報告される。
- 他学科の教学内容に興味を持つ学生及び原級留置者で他学科への転学部・転学科を考えている学生を対象に、人間社会学部の 2・3 年次への転学部・転学科制度を設けている。転学部・転学科を希望する学生に対して、学科の教学内容・資格取得等について説明会を開催している。また、社会福祉学科は、転学部・転学科した学生の保護者を対象に個別に保護者会を開催している。
- 休学に関する対応は、担当教員が個別に学生に対応し、必要に応じて保護者も含めた三者面談を行っている。「休学願」が提出された場合は、教員と学生課が協力し休学期間、授業料、復学等について対応を行う。
- 退学に関する対応は、担当教員が個別に学生に対応し、必要に応じて保護者も含めた三者面談を行っている。「退学願」が提出された際に、担当教員が面談記録シートとともに所見を記載し、学科長・学部長に提出する。その後、学生委員会において確認され、学部教授会において退学までの経緯を担当教員が説明し審議される。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターにおいて、全学生に「心の健康調査」を実施し、心身に問題を抱えている学生を早い時期に把握するなどして、休学や退学の防止に努めている。また、特別な配慮を要する学生情報を共有し、教員の協力体制により授業内における学生個々に応じた配慮・対応を行っている。
- 授業では、リフレクション・カードやクリッカー、ポートフォリオのレスポンスを使用している。リフレクション・カードは、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等を記載させ次の講義に活かすようにしている。クリッカーやレスポンスは、その場で、学生の理解度が確認でき学修支援に利用している。
- 学生の状況や意見を取入れるために、授業アンケート、在学生アンケート、卒業生アンケートを実施している。教学事項において改善すべき事項は学科会議、教務委員会、学部教授会で協議し改善に努めている。また、FD 活動として、教員相互の授業公開も実施し授業改善に取組み、その結果を報告している。
- 留学生支援として、中国、韓国、アメリカ及びベトナム出身の職員を配置し日頃の生活

について相談に対応している。また、長崎県大学間連携共同教育推進事業として、日本人学生と留学生の共修・協働による長崎発グローバル人材基盤形成事業を行っており、この事業にも積極的に関わっている。

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科内にピアサポートセンターを設置している。具体的には、障がいを抱える学生を対象としたピアサポートである。登下校時の車椅子から電動車椅子への移乗、喫食介助、ノートテイク等を行っている。また、更なる日本語能力の向上を目指した留学生授業支援として、教務課と連携し授業において SA を配置し、日本語教員養成課程学生による漢字や発音指導等を実施している。
- 学科の学事委員会がオリエンテーションの企画・運営を担い、毎年、全学年において行っている。ゼミ選択のために、ポートフォリオ上にゼミ活動の詳細とシラバスの提示を行っている。
- 学力不足と思われる学生については、修得単位数の少ない学生と重なることが多いため、修得単位の少ない学生について、学科教員が情報を共有するとともに学修指導を行っている。
- 平成 26(2014)・平成 27(2015)年度は、更に日本語能力の向上を目指す留学生に対して日本語の補習授業を実施している。この補習授業は日本語教員養成課程の学生がサポートしている。
- 資格取得を目指す学生のために、旅行業務取扱管理者試験対策講座、公務員試験対策講座、TOEIC 対策講座を実施している。
- 旅行業務取扱管理者の国家資格取得者増加のため、観光マネジメントコースで補習授業を行っている。国内旅行業務取扱管理者試験には、平成 27(2015)年は 81 人受験し 8 人合格、平成 28(2016)年は、84 人受験し 10 人合格した。総合旅行業務取扱管理者試験には、平成 27(2015)年は 16 人受験し 4 人合格、平成 28(2016)年は 16 人受験し 7 人合格した。
- 平成 25(2013)年度より公務員試験対策講座として補習授業を実施している。具体的には、公務員試験合格を目指す学生に対して模擬試験を実施し、そのフィードバックを行い、受験のモチベーションを維持するように努めている。
- 平成 27(2015)年度は、TOEIC 対策として、前期は「TOEIC 対策 A」でトレーニングし、後期は補習授業を行い、12 月に IP TOEIC を 36 人が受験した。
- 日本語教員養成課程では、独立行政法人国際交流基金が実施している、国内連携による日本語普及支援：海外日本語教育インターン派遣に採択され、4 年次生 8 人が中国で「日本語教育実習」を行った。また、独立行政法人国際交流基金関西国際センターが国内連携による日本語普及支援の一環で実施している日本語教育現場体験に平成 26(2014)年度は 1 人、平成 27(2015)年度は 2 人参加した。
- スポーツリーダー資格、健康運動実践指導者、教員免許等の取得者を増やす取組みとして、また、地域貢献の一環として子どもスポーツ教室「チャレンジスポーツ」を平成 27(2015)年 9 月から平成 28(2016)年 3 月まで毎週土曜日に 20 回実施した。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 学科内学生支援委員会による特別奨学生制度活用学生に対して学費の減免制度や個別相談等で自立支援をサポートしている。また、大学内のキャンパスライフ・ヘルスサポートセンターの設立を軸として、学科会議において特別な配慮を要する学生情報を共有し、教員の協力体制により学生支援を行っている。具体的には、授業内における学生個々に応じた配慮や教室移動の際、SA による対応等を行っている。
- 実習計画書・実習報告書の作成等では、担当教員に加えて SA がその指導に当たることにより、指導の強化を図っている。SA の任用は、学部が特に必要と認める補講、自習活動、個別学修指導において授業科目とは別に採用しており効果を上げている。
- 社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対して、従来の「社会福祉総合演習」、模擬試験、ゼミ単位を基本とした学生の自主的な勉強会に加え、夏季集中講座（例年 10 日間前後）、苦手科目の科目別講座を活発に行い、学修意欲と実力の向上及び目標達成に向けての努力を重ねている。保護者宛てに受験に関する文書を 9 月に送付し、「総合演習」の試験成績と合格ラインについて連絡を入れ、保護者の協力依頼を行っている。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 4 年次生の前期に開講する総括的な関連科目である「栄養学専門演習」2 単位 30 回の演習科目において、1～3 年次までの学修内容の復習・確認を行うことを目的にしていることから、国試対策講座として授業以外においても 1.5 倍の演習を実施して、学生自身が自分の習熟度を確認できるようにしている。
- 後期に開講する総括的な関連科目である「管理栄養士演習」2 単位 30 回の演習科目と基幹科目である「総合演習Ⅱ」1 単位 15 回の演習科目においては、4 年間に修得した専門知識の融合を図り、管理栄養士としての総合的な能力を身に付けることを目的に、国試対策講座として授業以外においても 6 倍以上の演習を実施し、学生自身が自分の総合的な知識の修得度を確認できるようにしている。
- 後期は国試対策講座として、さらに、1 講時に確認試験を実施し、確認試験で一定の修得度に達していない学生を対象として、演習の 5 講時を開講し、確認試験の復習を実施している。
- 新学期の各学年でのオリエンテーションでは、1 年次生は履修登録と学生生活について、2 年次生は進級判定の説明と学修指導について、3 年次生は臨地実習と就職活動について、4 年次生は臨地実習に対する再指導と就職活動、卒業、国家試験について、必要な自覚を持たせるための内容で実施している。

【薬学部薬学科】

- 薬学部においては、「物理化学実習」「衛生薬学実習」「分析化学・放射線化学実習」「微生物学・免疫学実習」「薬理学実習」において 5・6 年次生を SA として、大学院生を TA として活用している。
- 平成 27(2015)年度より薬学教育支援センターを立ち上げ、専任教員を 3 人常駐させ原級留置者の学修面におけるサポート及び出席管理等を含めた学生生活学修支援の場として活用している。また、ラーニング・コモンズとしても使用している。

- 平成 28(2016)年度に開設した「総合基礎学習 I」(2 年次生)は、基礎学力向上、学生の自主性・連携を育み、薬剤師としての資質を醸成するため学生間の相互学修(教えあい)を促進する目的で、グループ学修を実施している。成果は現時点では不明であるが、アンケート結果を見る限りでは概ね好評であり、相互学修促進の一助になっていると考えられる。
- 薬学部においては、科目単位修得者で優秀な学生を選出し、SA(薬学部においては LA(Learning Assistant))として上級年次生による授業の補講を行っている。受講は希望制とするが、教員からも学生に受講するように個別に指導している。平成 27(2015)年度は、「生化学 I」「薬理学 I」「薬品物理化学 I」等 25 科目において実施され、前後期で延べ 42 人の SA(薬学部においては LA)により延べ 114 人の学生が学修支援を受けた。アンケートの結果、被支援学生において非常に好評であり、現在も継続して実施している。

【人間社会学研究科観光学専攻】

- 修士論文仮題目届を 1 年次 11 月(秋季入学は 5 月)に提出し、2 年次 5 月(秋季入学は 11 月)に題目届を提出することとしており、修士論文作成のための指導がなされている。また 2 年次 7 月(秋季入学は 1 月)に専攻内中間発表、8 月(秋季入学は 2 月)に研究科としての中間発表を行うなど、計画的に研究が進められるようにしている。
- 大学院生に対しては、学内学会である「長崎国際大学国際観光学会」での学術発表及び機関誌「観光学論集」への投稿を促している。投稿された論文は編集委員会の査読によって採否が決定されており、大学院生の研究の質保証に寄与している。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 修士論文仮題目届を 1 年次 11 月(秋季入学は 5 月)に提出し、2 年次 5 月(秋季入学は 11 月)に題目届を提出することとしており、修士論文作成のための指導がなされている。また 2 年次 7 月(秋季入学は 1 月)に専攻内中間発表、8 月(秋季入学は 2 月)に研究科としての中間発表を行うなど、計画的に研究が進められるようにしている。。
- 大学院生に対しては、学内学会である「長崎国際大学社会福祉学会」での学術発表及び機関誌「長崎国際大学社会福祉学会紀要」への投稿を促している。投稿された論文は編集委員会の査読によって採否が決定されており、大学院生の研究の質保証に寄与している。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 大学院生は 2・3 年次において博士論文作成の中間発表を行うことが義務付けられ、質疑応答における意見・指摘を論文に反映させることで、博士論文の完成度の向上に寄与している。また、大学院生は主指導教員・副指導教員の指導を受けた上で、学内の「長崎国際大学国際観光学会」若しくは「長崎国際大学社会福祉学会」において学術発表を行い、その成果をそれぞれの学会の機関誌に発表している。それによって指導教員以外の客観的評価を受け、研究内容及び研究方法の改善につなげていくことができる。
- 地域マネジメント専攻の大学院生は、在学中に主指導教員の所属する学会又はその他の

全国的な学会で発表を行い、審査を受けた学術論文を機関誌に公表することが義務付けられている。それによって大学院は学位論文の内容を精密かつ独創的なものとし、全国的学会の要求する水準にまで高めることが可能であり、一方では本学の学位（博士）の質を担保することもできている。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 「健康栄養研究報告会」において、1 年次生は、研究の成果の中間報告を行うことを義務付けている。これによって、研究発表の準備・実施法を修得し、さらに、研究成果に対して指導教員以外の多くの教員による客観的な評価を受けることで、研究内容の課題に対する解決力の修得ができるようにしている。
- 大学院生は、学会においての研究発表を義務付けられ、専門家の研究者による評価を受けることで、更なる研究の精度を高めている。

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 1 年次前期は、研究指導担当教員との綿密な研究テーマの相談を行い、研究指導担当教員への研究計画書の提出を行う。計画書に基づいて特別研究を開始するとともに、受講する専門科目の履修登録を行う。
- 3 年次生は、前期・後期に 1 回ずつ「研究進捗状況報告会」で報告することを義務付けている。これによって、得られたデータから導かれた結論の妥当性を議論し、論文作成のための資料整理につなげる。
- 4 年次は、学術雑誌への投稿、さらに、予備審査、博士論文審査請求、本審査を経て学位取得となる。

(2) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- SA・TA 等を活用した教育の質の向上への取組みは、充実しており、今後も各学部、教務委員会で、教育成果を検証しながら取組んでいく。
- 学修上支援が必要な入学者について、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターが把握している。教職員が情報を共有するため説明会を開催し、学修上支援が必要な学生に対応しており今後も、継続して対応していく。
- 休学や退学が懸念される学生は、経済的なことだけでなく修得単位不足や学生生活に起因していることが多い。特に欠席がちな学生については、出席管理システムの導入により担任が随時、出席状況を確認ができるようになったことから、これまで以上にきめ細かい指導・支援を行う。

【人間社会学部国際観光学科】

- 各コースの特色を出すためにコース委員会を設置し、コースイベントを立ち上げ、実績を上げている。学生の参加人数も増加していることから内容等を検証しながら一層充実していく。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 学業不振に陥りがちな学生の対応として、学修成績優秀な上級年次生の SA による学修支援制度を確立させて、支援を実施していく。

【健康管理学部健康栄養学科】

- オフィスアワーについては、学生の講義・実習時間と重なったりすることを改善し、学生がより利用しやすくなるような対応策を検討する。

【薬学部薬学科】

- SA（薬学部においては LA）制度については、対象学生や対象科目を拡大し、最終的に全学年で学生間相互学修が常態化するようになることを目標に、薬学部内の SA（薬学部においては LA）担当責任者と FD 委員会が中心となって更なる学修環境の整備に努める。
- 原級留置者や成績不振者に対する学修指導や離学防止等、薬学部内の重要案件に対処するために、適宜教授会議を開催し、対策を検討・提案する。
- 薬学教育支援センターにおける独自の学修プログラムを作成し、成績不振者の学力向上を図る。また、必要な教材（書籍類、e ラーニング教材等）を充実させることで、センター利用率の向上を図る。
- 能動的学修を推進する目的で「総合基礎学習Ⅰ」（2 年次生）及び「総合基礎学習Ⅱ」（3 年次生）では正規授業内での上級年次生による下級年次生の学修指導（屋根瓦方式）を計画している。また、複数の科目で TBL(Team Based Learning)導入を検討し、FD による研修や実施大学への見学を計画している。

【人間社会学研究科観光学専攻・社会福祉学専攻】

- 「長崎国際大学国際観光学会」「長崎国際大学社会福祉学会」の学会における発表と機関誌への論文投稿を更に徹底させるなど、より精度の高い指導を行うとともに、研究の到達水準を明確にしていく。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻の大学院生は学位論文の精度を高めるために、先行研究を収集し、研究テーマに関連する実地調査を実施しなければならないほか、全国学会での発表についても、経済的な負担が小さくない。そうした研究上の時間的、経済的制約に対する支援体制について検討していく。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 大学院生の指導教員の担当科目や実習科目において、TA の任用ができれば、大学院生本人の専門領域での指導能力を養うためにも有益であることから、この観点からの TA の任用を検討していく。

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 大学院に進学する学生の多くは、経済的には余裕がない場合が多い。そこで、経済的に支援するために、入学試験で優秀な成績を収めた学生 1 人を期限付き助手に任用する制度を設けた。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(単位認定)

- 教育課程の編成に当たっては、学位授与の方針、教育研究上の目的を明確化し、教育課程の編成・実施方針に沿って体系的に編成している。また、単位認定、進級及び卒業・修了認定についても「長崎国際大学 学則」「履修の手引」に学部・学科別に明示している。
- 本学の学修における 1 単位の授業時間数は、「長崎国際大学 学則」第 23 条に定めたとおりである。なお、薬学部では、平成 24(2012)年度に完成年度を迎えたことからカリキュラムの見直しを行った。見直すに当たり、更に教育効果が上がることを考えるだけでなく、薬剤師国家試験への対応も含めて学科専門科目を平成 24(2012)年度 4 月以降に入学した学生から、1 コマ 90 分の講義科目を 15 回行って 1.5 単位としている。
- 単位の授与については、学生が一つの授業科目を履修した場合、試験を行い合格と認定された者に単位を授与する。試験の種類は、「長崎国際大学 試験に関する規程」の第 2 条に定めたとおり、定期試験、随時試験、追試験、再試験である。
- 学修の評価については、定期試験だけで評価するのではなく、授業中に行う随時試験、論文（レポート）、口述、実技及び授業への参加度等も含めた多様な評価によって行われている。
- 教育の質保証として、GPA 制度を導入している。GPA 制度は、学生一人ひとりの全履修科目の成績評価を数値により表している。到達目標と成績評価のとの関係について半期ごとに学生に配布する成績通知書に明記することにより、学修評価の推移が明確となっている。学生は、自主的な学修をより一層進めるためにこの指標を活用し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めることができる。年間の GPA 値が 1.5 未満の学生については一覧を作成し、GPA 値を 3 月末に教員へ通知し、次年度の履修指導に役立てている。また、表彰等の推薦に関わるものについては、100 点満点の成績順位と GPA 値の順位の両方を示し各委員会でも選考している。
- GPA 制度をより一層正確に運用するため、一旦履修登録した科目を取消することができるように履修登録辞退制度を設けている。履修辞退した科目（履修辞退科目）は、GPA 値に算入しないこととしているが、履修登録がおろそかにならないように、履修辞退科目の単位は、履修登録単位数に加算し、必修科目、選択必修科目、実験・実習科目は、履修辞退科目の対象外としている。

(進級及び卒業・修了認定)

- 学生の進級及び卒業・修了認定については、「履修の手引」にカリキュラムを明記し、修得すべき科目、必要最低修得単位数及び修得科目数、修得すべき分野、成績評価の評価基準等が明記されている。
- 学生の進級及び卒業・修了認定については、教務課で作成した進級判定資料、卒業判定資料をもとに各学科の学科長及び学科の教務委員が確認し、教務委員会で規程に沿って再確認を行っている。その後、当該の学部教授会で審議され、全学教授会に報告され学長が、進級及び卒業を許可する。このように進級、卒業・修了認定については、学科で確認された後、教務委員会、学部教授会、全学教授会等で厳正・厳格に行われている。
- 試験は授業科目の学修評価のために行う。試験の種類は、「長崎国際大学 試験に関する規程」に明記されており、定期試験は、15回の授業を実施した後に期間を定めて実施する。また、定期試験の受験資格については、授業回数の3分の2以上出席していなければ、定期試験を受けることができない。
- 学修の評価については、定期試験だけで評価するのではなく授業時間中に実施する小テストや授業における発言・発表内容、レポート等平常点評価も含めた多様な評価によって行われている。これらの学修の評価は、各科目の当該基準に従って行われており、学修評価及び評価基準・方法は、「講義概要（シラバス）」に科目ごとに4観点に分け明示している。また、学生の授業に対する達成目標や予習・復習についても指示しており第1回目の講義において担当教員が説明する。
- 単位の認定は、原則としてその科目の配当期の期末に行われる。評点と評価基準は次のとおりである。

表 2-4-1 単位認定の評価基準

評 価		評 点	評価基準
合 格	S	100～90 点	到達目標を十分達成し、きわめて優秀な成績を修めている。
	A	89～80 点	到達目標を十分に達成している。
	B	79～70 点	到達目標を達成している。
	C	69～60 点	到達目標を最低限達成している。
不合格	D	59 点以下	到達目標を達成していない。
	F	出席不良・受験放棄	出席・試験（レポート等の提出）の評価要件を欠格。

(原級留置)

【人間社会学部国際観光学科・社会福祉学科】

- 原級留置制度は、人間社会学部においては設けていない。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 教育目的達成及び学位授与方針の到達目標に従ってその年次に修得しておかなければならない要件を明記しており、2年次から3年次及び3年次から4年次への進級時に進級判定が行われている。

表 2-4-2 健康管理学部健康栄養学科 進級要件

学 年	進 級 要 件
	当該学年
2→3 年	2 年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）の修得単位が 90%に満たない者は原級留めとする。
3→4 年	3 年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）の修得単位が 90%に満たない者は原級留めとする。

【薬学部薬学科】

- 教育目的達成及び学位授与方針の到達目標に従ってその年次に修得しておかなければならない科目数を明記しており、専門科目は、学年進行中に、次の基準により進級判定が行われる。

表 2-4-3 薬学部薬学科 進級要件 平成 23(2011)年度以前入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2 年	1 年次必修専門科目のうち、4 科目以上に不合格がないこと。 1 年次選択専門科目のうち 1 科目以上修得すること。 1 年次実習科目を全て修得すること。	
2→3 年	2 年次必修専門科目のうち、4 科目以上に不合格がないこと。 2 年次選択専門科目のうち 4 科目以上修得すること。 2 年次実習科目を全て修得すること。	1 年次の必修専門科目（13 単位）を全て修得していること。
3→4 年	3 年次必修専門科目のうち、4 科目以上に不合格がないこと。 3 年次選択専門科目のうち 4 科目以上修得すること。 3 年次実習科目を全て修得すること。	
4→5 年	総合演習 I を修得すること。 総合演習 I 以外の 4 年次に配当された必修専門科目のうち、4 科目以上に不合格がないこと。 4 年次選択専門科目のうち 8 科目以上修得すること。4 年次実習科目を全て修得すること。	2・3 年次の必修専門科目（46 単位）を全て修得していること。
5→6 年	5 年次必修専門科目の全てを修得すること。	

表 2-4-4 薬学部薬学科 進級要件 平成 24(2012) 年度～26(2014) 年度入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2 年	1 年次専門科目のうち、未修得が 2 科目以下であること。	
2→3 年	2 年次専門科目（実習科目を除く）のうち、未修得が 3 科目以下であること。 2 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	
3→4 年	3 年次専門科目（実習科目を除く）のうち、未修得が 5 科目以下であること。 3 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1・2 年次の必修専門科目を全て修得していること。
4→5 年	総合演習 I を修得すること。 物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学及び健康と環境のそれぞれの分野の卒業要件を充足すること。 4 年次必修専門科目（総合演習 I 及び実習科目を除く）のうち、4 科目以上修得すること。 4 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	3 年次の必修専門科目を全て修得していること。
5→6 年	5 年次に配当された必修科目の全てを修得すること。	

表 2-4-5 薬学部薬学科 進級要件 平成 28(2016) 年度・27(2015) 年度入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2 年	1 年次専門科目のうち、未修得が 2 科目以下であること。 ^{注 1)}	
2→3 年	2 年次専門科目のうち、未修得が 3 科目以下であること。 ^{注 1)} 2 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1 年次の必修専門科目を全て修得していること。
3→4 年	3 年次専門科目のうち、未修得が 4 科目以下であること。 ^{注 1)} 3 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	2 年次の必修専門科目を全て修得していること。
4→5 年	総合演習 I を修得していること。 共用試験に合格すること。 総合演習 I 以外の 4 年次専門科目のうち、未修得が 2 科目以下であること。 ^{注 1)} 薬学専門科目選択科目および自由選択科目 ^{注 2)} を併せて 4.5 単位以上修得していること。 4 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	3 年次の必修専門科目を全て修得していること。
5→6 年	5 年次に配当された必修科目の全てを修得すること。	

注 1) 必修科目、選択必修科目、選択科目の区別を問わない。

注 2) 進級・卒業要件として認定する自由選択科目 (NICE キャンパス長崎を含む) は 2 単位までとする。

(卒業要件)

- 表 2-4-6～2-4-11 に示すとおり、学則別表に定める所定の授業科目及び区分ごとに設け

長崎国際大学

られた単位数を修得した者について卒業を認定する。

表 2-4-6 人間社会学部国際観光学科

国際観光学科	全 学 共 通 科 目 群					学部 共通 科目	学科専門科目群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解		学科 共通	各コース及 び全コース	専門演 習等	
必修単位 (118 単位)	2	8	8	10	4	6	30	40	10	124
自由選択単位 (6 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 6 単位選択									

表 2-4-7 人間社会学部社会福祉学科

社会福祉学科	全 学 共 通 科 目 群					学部共通科目	学科専門科目群		卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解		基幹	展開	
必修単位 (118単位)	2	8	8	10	4	6	50	20	124
							学科専門科目 から10単位選択		
自由選択単位 (6単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から6単位選択								

表 2-4-8 健康管理学部健康栄養学科

健康栄養学科	全 学 共 通 科 目 群						学 科 専 門 科 目 群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	区分自由 (※1)	基礎	基幹	関連	
必修単位 (120 単位)	2	4	6	6	6	4	40	46	6	124
自由選択単位 (4 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 4 単位選択									

※1 全学共通科目群の中から分野にかかわらず、自由に履修できる。

表 2-4-9 薬学部薬学科（平成 23(2011)年度以前入学者）

科目区分				必修	選択必修	選択
全学共通科目群	導 入			2	0	0
	人間理解			3	0	3
	国際理解			0	4	2
	社会理解			4	2	0
	自然理解			4	4	2
	全学共通科目計			13	10	7
				30 単位		
学科専門科目群	物理系薬学			11	0	6
	化学系薬学			11	0	6
	生物系薬学			16	0	4
	健康と環境			7	0	4
	薬学と社会			5	0	4
	医薬品をつくる			4	0	4
	薬と疾病	薬理・薬剤学系		12	0	0
		治療学系		7	0	6
		実学系		4	0	0
	薬学実務実習	事前学習		13	0	0
		実務実習	病院	10	0	0
			薬局	10	0	0
	総合演習Ⅰ			2	0	0
	総合演習Ⅱ			2	0	0
	総合演習Ⅲ ※			2	0	0
	卒業研究			6	0	0
	学科専門科目計			122	0	34
				156 単位		
卒業に要する最低修得単位				135	10	41
				186 単位		

※ 総合演習Ⅲは平成 23(2011)年度入学生は総合演習ⅢA・ⅢB

表 2-4-10 薬学部薬学科 (平成 24 (2012) 年度～26 (2014) 年度入学者)

科目区分				必修	選択必修	選択
全学 共通 科目 群	導 入			2	0	0
	人間理解			3	0	3
	国際理解			0	4	2
	社会理解			4	2	0
	自然理解			4	4	2
	全学共通科目計			13	10	7
				30 単位		
学科 専門 科目 群	物理系薬学			9	0	9
	化学系薬学			10	0	8.5
	生物系薬学			13	0	6
	健康と環境			8.5	0	3
	薬学と社会			9.5	0	0
	医薬品をつくる			9	0	0
	薬と疾病	薬理・薬剤学系		12.5	0	0
		治療学系		5.5	0	7.5
実学系		3	0	1.5		
学科 専門 科目 群	薬学実務実習	事前学習		13	0	0
		実務実習	病院	10	0	0
			薬局	10	0	0
		総合演習Ⅰ			3	0
	総合演習Ⅱ			1.5	0	0
	総合演習ⅢA			1.5	0	0
	総合演習ⅢB			2	0	0
	卒業研究			6	0	0
	学科専門科目計			127	0	35.5
				162.5 単位		
卒業に要する最低修得単位				140	10	42.5
				192.5 単位		

表 2-4-11 薬学部薬学科（平成 28 (2016) 年度・27 (2015) 年度入学者）

科 目 区 分				必 修	選択必修	選 択
全学共通科目	導 入			2	0	0
	人 間 理 解			4	0	2
	国 際 理 解			0	4	2
	社 会 理 解			2	2	2
	自 然 理 解			2	6	2
	全学共通科目計			10	12	8
				30 単位		
学 科 専 門 科 目	基 本 事 項			2.5	0	0
	薬学基礎	物 理 系 薬 学		15.5	0	5.5
		化 学 系 薬 学		13.5	1.5	
		生 物 系 薬 学		20	0	
	衛生系薬学			11.5	1.5	
	医療系薬学			29.5		
	薬学臨床			13.5		
	薬学実務実習	事前学習		13	0	0
		実務実習	病 院	10	0	0
			薬 局	10	0	0
	総合基礎学習Ⅰ			0.5	0	0
	総合基礎学習Ⅱ			0.5	0	0
	総 合 演 習 Ⅰ			3	0	0
	総 合 演 習 Ⅱ			1.5	0	0
	総 合 演 習 Ⅲ A			1.5	0	0
	総 合 演 習 Ⅲ B			2	0	0
	卒 業 研 究			6	0	0
	学科専門科目計			151	6	5.5
				162.5 単位		
	卒業に要する最低修得単位				151.0	18
192.5 単位						

（本学以外の大学等で修得した単位等の認定）

- 編入学生等の既修得単位の認定単位数は、学科ごとに定めている。各学部・学科において審査が行われた後、教育上有益と判断された場合に単位が認定される。同じ科目名の授業でも、既修得大学の教育課程内容、科目の位置付けや重要性が異なる場合、単位が認定されない。単位認定は、教務委員会で確認し、学部教授会で審議した後、全学教授会に報告される。
- 編入学生等の既修得単位の認定単位数は、次のとおりとしている。
国際観光学科・社会福祉学科は、出身学校で修得した単位のうち 62 単位を本学で修得したものとして認定する。内訳は、全学共通科目群の卒業要件単位として 32 単位を認定する。また、学部共通科目として 4 単位を認定し、学科専門科目群については、原則として 2 年次までに開講している専門教育科目を対象に、26 単位まで認定する。
- 健康栄養学科は、出身学校で修得した単位のうち全学共通科目群の卒業要件単位として 28 単位を一括認定する。学科専門科目群については、60 単位を超えない範囲で個別に

読替えを行う。ただし、認定単位数は、出身学校での既修得単位数を超えないものとする。

- 薬学科は、2 年次編入学の場合、全学共通科目群は 30 単位を一括認定する。学科専門科目群は上限 45 単位として個別に読替えを行う。ただし、認定単位数は、出身学校での既修得単位を超えないこととする。また、医学部又は歯学部の卒業生及び見込み者に限り、3 年次への編入を認める場合がある。3 年次編入学は、全学共通科目群は 30 単位を一括認定する。学科専門科目群は上限 62 単位まで個々に読替えて認定する。4 年次編入学は、出身学校で修得した単位のうち全学共通科目群の卒業要件単位 30 単位を一括認定する。前記認定単位を差引いた既修得単位については、94 単位を超えない範囲で学科専門科目群の中から読替えを行う。
- その他、本学以外の大学等で修得した単位等の認定として、単位互換制度による認定、文部科学大臣が定める学修等による単位認定については、「履修の手引」に記載しており、記載内容に沿って単位認定を行っている。

【大学院】

- 単位の認定、修了認定等の基準は、「長崎国際大学大学院 学則」第 2 章第 3 節課程の修了要件及び学位の授与に定めたとおりである。
- 薬学研究科医療薬学専攻は、設立 3 年目で修了認定は行われていない。現時点（前期まで）では、3 年次生は 10 科目 20 単位を修得している。

(2) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 学生の単位認定、進級及び卒業、修了認定については、今後も引続き教務委員会等において、基準内容等を確認し必要に応じて改善する。
- ナンバリング制度を平成 29(2017)年度から採用し、科目の学修段階や履修順序を明確にする。
- ルーブリック評価等については、これまでワーキンググループ等で協議した内容について、教務委員会と連携して活用を検討、実施していく。

【人間社会学部国際観光学科】

- グローバル社会に適応する知識・技能を修得するために、日本人と留学生の共修によるグローバル人材育成を目的とした「長崎発グローバル人材育成プログラム」（文部科学省 GP 事業）を活用して、国際感覚を身に付けた学生の輩出を促していく。なお、GP 事業は平成 29(2017)年 3 月末をもって終了するが、取組みは継続していく。
- 留学生については、授業内容が十分に理解でき留学の目的が達成できるように、国際交流・留学生支援センターと協力して日本語能力試験の N1・N2 取得者を増やす。

【人間社会学部社会福祉学科】

- GPA 制度における学修到達度について効果的な活用（成績優秀者への対応）を検討するとともに、成績不振者への対応については、学修支援体制を検証し具体的策を講じる。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 各教員が学生の成績評価基準・評価方法を共有して学修到達度を適切に評価し、単位を認定しており、今後も現状維持を図っていく。

【薬学部薬学科】

- 平成 23(2011)年度以前と平成 24(2012)年度以降の二つのカリキュラムが運用されているが、適切に単位認定を行っている。学生に履修上の不利益が生じないように、引続き学部の教務委員会・教授会においてきめ細かな対応を検討しながら運用する。
- 平成 27(2015)年度以降の入学者が 1～4 年次で原級留置となった場合、原級留置者の学力向上と学修の継続性の観点から原級留置者の再履修規則を別途定めた。これは、薬学専門科目において、既に単位を修得した科目であっても再履修を認め、成績の向上が認められた場合、良い方の成績を最終の履修成績とするものである。現在 5 人の 1 年次原級留置者が再履修制度による再履修を行っているが、前年度修得科目の成績向上が概ね認められている。

【大学院】

- 単位認定及び修了認定は適切に行われており、学位の質保証の観点から、更に手続きの改善と基準の明確化を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

- キャリア支援の全学的な体制としては、各学科から選出された専任教員と事務職員で就職委員会が組織され、毎月 1 回定例会議を開催し学生の就職・進学、就業力の育成、インターンシップ等に関する事項について協議している。また、委員会で審議し議決された事項は、教授会に報告又は提案して、審議され学長に報告されることとなっている。
- キャリアセンターを設置し、センター長 1 人、職員 4 人を配置、学生への個別指導・助言、各種セミナーの企画・実施、ガイダンスの開催、採用情報の提供等に関する各種キャリア支援に取り組んでいる。また、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導等の就職全般の相談・指導業務は、キャリアセンターで随時対応している。学生の利用状況は、表 2-5-1 キャリアセンター来室者統計表のとおり、3,000 人を超え増加傾向にある。

表 2-5-1 キャリアセンター来室者統計表

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数	2,824 人	3,140 人	3,650 人

- 平成 26(2014)年度の就職希望者数に対する就職率は 92.2%、平成 27(2015)年度は 94.4%

と 90.0%以上の水準を維持している。また、学科別・業種別（本学独自分類）進路は表 2-5-2～2-5-5 のとおりである。国際観光学科では、26.2%が観光関連分野へ、社会福祉学科は 59.6%が福祉関連分野へ、健康栄養学科は 77.9%が栄養関連分野へ、薬学科は 100.0%が医療分野へ就職している。

表 2-5-2 人間社会学部国際観光学科就職状況

区 分	旅行・ 宿泊	テーマパーク・ 娯楽	卸売・ 小売	教育・ 公務員	その他	就職者 合計	進学
平成 25 年度	18 人	7 人	28 人	10 人	440 人	103 人	5 人
平成 26 年度	11 人	6 人	31 人	18 人	47 人	113 人	5 人
平成 27 年度	25 人	7 人	32 人	16 人	42 人	122 人	3 人

表 2-5-3 人間社会学部社会福祉学科就職状況

区 分	老人福祉 施設	病院	障がい者 福祉施設	児童福祉 施設	社会福 祉協議 会	その他	就職者 合計	進学
平成 25 年度	14 人	8 人	7 人	1 人	1 人	10 人	41 人	0 人
平成 26 年度	9 人	9 人	4 人	2 人	0 人	3 人	27 人	3 人
平成 27 年度	12 人	8 人	3 人	3 人	2 人	19 人	47 人	2 人

表 2-5-4 健康管理学部健康栄養学科就職状況

区 分	病院・福 祉施設	栄養士 委託業	食品メー カー	教育・ 公務員	その他	就職者 合計	進学
平成 25 年度	17 人	16 人	3 人	3 人	11 人	50 人	3 人
平成 26 年度	22 人	27 人	6 人	8 人	19 人	82 人	1 人
平成 27 年度	26 人	21 人	3 人	3 人	15 人	68 人	0 人

表 2-5-5 薬学部薬学科就職状況

区 分	病院薬局	調剤薬局	その他	就職者合計	進学
平成 25 年度	30 人	27 人	0 人	57 人	2 人
平成 26 年度	21 人	28 人	2 人	51 人	1 人
平成 27 年度	26 人	35 人	5 人	66 人	1 人

- 教育課程内については、「教養セミナーA・B」で、職業観の育成や社会人基礎力を身に付ける教育を教職協働で行っており、キャリアデザインについての学修や早期体験学習等、各学科の特色に合わせた内容を実施している。
- 全学科で、学外での実習が長期間にわたって実施されている。学外実習に当たっては、それぞれ履修条件を定め、学内における事前学習を行い、また、実習のための委員会を整備し対応している。

【人間社会学部国際観光学科・社会福祉学科】

- 人間社会学部の学部共通科目として、キャリアデザインについて学ぶ「キャリア開発 A・B・C」を必修科目として開講し教育課程内においてキャリア教育を実施している。

【人間社会学部国際観光学科】

- 4月の学年別オリエンテーションにおいて、就職に関する説明を行い、本学の学生の就職支援や就職を考える上で必要となることを示している。
- インターンシップ・研修を運営するため、実習委員会を設けている。実習委員会は、インターンシップ担当と研修担当に分かれており、インターンシップ担当は「長期インターンシップ」及び「インターンシップ A・B」を担当し、研修担当は、「国内観光研修 A・B・C・D」「海外観光研修 A・B・C・D」「語学研修 A・B」を運営する。これらの委員会の運営により、円滑に研修の実施がなされている。
- 職業人としての意識を持たせることを目的としてホテル・旅館、旅行会社、公的機関等において行う2週間の「インターンシップ A・B」（平成 27(2015)年度実績参加者数 21人）及びハウステンボスにおいて行う「長期インターンシップ」（平成 27(2015)年度実績参加者数 62人）を開講し、いずれの科目も2年次から履修することができる。
- 「インターンシップ A・B」「国内観光研修 A・B・C・D」「海外観光研修 A・B・C・D」「語学研修 A・B」は選択必修科目としている。
- 「長期インターンシップ」に参加し、単位を修得した学生は、2単位分を「インターンシップ A・B」に読替えることができる。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 各学年の4月、1・2年次の12月のオリエンテーション時にキャリアセンター職員に講話を実施してもらうなど教職協働により学科内キャリア教育を進めている。学科内での就職支援については、学科内就職委員会を設けて、取組みを強化している。
- キャリア教育の一環として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験受験資格の指定科目に応じて、表 2-5-6 人間社会学部社会福祉学科実習状況のとおり2～4年次を対象に学外実習を行う。実習に当たっては、まず学内にて事前に施設に関する学修及び各施設の見学実習を行う。その後、担当教員より実習計画の作成や実習ノートの記入に関する指導を受ける。実習実施期間中は、各施設所属の担当者が指導に当たり、本学担当教員も巡回指導又は学生の帰校による指導を行う。

表 2-5-6 人間社会学部社会福祉学科 実習状況

実習名等	対象年次	実習期間	実習施設
相談援助実習	3年次生	180時間（23日間）	老人福祉施設、病院・医療機関、社会福祉協議会、児童福祉施設、障害福祉サービスを行う施設
介護実習	2～4年次生	450時間（2年次17日間、3年次17日間、4年次23日間）	老人福祉施設、障害福祉サービスを行う施設、在宅介護事業所
精神保健福祉援助実習	4年次生	210時間（27日間）	病院・医療機関、障害福祉サービスを行う施設

【健康管理学部健康栄養学科】

- 学外実習（臨地実習）は、表 2-5-7 健康管理学部健康栄養学科実習状況のとおり 3・4 年次を対象に必修となっている。臨地実習科目として「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」「臨地実習Ⅱ（給食経営管理）」「臨地実習Ⅲ（公衆栄養学）」「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）」を開講し、学内で学んだことをもとに学校、病院、福祉施設、保健所、事業所等で合計 4 週間の実習を行う。実習に際しては、各施設所属の管理栄養士が直接指導に当たり、本学担当教員が各実習施設を巡回し、指導を担当している管理栄養士及び実習生と面談して、実習状況の確認をしている。また、学生は事前に実習予定施設を訪問し、実習先施設の概要等を把握するとともに、施設の指導担当者と実習実施に関する指導を受ける。
- 給食委託会社による学内での就職説明会と採用試験を、キャリアセンターを通して実施している。
- 1・2 年次生での早期体験学習と 3・4 年次生のインターンシップによる自主実習の導入を検討するために、1・2 年次生では、在宅医療・福祉コンソーシアム長崎での体験学習を実施した。3 年次生では、長崎インターンシップ協会主催のインターンシップに参加を促して夏期と春期に多くの学生が参加した。
- キャリアセンター主催で管理栄養士として勤務している卒業生を招いて就職ガイダンスを開催した。

表 2-5-7 健康管理学部健康栄養学科 実習状況

実習名等	対象年次	実習期間	実習施設
臨地実習Ⅰ（給食の運営）	3・4 年次生	45 時間	学校(小学校)、介護老人保健施設、自衛隊病院、事業所
臨地実習Ⅱ（給食経営管理）	3・4 年次生	45 時間	学校(小学校)、介護老人保健施設、自衛隊病院、事業所
臨地実習Ⅲ（公衆栄養学）	3・4 年次生	45 時間	保健所、市町村保健センター
臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）	4 年次生	45 時間	病院、介護老人保健施設

【薬学部薬学科】

- 1 年次から薬学生としての幅広い進路と各職業の社会的役割を理解し、実行できる能力を身に付けるため医療教育プログラムを実施している。具体的には以下の表 2-5-8 薬学部薬学科医療教育プログラムのとおりである。

表 2-5-8 薬学部薬学科医療教育プログラム

医療薬学プログラム名	対象年次	実習・学習期間	実習・学習施設
薬学入門	1 年次	前 期	学内
早期体験学習	1 年次	4 日間	病院、保険薬局、行政機関、製薬会社
臨床体験学習	2 年次	1 日間	病院
薬学実務実習事前学習	4 年次	3 か月間	学内
薬学実務実習	5 年次	22 週間	病院（11 週間）、保険薬局（11 週間）

- 1 年次に病院、保険薬局、介護施設等を見学する早期体験学習を「教養セミナーA・B」を活用し行っている。また、病院、薬局、製薬会社で活躍している医師、薬剤師等を講師に迎える授業を「薬学入門」において実施し、キャリア教育を念頭においた授業を行っている。2 年次には、夏季休業中に本学系列の長崎リハビリテーション病院における臨床体験学習を行っている。
- 4 年次の「薬学実務実習事前学習」では、5 年次に実施される薬学実務実習に備え、基礎的な知識を整理し臨床現場における理解力・判断力・問題解決能力を醸成する。
- 5 年次に 22 週間行われる「病院（実務実習）」「薬局（実務実習）」（各 11 週間）は、医療の現場において薬剤師の果たすべき職責の重要性を認識し、医療人としての職業倫理や責任感を身に付けることを目的とする。
- 平成 27(2015)年度の教育課程外の就職・進路指導では、4 月に就職オリエンテーションを実施し、6 年次生への就職活動に関する事務手続きの周知及び 5 年次生への本学の就職支援・就職活動の流れと学内就職関連行事についての情報提供等を行い、2 月には、5 年次生に就職活動開始直前講座を実施した。
- 平成 28(2016)年 3 月に開催した 5 年次生対象の学内合同就職説明会に 105 の病院・薬局等の事業所の参加があった。また、平成 28(2016)年 3 月に開催した 1～4 年次生を対象の卒業後の進路を考えるセミナーに約 100 の病院・薬局・製薬会社等の事業所の参加があった。

【教育課程外の取組み】

- 教育課程外の取組みとしては、キャリアセンターでは企業団体等のパンフレット、求人情報等の就職や進学に関わる情報を収集・提供している。また、ガイダンス情報、各種特別講座の開講情報、求人情報については、ポートフォリオやメールで必要な情報を提供している。
- キャリア形成支援として、「キャリコレ」と称しセミナーを実施している。平成 27(2015)年度は、「身だしなみ（マナー）講座」「メイクアップセミナー」等、合計 2 回実施し 41 人の参加者があった。また、学生のリーダーシップを高める宿泊型研修「リーダー研修」を 1 泊 2 日で実施した。自分で学び続ける力や、協調性や協働性を身に付ける上で大変有意義な講座であったと参加学生から好評を得ている。さらに、業界ごとの仕事の魅力・醍醐味を理解させるために、業界人を招き「仕事の魅力発見セミナー」を 9 回実施した。
- 学生の資格取得支援として、「イラストレータ講座」では 11 人が受講し 6 人の合格、「サービス接遇検定準 1 級試験対策講座」では 12 人が受講し全員合格であった。
- 学生の就業体験として、教育課程外のインターンシップを実施した。春・夏の合計 2 回募集を行い一人ひとりの希望を聞きながら将来のキャリアプランを考慮した最適なインターンシップ先の紹介を行った。インターンシップの前後には、事前・事後指導を実施し、実務経験を通したキャリア意識の醸成を支援している。参加人数は、表 2-5-9 就職支援に関わる各講座の参加人数の推移のとおりである。
- 就職支援として、学生と企業の接点を増やすことを目的に学内企業説明会を実施している。平成 25(2013)年度には 46 回実施し 40 社、平成 26(2014)年度は 31 回実施し 29 社、平成 27(2015)年度には 33 回実施し 32 社が参加した。また、福岡地区で毎年開催される

業者主催の合同企業説明会へは、都心部の学生に比べ本学学生が地理的ハンデを背負っている点も考慮し、無料送迎バスを手配し参加促進を図っている。平成 26(2014)年度には合計 7 回 298 人、平成 27(2015)年度は合計 7 回 230 人が参加し就職支援に寄与した。

- 平成 27(2015)年度より、学生の福岡での就職活動支援のため福岡にサテライトキャンパスを設置した。平成 27(2015)年度の利用者数は 72 人であった。
- 平成 27(2015)年度の就職支援として、学生の就職に対する意識を高め、実際の就職活動に取り組む上での必要事項を周知することを目的に、3 年次の薬学科以外の全学生を対象に各学科各 5 回合計 15 回の就職ガイダンスを実施した。参加人数は、表 2-5-9 就職支援に関わる各講座の参加人数の推移のとおりである。各学科で実施することにより参加者が大幅に増加した。また、薬学部就職ガイダンスを 2 月に実施し、5 年次生の全学生が参加した。

表 2-5-9 就職支援に関わる各講座の参加人数の推移

区 分	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度
キャリアコレ（特別講座）	81 人	120 人	41 人
リーダー研修	19 人	21 人	21 人
仕事の魅力発見セミナー	87 人	91 人	131 人
インターンシップ	19 人	34 人	31 人
就職ガイダンス	378 人	303 人	821 人

- 毎年 10 月に実施される大学での保護者懇談会では、保護者の就職に対する意識改革や本学が取り組んでいるキャリア教育への理解と学生の就職活動を支援してもらうため、外部講師による保護者の就職意識を高める講演会を実施している。
- 企業訪問は、キャリアセンター職員により、卒業生の受入れ企業、団体を中心に学科の特性に合致する企業をピックアップし実施している。併せて企業が求める人材像のヒアリングを実施している。
- 教員に対する FD として、教員の学生との面談力の強化を目的として外部講師を招きコーチング研修を実施した。また、学生の主体的な学びを支援するアクティブ・ラーニング研修を実施している。コーチング研修には 25 人、アクティブ・ラーニング研修には 22 人が参加した。
- キャリアセンター内に就職活動に必要な書籍・資料を揃えている。さらに、ノートパソコンを利用者の状況に合わせ常時 2・3 台設置し、いつでも就職関連情報の検索ができる環境を整えた。また、図書館の中に就職活動のコーナーを設け、200 冊以上の関連書籍を配架していつでも自由に利用できる環境を提供している。
- 留学生対象の就職ガイダンスを新規に 2 回実施し延べ 39 人が参加した。留学生を採用する企業の紹介、日本の企業が留学生に期待すること、日本でのビジネスマナー、履歴書の書き方、就労ビザについての説明等、留学生に知ってほしい内容をレクチャーした。また、留学生担当職員を配置し個別対応を強化するなど留学生のキャリア支援強化を実施した。その結果、留学生の卒業生に対する就職率は平成 26(2014)年度の 46.2%から、平成 27(2015)年度は 58.8%に伸長した。

(2) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- キャリアセンターのこれまでに蓄積した膨大なデータをデータベース化し、学生の就職活動に生かす仕組みを構築していく。
- 現在の求人情報を分析し、学生の進出できる分野をより多様化できるよう、求人開拓を強化していく。

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科内に設置している実習委員会の中に「長期インターンシップ」担当部会を設け、組織的に対応している。今後とも、ハウステンボスとより密接な協力関係を構築していくよう努力する。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 学生の就職支援のため、平成 26(2014)年度以降、ゼミ担当教員とキャリアセンターの更なる協力体制の強化と、その具体的方法を検討していく。また、卒業生との連携により、実習・就職も含めて、在学中のキャリア教育をより実りあるものとするために、卒業生との連携行事を開催する。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 管理栄養士の資格は、病院等の医療職以外の分野でも活躍できる資格であることを学生に周知させることが、進路決定率（就職率）の向上にもつながると考えられるので、管理栄養士の就職先としての職種の紹介等を行っていく。そのためにも、多くの分野で活躍している卒業生による就職ガイダンス開催を促進する。
- 就職活動を行わなければならない 3・4 年次生のキャリアセンターの利用を更に促進する。

【薬学部薬学科】

- 就職・進路指導状況に記載した支援並びに就職・進学に関する相談・助言体制が、薬学生の就職につながっていくように、今後も、学生の意見・要望等を反映しつつ、キャリアセンターとの連携を強化していく。
- 就職した卒業生を対象にアンケートを実施し、在学生に有意義な情報を提供できるような体制を整える。

【大学院】

- 大学院生の学位取得後のキャリア形成に関する指導を行うとともに、キャリアセンターの利用を促していく。
- 薬学研究科医療薬学専攻は、完成年度を迎えていないため博士号取得者の就職先等是不明である。6 年制薬学部を卒業し、4 年制の博士課程を修了した学生であるので、彼らの学識と経験に見合った働き場所を斡旋する責務があると考えている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

- 教育目的の達成状況の点検・評価に関しては、各学部・学科はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが達成されていることを基本としている。ディプロマ・ポリシーは観点別に明示しており、ディプロマ・ポリシーをもとにカリキュラム・ポリシーが策定されており、それらを達成するために個々の科目が設定され、「講義概要（シラバス）」が作成されている。よって、「講義概要（シラバス）」に基づき個々の科目が適切に実施されれば、ディプロマ・ポリシーが達成されるという仕組みを構築している。なお、平成 29(2017)年度に向けて 3 ポリシーの見直しを行っている。
- ポートフォリオを利用し、学生の学修の成果物であるレポート、学修に活用した資料、教員からの配布物等、学修履歴を残すことができるようにしている。また、各自がこれまでの学修や目標・計画の振り返りを行い、修正し前進するという過程を重視した学びを目標としている。また、平成 28(2016)年度後期より学生面談用のシステムをトライアル実施しており、このシステムは、教育目的の達成状況の点検・評価及び学生の省察を促すためのものである。なお、平成 29(2017)年度より本格的な稼働を予定している。
- 学修の評価は、各科目の当該基準に沿って行う。学生の授業における到達目標や予習・復習の学修内容については「講義概要（シラバス）」に示されている。
- 学修成績を総合的に判断する指標として GPA 制度を導入しており、半期ごとに配布される成績通知表に履修登録した全科目の成績評価を GPA 値で表している。学生は、自主的な学修が一層進められるようこの指標を確認し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めている。また、教員は、GPA 値を履修指導及び学修指導に役立てている。
- 学生の授業における理解度を把握するためにリフレクション・カードを活用している。リフレクション・カードには、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等を記載させており、教員は、内容等を確認し、次の講義にフィードバックしている。また、クリッカー、ポートフォリオのアンケートシステム等を利用している教員もいる。
- 免許・資格取得状況は教育目的に基づいて、各学科において点検・評価を行っている。本学は、学芸員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、栄養士、管理栄養士、薬剤師、教育職員免許状等多くの資格を取得できる教育課程を編成していることから、資格の取得状況を教育目的の達成状況の指標の一つとしている。

表 2-6-1 社会福祉士国家試験結果（平成 26・27 年度分）

区 分	受験者数	合格者数	合格率
第 27 回	25 人	10 人	40.0%
第 28 回	44 人	18 人	40.9%

表 2-6-2 精神保健福祉士国家試験結果（平成 26・27 年度分）

区 分	受験者数	合格者数	合格率
第 17 回	5 人	4 人	80.0%
第 18 回	9 人	9 人	100.0%

表 2-6-3 管理栄養士国家試験結果（平成 26・27 年度分）

区 分	受験者数	合格者数	合格率
第 29 回	92 人	89 人	96.7%
第 30 回	79 人	69 人	87.3%

表 2-6-4 薬剤師国家試験結果（平成 26・27 年年度分）

区 分	受験者数	合格者数	合格率
第 100 回	46 人	35 人	76.1%
第 101 回	55 人	46 人	83.6%

【人間社会学部国際観光学科】

- 日本語教員養成課程では、定められた科目の単位修得者には修了証が授与され、平成 26(2014)年度は 26 人、平成 27(2015)年度は 19 人の修了者であった。
- 旅行業務取扱管理者資格、学芸員資格、スポーツリーダー資格の取得状況は次のとおりである。旅行業務取扱管理者資格取得者は、平成 26(2014)年度は国内 12 人、総合 1 人、平成 27(2015)年度は国内 10 人、総合 4 人、学芸員資格取得者は、平成 26(2014)年度は 30 人、平成 27(2015)年度は、課程履修者が 14 人であったことから資格取得者は 14 人であった。スポーツリーダー資格取得者は、平成 26(2014)年度は 14 人、平成 27(2015)年度は 16 人であった。
- グローバルツーリズムコースでは、各学年において英語力の到達目標を設定していることから英語試験「CASEC」を使用し到達目標に達しているかを測定し、指導に活用している。グローバルツーリズムコースは、現在学年進行中であるが、学生の英語力は順調に伸びている。
- 1～3 年次生で修得単位数の少ない学生については、単位修得状況をイエローゾーンとレッドゾーンに分け、教員間で情報を共有し指導をするように工夫している。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 学生の学修状況及び資格取得状況の点検の前提として、まず、平成 25(2013)年度に学科内に設置した教育内容向上委員会において、毎年、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの見直しを行ってきている。
- 社会福祉学科において取得できる資格は、入学時のオリエンテーション及び 1・2 年次の 12 月のオリエンテーションにおいて説明し、「教養セミナー」や「専門演習」の担当教員に相談しながら決めていく。
- 「専門演習」等において、学生の学修状況、資格取得の状況等の教育目的の達成状況を

多面的に把握することに努めている。なお、資格取得の状況は、表 2-6-1、2-6-2 のとおりである。

- 国家試験対策として、「社会福祉総合演習」を強化するとともに、学生が終日勉強できる専用の教室を設定している。
- 学生の意識調査については、本学科内に設置されている初年次教育研究会において、1 年次を対象に、学びに関する意識や経験、入学後の高等学校との違い・戸惑ったことについて数回にわたるアンケート調査等を行い初年次の課題を把握し支援している。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 前期試験終了後、学年ごとに学生の成績を集計し、その結果を各教員に配布し、各教員の担当科目の教育目的の達成状況を教員全員で共有して、教員が担当する学生の成績状況を把握することにより、早期に成績不振者を発見し学修指導に用いている。
- 4 年次生の管理栄養士国家試験の合格レベルの評価を行うために、前期 4 回、後期 6 回の模擬試験を実施し、その成績と学生の不得意領域等の分析を行い、各教員に配布し、学生の合格レベルを教員全員で共有し、学生の学修指導に使用している。また、成績の結果は学生に公表し、その成績順に、前期の「管理栄養士演習」、後期の「栄養学専門演習」と「総合演習Ⅱ」の演習の席順を決め、学生の学修への取組みを促している。

【薬学部薬学科】

- 3 年次以降は物理、化学、生物、薬理、その他の分野における総合理解を促すために補習を実施し、補習後のテストにより学生の学力の成果を測っている。これらの成績結果に基づき学修の達成状況のクラス分けを行い、学生自身に成績に対する自覚を促している。
- 全学生に対して全国統一模試を実施し、自らの実力を試すように指導している。
- 6 年次後期科目である「総合演習ⅢB」の不認定者に対しては、次年度前期に「総合演習ⅢB」の演習を開講し、卒業延期者にも適切に指導している。

【大学院】

- 入学時にオリエンテーションを実施し、研究計画書に基づいた履修指導を行っている。また、研究に取り組むべき姿勢を説明し「履修要項」に記載されているシラバスに授業の到達目標を示している。
- 大学院の教育研究の集大成として学位論文を作成する。この学位論文作成を指導するために「特別研究」及び「特別研究指導」を開講し、修士課程、博士課程ともに所定の修業年限において一貫指導を行う。この研究指導を担当する教員は、学生の研究計画書に沿って教授会で選出されており必要に応じて複数教員による指導が行われる。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

- 各学期 1 回、授業アンケートを実施している。集計結果は、授業に対する感想・要望（自由記述欄）も含めてウェブサイトを使ったハイブリッド授業評価システムにより担当教員に返却している。「教育目的の達成状況の点検・評価」及び「評価結果の教育内容・方法及び学修指導等の改善へのフィードバック」の各担当教員の活用状況は、年 1 回実施

されている自己点検・評価委員会による「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」等により確認されている。

- 授業アンケート実施後は、各担当教員がその結果を自分の授業に活かすとともに、自己点検・評価委員会で全体の結果を分析し、「授業アンケートのコメントから見えてくるもの」としてとりまとめ、教員だけでなく、学生にもフィードバックしている。また、アンケートの結果をもとにベストティーチャー賞を設け表彰をしている。
- 在学生アンケート、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート、「学長カフェ」で出された意見は、自己点検・評価委員会等でアンケート調査をまとめ、全学教授会で報告しており、学生からの要望等や改善が必要な点については、該当部署で対応策を検討することとしている。今までに、教学面では、全学無線 LAN、CALL システムの導入、アクティブ・ラーニングができるように机・椅子の入替え、ホワイトボードの設置及び各教室のプロジェクターの入替え等が実施された。また、施設面においては、駐輪場の整備、テレビカメラの設置等を行った。
- 教育内容の充実、改善のために、教員相互間の授業公開を行っており、授業公開後は報告書を作成し、教員間で情報を共有し授業改善に活かしている。
- 全ての教員は年度末に「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」において教育活動、研究活動、社会活動の自己点検・自己評価を行い、教育内容・方法及び学修指導、研究活動等を報告するとともに改善策を記述し、諸活動の向上に努めている。

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、社会福祉学科とともに授業公開後に公開授業に対する意見交換会を実施し、該当の授業の優れた点、改善すべき点について相互に評価し授業改善に活かしている。
- 各コース委員会において学科の教育内容を検討し、学科会議に検討内容を上程し教育改善に努めている。また、平成 26(2014)年度からはカリキュラム委員会を設置し、カリキュラムの改善に取り組んでいる。
- 各養成課程において、各団体が主催する試験結果及び公務員試験等の結果を分析し、その結果を踏まえて学生が苦手とする科目については対策講座を実施するなどのフィードバックを行っている。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての評価結果のフィードバックについては、大学全体の授業公開のほか、社会福祉学科独自の相互授業を全教員により実施し、改善に努めている。
- 平成 26(2014)年度に教育内容向上委員会を設け、各学年部会と演習・実習部会に部会長制を組織し、学修支援のための組織改善を行っている。
- 国家資格取得志望者には、年 5 回程度の模擬試験受験を義務付けている。模擬試験の結果については、その都度国家試験合格支援員会で分析を行い、その結果を踏まえて学生が苦手とする科目については対策講座を実施するなどのフィードバックを行っている。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 全ての学生の学修状況を全教員が把握し、さらに、学修状況に問題があるときには担当教員が個別に面談を行い問題解決に向けて指導している。学期末には、進級判定及び卒業判定を受ける 2～4 年次の全学生の保護者に対して、各学生の日常の生活状況（授業への欠席状況、生活態度等）と学修状況に関するコメントを作成し、連絡する体制をとっている。このように、全教員が学生の学修状況と教育目的への到達状況を把握することで、学修指導の改善に努めている。
- 4 年次には、管理栄養士資格取得に向けての実力を身に付けるために集中的な学修指導として「栄養学専門演習」「管理栄養士演習」及び「総合演習Ⅱ」を実施している。その学修効果を客観的に評価するために、年間 10 回の管理栄養士国家試験の模擬試験を実施し学生の実力を把握し、さらに、模擬試験担当教員が、その模擬試験の結果から設問ごとの解答率を分析し、学生の弱点を把握して学修指導に活かしている。
- 4 年次で実施している模擬試験の結果を学生に公表し、各学生の全国レベルでの位置付けや弱点とする分野や科目を把握させるようにしている。さらに、学生の保護者に学生の模擬試験の結果を報告し、現状での学生の実力を理解してもらえ体制をとっている。

【薬学部薬学科】

- 各学生の学修状況は担当教員が把握しており、前・後期の本試験終了後に個人面談を実施している。特に 1 年次の学生に関しては、「教養セミナー」を通して、学生生活に円滑に適応しているのかを各担当教員が把握するように努めている。学生の学修状況や生活態度等に問題がある場合は、担当教員が随時個人面談を実施するほか、必要に応じて保護者に連絡を取って対処している。
- 学生の定期試験の成績は、各学生の保護者に各学期末に薬学部から詳細を報告し、学修状況を常に把握してもらうようにしており、教員と保護者間で情報を共有している。特に成績不振者に関しては、通常年 1 回の保護者懇談会だけでなく、状況に応じて臨時に保護者会を開催するほか、保護者へ随時、実力試験等の成績も郵送している。
- 実力試験や演習関連の試験等の結果は、全教員に配布され、各学生の学修達成度を把握できるように努めている。また、試験結果を詳細に分析して、総合演習科目やそれに付随する演習科目へ迅速にフィードバックできるようにしている。
- 4 年次の共用試験対策として、CBT 試験対策委員会と OSCE 実施委員会がそれぞれ適切に対応している。また、薬剤師国家試験対策としては、5・6 年次生に対して国家試験対策委員会が中心となって補習の実施や実力試験を行っている。実力試験等の結果を踏まえて、随時必要に応じて、弱点補強のための講義・演習や成績不振者を中心とした講義・演習を実施するなど、学修指導の改善に努めている。
- 平成 27(2015)年度入学の学生より適用された新カリキュラムにおいて、初年次教育をより充実させるために、1 年次の薬学専門科目の「化学演習」と「物理・数学演習」は、習熟度別にそれぞれ 3 クラス開講し、各 1 単位の必修科目としている。なお、1 年次前期の「化学演習」及び「物理・数学演習」は、不合格の学生を対象に同科目の補講を後期に行い、基礎・基本の理解度向上を図っている。

(2) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- 教務委員会において学生の単位の修得状況や成績の分布状況等の調査を行い、これらをもとに各授業の到達目標・成績評価基準を引続き検証していく。
- 教員の成績評価内容を確認し、学部長と確認の上、検証を行う。
- 国家試験の結果をもとに学生が苦手とする科目については、授業改善をするなどしてフィードバックを行っていく。

【人間社会学部国際観光学科】

- 授業公開後の意見交換会を更に充実させたり、FD を開催するなどし、アクティブ・ラーニング、双方向授業や ICT を活用した授業内容・方法の改善に取り組んでいく。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉士国家試験の合格を支援するための仕組みとして、補習の実施、自習室の確保、過去の国家試験問題の充実を図るなどし、更なる工夫によって、支援の質を高めていく。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 再試験終了後、単位を修得できなかった科目について、平成 27(2015)年度入学生より、再試験の実施法を変更し、学期をまたいでの再試験の実施は取りやめ、学期期間中に 2 回の再試験を実施することとした。平成 26(2014)年度以前の入学生は変更前の再試験の実施法に従って実施する。

【薬学部薬学科】

- 6 年制薬学部における薬剤師養成のための教育目的の達成状況については、今後、実際の臨床現場における医療スタッフ及び患者の意識調査等を行い、その結果をフィードバックする仕組み（例えば、卒後教育）等を学内関連部署及び関連施設と協議しながら検討する。
- 毎年、卒業時のアンケート調査を全学的に実施している。さらに、卒業生の現場における状況を把握する目的で本年度より卒業後調査の実施を検討し、今後の薬剤師養成のためのカリキュラムの編成や改善の参考としていく。

【大学院】

- 学位論文作成に向けて、主指導教員・副指導教員のみならず、所属教員が協力し合って指導する体制を維持し、一層徹底していく。また、大学院生からの意見を聴取し、指導に関する要望を把握し改善していく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

- 学生生活安定のための支援組織として、学生の厚生補導に関する事項について協議・審議する学生委員会、心身の健康の保持・増進を図り、保健室、学生相談室並びに学生生活サポート室の運営に関する事項について協議・審議するキャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会、ハラスメント防止対策に関する事項について協議・審議するハラスメント対策委員会、ボランティア活動に関する事項について企画・協議するボランティアセンター運営委員会がある。各委員会で審議し議決された事項は教授会に報告又は提案することになっている。
- 学生委員会は、正副委員長及び各学科から選出された専任教員と事務職員（事務局長若しくは代務者）で構成されており、毎月1回開催している。キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会は、正副センター長（委員長は副センター長、副委員長は委員の中から委員長が指名した者）及び各学科から選出された専任教員、産業医、事務局長若しくは代務者、保健師、看護師、養護教諭等の衛生管理者、センター事務職員で構成されており、年4回以上開催している。ボランティアセンター運営委員会は、正副センター長（正副委員長）及び各学科から選出された専任教員と事務局長若しくは代務者、その他、学長及びセンター長が指名する者で構成されており、委員長が必要と認めたときに開催している。
- 事務組織として学生サービス、厚生補導のための学生課、平成 27(2015)年度には学生及び教職員の心身の健康の保持・増進並びに学生生活における日常的な相談及び支援を全学的立場から行うことを目的に開設されたキャンパスライフ・ヘルスサポートセンター保健室が組織されている。また、留学生の学修指導・生活相談や在留資格手続き等に関する支援及び国際交流事業推進のために、教職員が一体となって組織された国際交流・留学生支援室が設置されている。
- 学生サービスについては、「学生便覧」に記載しており、それに基づいて対応を行っている。
- 入学時のオリエンテーションでは、「学生便覧」をもとに本学規則や大学生活について留意事項を説明する。また、留学生を対象として、在留資格やアルバイトの時間制限、奨学金制度等を説明する。加えて、本学教員によるハラスメント防止対策、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターの利用、市環境部からのゴミ処理の説明やゴミ焼却場の見学を行う環境学習会への参加、警察署からの防犯・交通安全についての講話や女子学生を対象とした護身術の実演を行っている。また、平成 24(2012)年度より交通安全の啓蒙のために、本学構内道路にて実演型の交通安全教室を年1回行っている。
- 4月下旬に行われる新入生を対象としたフレッシュマンセミナーでは、学科ごとにプログラムを設定し、教員との親睦と新しい仲間作りの機会を持ち、今後の大学生活における不安感の払拭を図っている。
- 学生主体の行事として新入生を歓迎する新歓祭、スポーツ大会（開筋祭）、大学祭（開国祭）、卒業パーティーがあり、学生委員会及び学生課により指導やサポートを行っている。また、平成 27(2015)年度には、学生会主催により各公認団体におけるグラウンド、共用室の一斉清掃活動が実施された。
- 生活支援として、住居については、大学女子寮を1棟設置するとともに近隣のマンショ

ン1棟を女子学生専用の指定寮にしている。また、賃貸借契約しているアパートとして日本人学生に1棟、留学生に2棟を用意している。平成27(2015)年度からは大学女子寮の全室に冷蔵庫を新設し、快適な暮らしを提供している。

- 福利厚生については、キャンパス内に食堂、売店、ATMを設置している。食堂については、平成27(2015)年度には季節毎のフェアを開催し食堂メニューを充実した。また、平成28(2016)年度より食堂及び売店で利用可能な「ICカード楽天Edy（電子マネー）付」学生証を新規導入した。
- 学生証をハウステンボスの入場インフォメーションセンターにて提示、申請しハウステンボスに無料で入場することができる。
- 自家用車通学者に対しては、「長崎国際大学 自家用車輛通学規程」に基づいて学生の自家用車輛による通学及び本学駐車場の利用に関し許可し、指導している。
- 学生の喫煙対策について、平成26(2014)年度より学生委員会で検討に入り、平成27(2015)年度までは分煙化、平成28(2016)年度より学内全面禁煙化にした。また、平成27(2015)年度には、次年度に向けてタバコポイ捨て撲滅運動及び告知旗の設置、美術部制作のポスター告知による学内周知を図るとともに「隠れて喫煙する学生に対するキャンパス内ルール」を作るなど体制を整えた。
- 障がいのある学生に対する修学支援として、「長崎国際大学 障がい学生に対する修学支援費支給内規」に基づき、障がい者手帳を有する学生を対象に月額20,000円を超えない額を支給している。平成27(2015)年度には2人の学生に対して支給している。
- 経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金、財団法人等の各種奨学金があり、日本人学生は学生課、留学生は国際交流・留学生支援室が窓口になり、諸手続きを行っている。
- 本学独自の奨学制度には、31種類（奨学金名称）あり、平成27(2015)年度には823人の学生が受給している。
- 学費は特別の事情で、期限内に納付が困難な学生に対しては、願い出により分納・延納を認めている。
- 留学生に対しては、「長崎国際大学 私費外国人留学生の授業料減免規程」に基づき、日本語能力のレベルに応じて、授業料の減額を行っている。ただし、毎年度末に学修成績を評価したGPA値をもとに減額率の見直しを行っている。
- 平成26(2014)年10月佐世保地域の四つの高等教育機関（長崎国際大学、長崎県立大学、長崎短期大学、佐世保工業高等専門学校）、佐世保市、商工会議所が連携し、同地域に滞在する留学生の支援を目的に「佐世保地域留学生支援交流推進協議会」を設立した。本協議会では、平成27(2015)年度に、留学生が交流することを目的とした「スポーツ大会」（平成27(2015)年11月22日実施、参加者：学生43人、地域住民7人）、留学生のアルバイト機会創出及び地元企業への就職を目的とした「佐世保市内企業と留学生の交流会」（平成28(2016)年1月20日実施、参加者：学生15人、企業16社19人）、佐世保の観光地を留学生の視点で改善することを目的とした「黒島モニターツアー」（平成28(2016)年2月23・24日実施、参加者：学生11人）を実施した。
- アルバイトについては、労働基準法及び年少者労働基準規則を参考に、危険を伴う職種等、大学生として不適切な職種を排除し、一般的な求人情報を提供している。また、留

学生に対しては、求人票受付け段階で留学生受入可否を記入してもらい、受入可能な求人票については、国際交流・留学生支援センターでの閲覧が可能となっている。

- 課外活動については、平成 27(2015)年度の公認団体は、体育系 29 団体、文化系 11 団体、新規 2 団体があり、参加者数は 1,020 人で学生の約 52%である。また、陸上競技部を駅伝部と陸上競技部に分け、駅伝部と男子バレーボール部を強化部に昇格し強化指定部を 10 部とした。学生の課外活動への全体的な指導・支援等については「自己点検・評価報告書 データ編」表 2-14 のとおりであり、学生委員会を中心に窓口は学生課が担当しており連携して適切に行っている。
- 課外活動の施設として、体育館、グラウンド、テニスコート、アーチェリー場、硬式野球場、共用室等を設置している。また、課外活動の奨励のため、毎年、成果を挙げた団体・個人を表彰している。
- 学生のボランティア活動として、平成 26(2014)年度には、長崎がんばらんば国体に 75 人、長崎がんばらんば大会に 47 人の学生が参加し国体等の実施運営に携わるとともに、関係諸団体及び機関と連携し、地域社会へ貢献した。
- 健康管理、保健指導に関しては、入学生に保健調査票を配布、入学前に回収し、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターにて集約し、「保健調査票一覧」を作成している。調査票の記載内容によって、配慮が必要と思われる場合は、学生本人又は保護者と連絡を取り、電話にて詳細を確認する。配慮を希望される学生の中には、入学前に本人、保護者、必要に応じては出身高校の教員と面談を行い、配慮内容の相談を行うこともある。なお、大学内で教職員間の情報共有について、直接本人又は保護者へ説明し、同意の有無を確認し、同意を得た学生に関する配慮内容について、配慮申請している学生が履修する授業担当者全員を対象に説明会を実施した（平成 26(2014)年度及び平成 27(2015)年度は人間社会学部の該当学生の履修授業担当者のみ、平成 28(2016)年度より全学部対象として実施した）。教職員が必要な情報を共有することで、関係者が連携しながら、該当学生が大学生活で必要とする配慮や支援を行っている。
- 学校保健安全法第 13 条及び学校保健安全法施行規則第 6 条に基づき、学生の定期健康診断を実施している。平成 27(2015)年度の学部生（休学者は除く）の受診率は、平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度まで引続き 100%であった。
- 学生の危機管理対策として、本学所属の医師による「熱中症対策講習会」や、1 年次の全学部生を対象に、地元消防署の救急救命士及び消防隊員による「AED 講習会」を実施している。また、学内での傷病者対応として、緊急時の連絡方法を確認し、各教室、トイレ、エレベータ等に緊急連絡先を貼付している。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会によって、平成 26(2014)年度に学生の自殺（企図・未遂）防止に関する教職員用マニュアルを作成し、配布した。
- 相談・支援としては、「自己点検・評価報告書 データ編」表 2-12 にあるように、保健室、学生相談室、学生生活サポート室の 3 室でからだ・こころの健康、修学、大学生活等、役割分担しつつも連携し、相談・支援体制を整えている。
- 学生相談室では、臨床心理士等を配置し、学生の心理的支援及び人間関係形成が不得手な学生の支援を行っている。必要に応じて、保護者や担当教員、関係教職員との面接も行い連携を図っている。また、本人の承認を得た上で、主治医と連携をとる場合もある。

- 学生相談室では、原則的に授業以外の時間に面接予約を入れているが、学生の精神的健康を保持するため、緊急を要する場合又はやむを得ず授業中にカウンセリングを受けた場合、相談した学生の承認をとった上で「学生相談室来室証明書」を発行し、現行の「欠席届」と同等の扱いとして面接を受けやすい環境を整えている。
- 平成 27(2015)年度に新設した学生生活サポート室では、研修を受けた各学科の教員が所定の時間帯に待機し、学業面や大学生活面、対人関係等のサポートを行っている。その他、障がいのある学生の教科書や資料等のデータ化やアンケート回答の代筆等の支援を行うこともある。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターは三つの相談窓口（保健室・学生相談室・学生生活サポート室）をコーディネートしながら運営しており、定期的に「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより」を発行し、各所への掲示や全学生及び全教職員へ配信している。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会によって、年度始めに全学生対象の「心の健康調査」（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の質問用紙準備）を実施している。その結果を心理専門の委員と学生相談室カウンセラー（臨床心理士等）によって判定を行い、要支援該当の学生をリストアップし、要支援該当学生には個別にキャンパスライフ・ヘルスサポートセンターより、検査結果を説明し、状態が深刻な学生には学生相談室にて臨床心理士等との面接を勧めるようにしている。
- 平成 28(2016)年 4 月 1 日の障害者差別解消法施行に向けて、「学生サポートブック～教職員ができるサポート～【授業編】」を作成し、平成 28(2016)年 4 月に全教職員へ配布した。
- ハラスメント対策委員会では、平成 26(2014)年度から新規のハラスメント防止対策として「ストップハラスメントカード（ストハラカード）」を作成しカードの説明文書とともに、全学生及び全教職員へ配布している。また、毎年 1 回ハラスメント防止対策に関する FD を開催しハラスメントの防止及び排除に係る研修・啓発に努めている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

- 卒業生アンケート、在学生アンケートの意見をもとに学生委員会で学生の意見・要望について協議し、その対応を行っている。具体的には、屋根付き駐輪場については、学生からの意見をもとに平成 26(2014)年度には体育館裏側へ、平成 27(2015)年度には薬学棟前側へ 1 棟ずつ新設した。また、食堂・売店に関する学生の意見に対しても、学生委員会内に学食検討委員会を設け、学生と一緒に意見を取りまとめ、委託業者との協議を進め改善している。
- 学生の意見を汲上げるための仕組みとして、学生と学長が直接意見交換する「学長カフェ」を平成 24(2012)年度より継続的に開催している。ここでの意見・要望については、必要に応じて改善している。改善の状況については、電光掲示板等で学生へ周知している。そのほかにも、学生相談窓口に来ることなく意見を汲上げるシステムとして、学生相談箱を学内 2 か所に設置しており、投函された意見についてはハラスメント対策委員会を通して各関係部局、各学科へ報告し対応している。
- 毎年「保護者懇談会」を開催し、担当教員と保護者との懇談・個別相談により、学生の

修学状況等を保護者と共有し、大学に対する意見や要望を直接的に聴取する機会として
いる。平成 25(2013)年度より、遠方からの保護者の利便性を考慮し、初めての地方会場
として沖縄県での保護者懇談会を行っている。

(2) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

- 学生委員会と学生課、学生会が連携して課外活動支援の改善と向上を図っていく。クラ
ブ、サークル活動については、強化指定部が増え全国大会に出場する回数が増えており、
活動支援費及び全国大会支援費に関する配分方法の基準を見直す。
- 学内全面禁煙化について、喫煙者の禁煙支援とともに学内外への周知を徹底する。
- 平成 28(2016)年度 4 月の障害者差別解消法施行に向けた学内の体制強化と対応要領を
作成する。
- ピアサポート体制や学修支援体制等、学内の学生支援の実施体制を強化する。
- キャンパスソーシャルワーカーを配置していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめと する教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

- 各学部の教員数については、表 2-8-1 のとおりで、大学設置基準の定めるところにより、
教育課程を適切に運営するために、必要な専任教員数を配置している。助教以上の専任
教員数は 116 人で、設置基準の 1.8 倍の人数を配置している。
- 4 学科で共通に開講する全学共通教育科目（教養科目）を担当する教員は、各学科の専
任教員のほか、非常勤講師を配置していて、教養教育を適切に運営している。
- 本学における専任、兼任の教員数は、専任教員数は 116 人、兼任（非常勤）の教員数は
41 人となっている。専任教員の一人当たりの在籍学生数は、人間社会学部では 20.4 人、
健康管理学部で 19.1 人、薬学部で 14.1 人となっている。各学部とも、教育課程は適切
に実施されている。
- 教員の年齢構成は、表 2-8-2 に示すとおりで適正な年齢のバランスで構成されている。

表 2-8-1 大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数表

学部等		収容定員	在籍者数	設置基準		現員		専任教員一人当たりの在籍学生数
		H28	H28	必要専任教員数	必要専任教授数	専任教員数	兼任教員数	
人間社会 学部	国際観光学科	760 人	776 人	12 人	6 人	33 人	21 人	20.4 人
	社会福祉学科	340 人	244 人	8 人	4 人	17 人	17 人	
健康管理 学部	健康栄養学科	340 人	325 人	10 人	5 人	17 人	13 人	19.1 人
薬学部	薬学科	720 人	729 人	30 人	15 人	49 人	16 人	14.9 人
小 計		2,160 人	2,074 人	60 人	30 人	116 人	67 人	—
大学全体の収容定員に 応じ定める最低専任教員数		—	—	23 人	12 人	—	—	—
総 計		2,160 人	2,074 人	83 人	42 人	116 人		—

表 2-8-2 専任教員の年齢別の構成

学部	～30 歳	～40 歳	～50 歳	～60 歳	～70 歳	71 歳～
	専任教員数	専任教員数	専任教員数	専任教員数	専任教員数	専任教員数
人間社会学部	1 人	16 人	14 人	11 人	8 人	0 人
健康管理学部	3 人	3 人	4 人	2 人	5 人	0 人
薬学部	0 人	13 人	13 人	11 人	10 人	2 人
計	4 人	32 人	31 人	24 人	23 人	2 人

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

- 教員の採用については、「長崎国際大学 教員選考規程」に基づき、教育と研究の双方からの視点で総合的に審査をし採用する。教員の採用に関しては、公募としている。当該学部長より教員採用について申請があった場合、人事委員会で協議し学長に報告する。学長は、法人と相談し採用人事の可否を決定する。教員資格については、「長崎国際大学 教員資格審査委員会規程」に基づき審査を行っている。
- 昇任については、当該学部長より推薦された教員について、人事委員会で協議し学長に報告する。学長は、法人と相談し昇任人事案を作成し教員資格審査委員会に諮る。教員資格審査委員会で、「長崎国際大学 教員資格審査委員会規程」及び「長崎国際大学 教員の昇任審査に関する運用内規」において、人格、学歴、職歴、健康及び教育研究上の業績等を総合的に勘案して行い、全学教授会で報告している。
- 教員の評価については、人事委員会において、教員の人材開発・人材育成を図ることや将来的に任期制の運用等に反映されることを目的に実施している。
- FD については、教育向上専門委員会が中心となり、教育の質保証に関することやハラスメント対策、障がい学生に対する支援等の FD を実施した。また、教授会の冒頭に学

長及び理事長による大学改革、教育改善に関する方針についての FD 講話を実施している。さらに、教員の研修では、各学科で授業公開を実施し、授業改善の研修に当たっている。職員の研修では、教職協働の実現のため、職員全員を対象として、各種の SD(Staff Development)を実施している。また、理事長を講師とした SD も実施している。

- 教員の資質向上のために学内では毎年、学術研究報告会を開催しているが、そのほかにも、若手研究者の育成とリサーチ・マインドの向上を目指して、教員及び学生を対象として、国際観光学科では「長崎国際大学国際観光学会」、社会福祉学科では「長崎国際大学社会福祉学会」、健康栄養学科では「健康栄養報告会」、薬学科では「薬学研究発表会」を実施している。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

- 教養教育は、本学の建学の理念である「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を人材育成の目的としており、また、各学部・学科で学修を行うに当たっての基礎基盤となる科目で編成されている。
- 長崎国際大学 3 ポリシーが策定されており、これを基本として各学科は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて教養教育を含んで適切に策定している。
- 教養教育である全学共通科目の教育課程は、全学教育会議で基本方針及び教育課程編成方針が示された後、全学共通教育委員会において、全学共通教育の推進及び全学共通科目と学部・学科専門科目の連携による一貫した学士教育課程の編成方針を策定する。全学共通教育委員会の構成メンバーは、副学長、各学部長、教務委員長、自己点検・評価委員から選出された者、学長及び委員長が指名した者、事務局長若しくは代務者で構成されている。
- 全学共通教育委員会における審議事項は、①全学共通教育の実施方針に関する事項②全学共通教育と専門教育との連携に関する事項③その他全学共通教育に関し、学長が必要と認めた事項について協議する。具体的には、全学共通教育の開設方針の策定・編成企画、教育内容及び方法の改善・調整等を行っている。また、全学共通科目と学部・学科専門科目の連携による一貫した教育課程の編成にも取り組んでいる。
- 教務委員会及び学部・学科は、全学共通教育委員会からの編成方針を受けて具体的に教育課程の編成・学修支援について協議する。
- 全学共通教育委員会において教養教育の編成方針を協議することにより、教養教育の重要性について教員間の相互理解を深め、教育活動へ積極的に参画することを促している。

(2) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

- 教員の採用に当たっては、原則公募としている。また、採用・昇任方針についても平成 28(2016)年度から人事委員会を中心に行っている。特に昇任については、将来展望を見据えた上で法人本部と連携し進めていく。
- 教員の採用・確保に当たっては、教育課程に対応した教員の配置を学部・学科と協議しながら、法人本部との連携を密にして、充実を図っていく。
- 教員の昇任については、平成 26(2014)年度から導入している人事考課制度に沿って行っ

ている。

- 教員の資質向上のために、学内で年 1 回の研究発表会を開催しているが、今後とも特に若手教員による研究発表の場として確保していく。

【人間社会学部国際観光学科】

- 旅行業や宿泊業等、観光ビジネスの専門的知識と経験を有する教員の補充を行い、観光業界で活躍できる人材の輩出に資するよう努める。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の三つの国家試験合格者を増加させ、併せて、平成 28(2016)年度から福祉心理士の免許を取得させている。障がい者スポーツ心理士（初級）とスクールソーシャルワーカーの養成をスタートさせるため、これらの円滑なカリキュラム運営を行えるよう努める。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 臨地実習の指導ができ栄養教諭の教職科目が担当できる教員の採用をすすめる。
- 今後の専門科目担当の人事を考慮した若手の教員の教育・研究実績の向上を促進する。

【薬学部薬学科】

- 若手研究者の育成とリサーチ・マインドの向上を目的として、平成 22(2010)年度より年 1 回開催されている「薬学研究発表会」を継続するとともに、より充実させるための新たな方策を検討する。
- 平成 21(2009)年度より、薬学部新任教員に対して「薬学部新任教員研修セミナー」を年度初めに実施している。今後も、新任教員が速やかにかつ円滑に本学の教育と研究に取り組むことができるように鋭意努力し、継続する。

【人間社会学研究科観光学専攻】

- 教員構成と科目構成の整合性を再検討しながら、実力ある若手教員を大学院担当に充てるなどして、魅力あるカリキュラムへの再編を図っていく。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 教員構成と科目構成の整合性を検討しながら、実力ある若手教員を大学院担当に充てるなどして、魅力あるカリキュラムへの再編を図っていく。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 教員については、その研究・教育実績に基づき、専攻会議、学務委員会、研究科教授会及び教員資格審査委員会で厳密に審査した上で決定しているが、その任用条件から平均年齢が高くなる、退職者の後任人事についても決定に時間がかかるなどの弊害がみられる。今後は科目の統廃合や新設とともに、教員の弾力的な任用プロセスを確立し、中堅・若手の教員も積極的に登用することによって、教育活動を活性化させる。

- 博士後期課程であることに鑑み、当該分野の実践的業績を有する教員とともに、学位（博士）を有する教員の任用を積極的に進め、教員の学位取得率を大幅に向上させていく。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 大学院担当教員の充実を図るため、若手の教員の教育・研究実績の向上を促進する。

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻を担当する教員は、薬学部教員の講師以上としている関係上、全員が博士号を取得しており、特別研究指導者として責務を十分果たせるものと考えている。完成年度を迎える年度に、数名の定年退職者が予定されているので、大学院教員の新規採用を速やかに実施していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

- 本学は、佐世保市東部の郊外に位置して、JR 大村線ハウステンボス駅からは徒歩 15 分程度、大学構内には路線バスが乗り入れている。また、車両等の通学には大学構内におよそ 450 台の駐車区画があり、さらに、本学に隣接する学校法人所有地では、600 台を超える駐車を可能にしている。安全かつ閑静な教育環境である一方、道のり約 3 km の位置に住宅街があり、24 時間営業の商業施設をはじめ、生鮮食品、日用品等を扱う店舗も多く、利便の上、アルバイト先とする学生も多数である。
- 教育環境については、校地・校舎の面積は大学設置基準を上回る面積を有している。

表 2-9-1 在籍学生数、校地・校舎等の面積

在籍学生数	2,074 人
-------	---------

校地等	区分	計(㎡)	在籍学生 1 人当たりの 面積(㎡)	設置基準上必要な面積 (㎡)
	校舎敷地	57,732	67	21,600
	運動場用地	86,280		
	小計	143,944		
	その他	6,919		
	合計	150,863		
校 舎		計(㎡)	設置基準上必要な面積(㎡)	
		26,909	15,604	

- 講義室、演習室、実験室、実習室は目的別に応じて整備されている。また、アクティブ・ラーニングが行える講義室を平成 27(2015)年に新たに 3 教室整備した。講義室には、プロジェクター、スクリーン、DVD デッキを整備している。その他、語学教育のためのコンピュータを使った語学学修システムの CALL システムを設置した教室がある。「茶道文化」の授業は、実践重視のため、「不息庵」と「自明堂」の二つの茶道文化研修室等を設置し、授業を行っている。「コンピュータ基礎演習」等の授業のためにメディアルームにパソコンを 155 台設置している。また、学生が自由に使えるパソコンを 32 台、薬学部生が CBT 等の試験対策が行えるように 55 台設置している。
- 国際観光学科は、博物館実習用の学内実習施設である実習室を、社会福祉学科は、入浴実習室、介護実習室、家政実習室を設けている。
- 健康栄養学科は、総合栄養学実習室、給食経営管理実習室、調理加工実習室、栄養教育実習室、栄養教育論実習室、臨床栄養学実習室、基礎医学実習室、基礎医学実験室、化学実験室等を設けている。
- 薬学科は、実習教室、模擬クリーンルーム、模擬病室、模擬薬局、動物実験室、低温実験室等が配置されている。また、薬用植物園を設置しており草木 74 種、草本性の薬用植物 112 種を植栽している。
- 薬学部は、平成 27(2015)年に 7 号館が完成した。7 号館には、2 階に大講義室（収容人員 240 人）、1 階にある小講義室（収容人員 56 人）2 室とこれらに隣接する薬学教育支援センターにラーニング・コモンズが配置されている。
- グラウンド、体育館、テニスコート、野球場、ゴルフ練習場、アーチェリー場、茶室（自明堂、不息庵）、共用室、法人本部に空手練習場を設置し、課外活動の場所として提供している。野球場は、平成 27(2015)年に新たに整備し、平成 28(2016)年に部室の整備を行った。
- AED（自動体外式除細動器）は、校舎施錠時でも使用できるよう 6 台を屋外に 1 台を屋内に設置している。障がいをもつ学生のために、エレベータを研究棟、教室棟 2 号館、薬学棟、図書館に、多目的トイレを研究棟、各教室棟、図書館、食堂棟、体育館に設置している。
- 施設・設備の安全衛生管理については、改修や改善の要望に基づき、施設の維持管理に努めている。エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、教室棟、図書館棟をはじめ、冷暖房設備のある 11 棟のうち 7 棟で熱源に天然ガスを使用し、電力量の削減も図っている。さらに、電力需要値制御装置を設備し、空調制御を行い、省エネルギーに取り組んでいる。
- 建物の耐震性能は、本学の全ての施設が昭和 56(1981)年の建築基準法（施行令）の改正後に建築確認を受けた建物であるため、いわゆる新耐震基準が適用されている（開学は平成 12(2000)年、竣工同年）。
- 施設・設備については、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準にも適合しており、全キャンパスがバリアフリーである。地盤の性質から経年のため生じた段差部分は、補修やスロープ施工等を都度行っている。排泄後の処理が困難な障がいのある学生には、介助者にも配慮し、トイレ内から合図が可能な表示器を主要建物に設置している。研究棟 1 階トイレを内部で排泄介助可能な広さに改修した。

- 日常の定期清掃は、業者委託をしており、清潔な環境を保っている。
- 学生アンケートに応じて、食堂棟 1 階には学内無線 LAN と、携帯電話大手 2 社の Wi-Fi 規格無線 LAN を設置し、利便性の向上を図っている。その他、トイレ用の擬音装置は全ての女性トイレに設置されており、開学当初より設備されている処理水の使用に加え、節水効果を図っている。
- 食堂棟は平成 18(2006)年度に 250 席増設し、702 席となったため、かなり混雑が緩和された。食事だけでなく、自習に利用する学生も多いため、2 階喫茶エリアの照明を電球色器具から昼光色 LED 器具に変更し、照度を改善した。快適な学修環境提供と結果的に電力消費軽減にも寄与することになった。
- 平成 28(2016)年度より学内は全面禁煙とし、学生・教職員に快適な環境を提供するように努めている。監視カメラの設置及び掌静脈認証システムの導入等、セキュリティ面でも整備を進めている。

【図書館】

- 本学図書館は、文部科学省の審議・報告等にある「学術情報基盤の今後の在り方について（報告）（平成 18 年 3 月 23 日）」「大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について（審議のまとめ）（平成 21 年 7 月 31 日）」「大学図書館の整備について（審議のまとめ）－変革する大学にあって求められる大学図書館像－（平成 22 年 12 月 1 日）」「学修環境充実のための学術情報基盤の整備について（審議のまとめ）（平成 25 年 8 月）」を基軸に学修環境の充実した学術情報基盤を整備しつつ、学術情報流通の変化に即応した大学図書館を目指して、図書館システムによる学術情報ネットワークの整備、書籍・ジャーナル・データベース等の電子コンテンツの導入、機関リポジトリの構築やデジタル・アーカイブスによる学内生産物の発信等々、年々変化する状況に機敏に対応しながら、学生・利用者のニーズに応えるべく学修支援のための環境整備に努め、適切な運営・管理を行ってきている。
- 平成 28(2016)年 5 月 1 日現在の所蔵数は、図書：76,308 冊、視聴覚資料：2,668 点、冊子体雑誌：710 誌、オンラインジャーナル数は 5,000 タイトル以上で、学部・学科に関する専門書、学術雑誌等も充分満たしている。
- 学生支援サービスの一環で、4 学科から学生（大学院生を含む）を選出し、教職員と一緒に年 2 回福岡の大型書店に出向き、選書を行う「選書ツアー」を実施している。
- 授業開講時の平日は 9 時～21 時の開館時間を実施し、職員が常駐することでレファレンス等にも対応できており、学修環境を充分担保している。さらに、在学生アンケートでの要望に応え、平成 26(2014)年 4 月から授業開講時の土曜日は 4 時間延長し、9 時～18 時の開館とし、平成 27(2015)年度後期からは試験前の日曜日開館（9 時～17 時）も実施している。
- 図書館ホームページを介し、利用者の要望に応え、所蔵検索、資料の予約、ILL(Inter Library Loan)申込等、サービス提供を行っている。
- 図書館内は全ての階の白熱電球を LED 化し節電を図っている。また、閲覧席数 276 席を配し、その他視聴覚機器 6 台、OPAC(Online Public Access Catalog)8 台、貸出用ノートパソコン 10 台、Wi-Fi の整備、USB によるプリントアウトサービス等を実施し、

学生へのサービス向上に努めている。

- 新着コーナーや新書コーナーの設置、教職・国試・就活・語学試験関係等目的別の資料配架等、利用者に分かりやすいナビゲーションを提供している。
- 長崎国際大学学術機関リポジトリを JAIRO Cloud にて構築し、「長崎国際大学論叢」(紀要)を公表している。
- 「長崎国際大学論叢」(紀要)のほか、科学研究費報告、学術研究報告会等の本文データを長崎国際大学デジタル・アーカイブスにて公表し、学内外に情報発信している。
- 大学施設の地域開放の一環として、地域住民へ図書館を開放し、図書と雑誌の閲覧と複写、視聴覚資料の閲覧、データベースの利用等を認めている。平成 26(2014)年 4 月からは卒業生・学外利用者への貸出サービスも実施している。
- 図書館の積極的な活用を推進するため、新入生に対しては「教養セミナー」単位で、上級年次生に対してはゼミやグループ単位で、オリエンテーションを実施している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

- 授業内容や対象学年を踏まえ、教育効果に配慮したクラス編成を行っている。特に全学共通科目の「教養セミナー」、語学、専門科目の「専門演習」等については、少人数によるクラスを編成している。「教養セミナー」は、1 クラス 10 人程度で運営しており、通常の講義形式に加えて、対話・討論形式の授業を実施している。
- 健康栄養学科は、栄養士法施行規則において、十分な教育効果を上げられる場合を除き栄養士養成に係る授業科目は、授業を行う場合の学生数をおおむね 40 人と規定していることから、その規定に従ってクラス編成を行っている。

(2) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

- 機関リポジトリは構築しているがコンテンツの充実が課題の一つである。学内で年 1 回行われている学術研究報告会の掲載、欧米等の学術雑誌に掲載されている本学教員が執筆した論文を機関リポジトリへ取込んでいくこと等を検討している。
- 図書館内でのグループ学修やプレゼンテーション等が行えるラーニング・コモンズの設置を、現在検討中である。
- 狭隘化が顕著な中、雑誌バックナンバーの除却や書架配置の工夫等でスペースをどうにか確保してきているが、既に手が尽くされた状況にある。今後は図書館の新館建設に向けた検討が必要である。
- 資料の貸出冊数や電子ジャーナルの利用頻度を上げる取組みが必要であり、配架方法の工夫や、学外からの電子リソースの利用ができる仕組みを構築することが望まれる。
- 地盤の性質により、建造物周辺が沈降し、段差が生じているが、日々の点検で早期に発見し対処している。今後も点検等を行い計画的に対応していく。

[基準 2 の自己評価]

- 学生の受入れは、受入れの方針に沿って入学試験を適切に実施するとともに、その工夫にも努めている。特に人間社会学部においては、定員充足率が上昇してきている。
- 教育課程及び教授方法については、全学的にポートフォリオシステムを導入し、現在で

は、全教員、全学生が利用し教育効果を上げている。また、教育課程をより効果的に実施するためのアクティブ・ラーニングを積極的に取入れるなど、授業方法の工夫・開発に取り組んでいる。

- 学修及び授業の支援については、担当教員の配置や、オフィスアワーの設定、TA 制度の導入等で学修の支援をしている。成績不振者に対しても科目を決め SA（薬学部においては LA）制度を設け対応している。また、平成 28(2016)年度には、出席管理システムを導入し、出席状況を確認し、指導することで原級留置、退学の減少に努めている。
- 教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、ポートフォリオや毎回の授業後に理解度や質問事項を記入させるリフレクション・カード、クリッカーの利用によって、教員が授業改善に取り組んでいる。年度末には「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」を作成し、教育活動の向上に努めている。
- 学生サービスについては、健康管理や保健指導を目的に、「心の健康調査」等を実施し、きめ細かく学生の心身の状況の把握に努めている。また、アンケート調査の実施、「学長カフェ」を開催し学生と直接意見交換を行うことや、学生相談箱を設置するなどし、多様な形で学生の意見を汲上げ大学の改善に生かしている。
- 教員の資質向上のために全学の学術研究報告会を実施し、他の分野の取り組みや研究方法を共有し、若手研究者の育成とリサーチ・マインドの向上に努めている。
- 授業開講時の図書館開館時間は十分に担保されている。
- 学部学科に関する専門書、資格・就職試験に関する書籍、電子ジャーナル・データベース等最新資料が提供されている。
- 過去 3 年間の図書平均受入冊数は 3,700 冊で修学に必要な文献も十分確保されている。
- このように、学修と教授に関して常に自己点検・評価を実施し改善向上に努めている点は評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 長崎国際大学の設置者である学校法人九州文化学園は、「学校法人九州文化学園 寄附行為」の第 3 条において、教育基本法・学校教育法に従い学校教育を行うことを定めており、また、第 16 条において、理事会がこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することを、第 11 条において、理事長がこの法人を代表し、その業務を総理することを明記している。理事、監事及び評議員は、私立学校法及び「学校法人九州文化学園 寄附行為」に従い選任されており、理事・監事については、毎年度、事業報告書に明記して情報公開している。理事会は「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り、原則として年 4 回開催し、評議員会も「学校法人九州文化学園 寄附行為」に基づき年数回開催し、適切に運営されており、理事、監事、評議員はそれぞれの役割を十分に果たしている。また、「学校法人九州文化学園 就業規則」の第 3 条及び「長崎国際大学 就業規則」の第 3 条において、教職員は学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに、その公共的使命を認識し、この規則及び諸規定を遵守し、自己の職責を全うすることを規定している。以上から、経営の規律と誠実性は維持されていると評価する。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- 使命・目的の実現のため、最高意思決定機関である理事会と諮問機関である評議員会において、経営面における審議・諮問が適切に行われている。また、学校教育法で定める教学部門の重要な事項及び学長が諮問する事項については、「長崎国際大学 教授会規程」に基づき全学教授会、学部教授会及び研究科教授会を原則として毎月開催し、必要な案件を審議している。さらに、法人側（理事長、法人本部長、法人事務局長）と大学側（学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長、事務局次長）の役員・執行部による運営会議があり、原則として毎月開催し、「長崎国際大学 運営会議規則」に則って、大学に関する諸規程の制定・改廃、組織・運営方針、全学的な教育目標・計画の策定、予算、教員の人事に関する事項について審議し、法人と大学の円滑な意思疎通を行っている。このように、理事会、運営会議、各教授会において、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- 本学の寄附行為や諸規程は、学校教育法、私立学校法をはじめとする各種法令に則り体系的に整備し、法令等の改正に応じて学則・規程等の改正も行い、適宜明確に定めている。また、校地校舎の面積や教員数等については、大学設置基準及び大学院設置基準に適合しており、大学の運営は、法令及び諸規程に従い適切に行っている。
- 平成 26(2014)年度に設置した 4 年制博士課程の薬学研究科については、大学院設置基準及び認可時に付記された留意事項に対応し適切に運営している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- 環境保全については、デマンドコントローラーの導入や照明の適宜の LED 化による電力消費の削減、下水処理水の再利用システムを導入した水資源の有効利用と大村湾の閉鎖性海域である環境保全、「長崎国際大学 廃棄物管理及び処理規程」に基づく薬品類及び科学実験によって生ずる各種廃棄物の管理・処理・環境分析等、適切に行っている。また、全学教授会や一部の委員会等においてはペーパーレスを実現し、紙資源の節約にも努めている。
- 人権への配慮については、ハラスメント、公益通報者の保護、個人情報の保護、特定個人情報の取扱いに関して諸規程を整備している。また、障がいのある学生に対してはサポートブックを作成して全教職員へ配布するなどし、適切な配慮を行っている。
- 安全配慮については、本学校舎は全て開学した平成 12(2000)年の直前又は以降に建築されており、昭和 56(1981)年に改正された建築基準法による新耐震基準に適合している。また、開学時より、点字ブロック、エレベータ、車椅子に対応したスロープ・トイレ、駐車場を整備するなど学内施設のバリアフリー化を図っており、身体に障がいを持つ人に配慮した整備を進めてきた。また、学内 7 か所に AED（自動体外式除細動器）設置し、「熱中症対策講習」や「交通安全教室」を開催するなど安全対策を行っている。危機管理・防災面では、危機管理、防火・防災、安全衛生、劇毒物管理、放射線障害予防に関する規程の整備、防火・防災や危機管理に関する委員会等の設置、長崎国際大学自衛消防隊組織の編成、危機管理基本マニュアル、学生の自殺（企図・未遂）に関する対応マニュアルの整備、消火及び避難訓練の開催、不審者の侵入対応のためのキャンパス出入口に対する監視カメラの設置やさすまたの配備を行うなど、適切に行っている。
- また、平成 28(2016)年度より大学キャンパス内を全面禁煙とし、学生及び教職員の健康増進と受動喫煙の防止に努めている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- 教育情報・財務情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する教育研究活動等の情報を大学ホームページに記載し供覧に付しているほか、財務情報については財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を備付け、在学する者、その他の利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧を実施している。併せて、保護者懇談会において説明するなど情報公開を行い、共有にも努めている。

(2) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 総合的に網羅した「学校法人九州文化学園 行動規範」を定めることで、組織や役員・教職員が守らなければならない倫理的な判断基準・行動規範をより明確にして、周知共有し、経営の規律性と誠実性の維持をより強固なものにする。
- 法令・規程の整備や遵守状況のチェックのため、法務・文書に関する部署や内部監査部署の設置や専門家の採用又は育成を検討する。
- 学生数や業務量の増加に伴い光熱水や消耗品の使用量が増加しているものの、学生や教職員への節電・節水を啓発するとともに太陽光発電装置等の新エネルギーの導入、各種資料のペーパーレス化の検討等を行う。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- 理事会は、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第3章の条項に則り、適切に選任し組織されている。理事の選任は、大学学長、短大学長を職指定理事と規定し、評議員のうち評議員会において選任した者を規定している。また、4号理事である学識経験者3人は高い見識と豊富な経営経験を持つ銀行頭取、取締役等から選任し、外部からの意見を幅広く取入れながら、学校経営等について戦略的意思決定ができるよう体制を構築している。
- また、後述する本学の運営会議や教授会と理事会との関係について、理事会を意思決定の最高機関として位置付けるべく同会議等で審議を経た規則改正案、中期計画案等を理事会に諮ることとし、運営に関する重要事項については、理事会が最高決定機関であることを規則等に明記した上で、その上位性を明確にしている。
- 運営会議や教授会には理事長、常務理事等も出席し、本学の運営状況や意見等を適切に把握した上で、同会議等を経た議案を理事会で審議する際に、適切な審議、戦略的意思決定を行うことができるよう体制を整備している。
- 理事会は「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り開催されており、事業計画及び予算・決算の承認、「長崎国際大学 学則」（教育課程を記載した別表を含む）をはじめとした諸規則の審議・決定を行っている。
- 平成27(2015)年度において理事会は6回開催されており、理事の出席率は100%（委任状出席を含む）、監事の出席率は100%となっている。（監事2人のうち1人は平成28(2016)年2月に死去。）
- また、やむを得ず委任状出席の理事に対しては、委任状により議案の賛否、意見の確認を確実にしている。

(2) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 理事会が効果的かつ効率的に戦略的意思決定ができるよう組織の体質強化に努める。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- 学校教育法に基づき、教学面で学長が意思決定を行うために意見を述べるための機関である教授会について、全学に関する事項を審議する全学教授会と、学部に関する事項を審議する学部教授会を置くことを定め、「長崎国際大学 教授会規程」において教授会の組織、審議、議決、運営等に関して必要な事項を定め、適切に機能している。
- 全学には、3 学部所属教員から構成される合同の全学教授会を設置し、議案の審議等を行い、適正に運営している。
- 3 学部には、各学部の所属教員から構成される学部教授会をそれぞれ設置し、各学部の教育課程の立案等の審議等を行い、適正に運営している。
- 一方、大学院については 2 研究科にそれぞれ教授会を置き教学面で学長が意思決定を行うために審議し意見を述べるための機関として、適切に機能している。
- 1 学部 2 学科で構成される人間社会学部においては、各学科に設置する学科会議において、人間社会学部教授会の前に、審議事項である①各学科運営の基本方針に関する事項②各学科の授業科目の編成及び担当者の配置に関する事項③学長又は人間社会学部長が諮問する事項④その他、各学科の教育研究及び運営に関し、各学科の学科長が必要と認めた審議事項－を審議し、学部教授会に報告・提案するなど適正に運営している。
- 学部教授会においては、審議事項である①学部の教育課程の立案②学部の授業に関する事項③学部在籍する学生の卒業に関する事項④学部在籍する学生の学位の授与⑤学部在籍する学生の指導及び支援に関する事項⑥学長及び学部長が諮問する事項⑦その他、学部における教育・研究上必要と認められる事項－を審議し、全学教授会に報告するなど適正に運営している。
- その他、学科会議・学部教授会においては、審議のほか各学科・学部の運営及び国家試験等に関する協議や報告を行い、それぞれの教育・研究の充実に努めている。
- 全学の教育課程や学生補導等の各分野の学部間の横断的に協議すべき諸事項については、全学の委員会及びセンター等を配し、原則毎月 1 回開催するもの、必要に応じ開催するものと規定して、教授会の議案の事前協議等を適正に行っている。
- 前述の全学的な委員会のほかに動物実験委員会、放射能障害予防委員会、発明等審査委員会、教員資格審査委員会等を配置し、法令の定めによるものは法令を遵守し、その他については、必要に応じ委員会を開催し、教学の推進に努めるよう適正に行っている。
- さらに、大学及び大学院の教育活動の総合的实施に係る事項について審議を行うために全学教育会議を設置し、また、本学のグローバル化を推進することを目的としてグローバル推進協議会を設置している。
- 全学教授会においては、審議事項である①教育課程に関する事項②学則その他諸規程諸規則等の制定、改廃に関する事項③学生の入学に関する事項④学生の賞罰に関する事項⑤学長が諮問する事項⑥その他教育・研究上必要と認められる事項－を審議している。

その他、各学部教授会、各委員会の報告等を行い、全学における情報等の共有に努めるなど適正に運営している。

- また、学長は、全学教授会及び学部教授会において、本学における教育の充実や大学運営のための方策等について意思表示をし、本学のガバナンスに努めている。
- 学部教授会の後、全学教授会の前に、全学教授会で審議又は報告する案件を事前に協議して、調整するために学務協議会を開催している。
- このように、学科、学部、全学と縦の組織ラインと、学部横断的な協議を重ねることにより、学内の意思決定は組織的に行われ、適切に機能している。
- 研究科教授会においては、審議事項である①教育課程の編成及び授業に関する事項②学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項③その他研究科に係る教育又は研究に関する重要事項－を審議し、全学教授会において報告するなど適正に運営している。
- さらに、人間社会学研究科においては3専攻あることから、「長崎国際大学大学院 人間社会学研究科学務委員会規程」に基づき、各専攻長及び各専攻から選出された教員による学務委員会を設置し、人間社会学研究科の教育課程の編成に関する事項等を審議し、議決された事項を人間社会学研究科教授会に報告又は提案して、その承認を得ることとし、適正に運営している。
- 健康管理学研究科及び薬学研究科は、それぞれ1専攻であることから、審議等の必要事項について研究科教授会で決定するなど適正に運営している。
- 経営面での意思決定機関である理事会のほか、本学独自の制度として「長崎国際大学 学則」第9条に基づき大学運営全般に関し重要な事項を審議するため、学長が議長とする運営会議を設置し、「長崎国際大学 運営会議規則」に基づき、運営会議の組織、審議、議決、運営等について必要な事項を定め、適切に運営している。
- 構成員は「長崎国際大学 運営会議規則」第2条において、大学側から学長、学部長及び研究科長、(大学)事務局長、(大学)事務局次長、法人側から理事長、法人本部長、法人事務局長で構成している。また、第2条第2項において、学則第8条第2項に定める副学長を置くときは、副学長を構成員とすることを定めている。

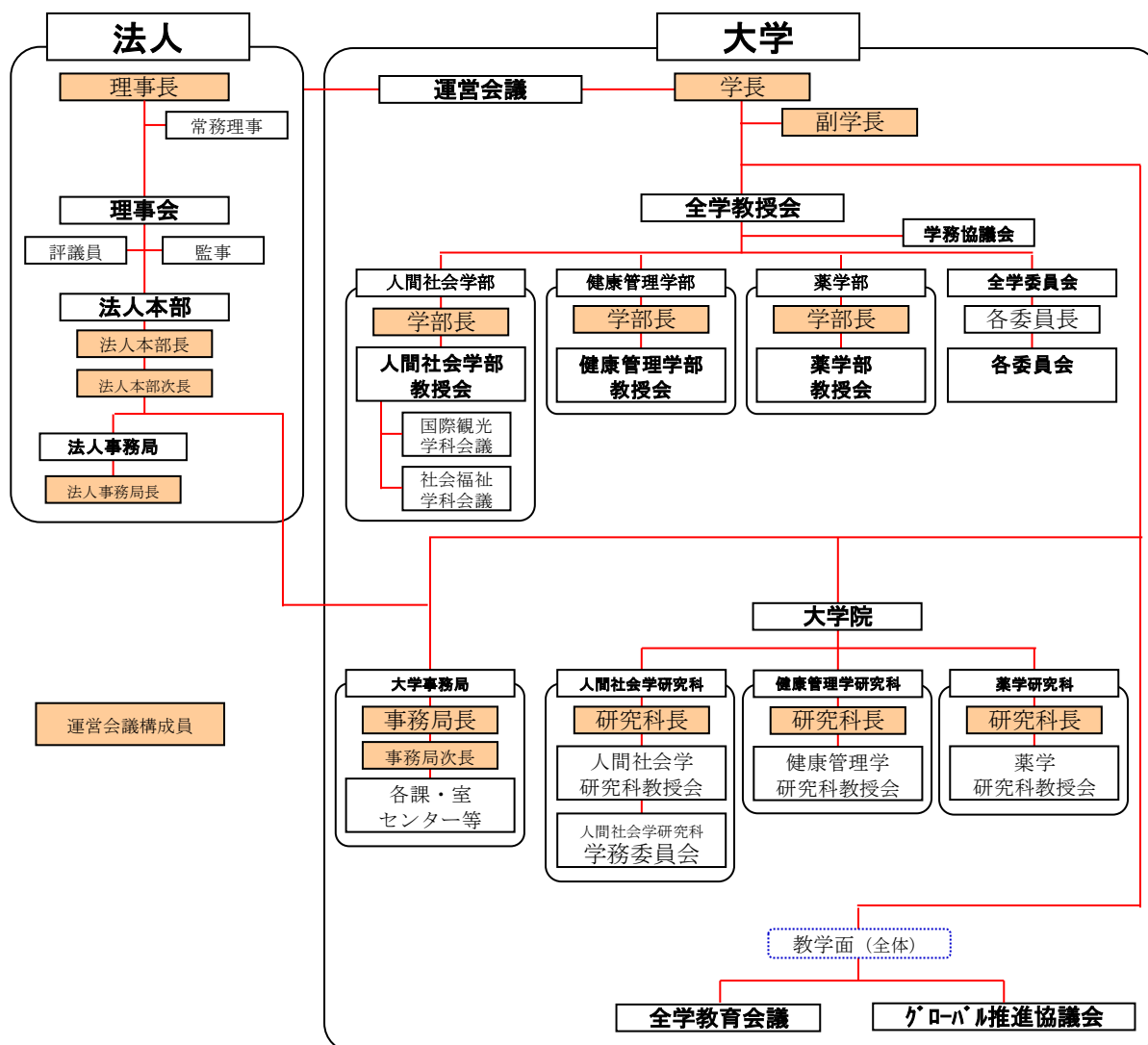


図 3-3-1 運営組織図

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- 学長の教学運営の方針については、全学教授会、学部教授会、学科会議等でも自ら又は学長を補佐する副学長を通じて周知し、教学運営への反映に努めており、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備している。
- 円滑な大学運営を遂行する上で、学長の職務を助けるために副学長を置くことができることを、「長崎国際大学 副学長の設置及び選考に関する規則」に定めており、平成28(2016)年度から新たに就任した学長のリーダーシップを支えるため、副学長を2人任命し、業務分担を行っている。
- 運営会議の議長は「長崎国際大学 運営会議規則」第7条に学長をもって充て、第5条に定める大学の予算及び人事等について審議するほか、大学の全体的な動向の協議、募集状況の共有、経営課題の議論等を行っており、大学運営全般に関する重要な審議の場として、経営と教学の両面の課題共有、方針の調整を行っており有効に機能している。
- 平成27(2015)年度には、IRセンター及び大学評価・IR室を設置し、大学の意思決定に教学情報を活用して支援できる体制を整備している。

(2) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 平成 28(2016)年度より前副学長が学長として就任し、副学長を 2 人体制として任命、IR センター及び大学評価・IR 室も 2 年目となるなど、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制の組織的強化を更に推進する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- 学校法人九州文化学園においては、「学校法人九州文化学園 寄附行為」及び「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り、理事会及び諮問機関として評議員会を組織している。評議員会は、予算・事業計画等の事項について適切に運営されている。
- 本学においては、学長の教学運営と理事長による大学経営の接点として運営会議が開催されており、構成メンバーに法人本部責任者を加え、法人全体の経営方針との整合性を図っている。また、各学部長・研究科長も同会議の構成メンバーであり、学部・研究科間の調整機能も担うなど、法人及び部門間のコミュニケーションによる意思決定を円滑に行っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- 理事会は経営意思決定の最高機関として「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り開催され、事業計画及び予算・決算の承認、学則等諸規則の審議・決定は適正に行われており、相互チェックによるガバナンス機能は充分発揮されている。また、理事の選任や理事会の運営は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 3 章に定める事項に則り、適切に選任し組織されている。
- 評議員会及び評議員に関する事項は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 4 章において規定して適切に運営しており、また、評議員の選任は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 23 条の定めに基づき適切に行っている。
- 評議員は 16 人で、常勤 6 人（学校職員 6 人）、非常勤 10 人（学校法人設置校の卒業生 6 人、学識経験者 4 人）で構成されている。平成 27(2015)年度において、評議員会は 5 回開催しており、適正に運営されている。評議員の実質出席率は 82%（議決権代理行使委任状の提出を含む場合の出席率は 100%）となっている。
- 監事は 2 人で、平成 27(2015)年度の出席率は 100%（1 人は平成 28(2016)年 2 月に死去）となっている。
- 本学の予算策定等の重要案件については、運営会議において法人事務局との合議をもって意思決定を行っており、相互チェックが行われている。

- 監事の選任に関しては、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 7 条において理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任することを規定し、適切に運用している。
- 監事は非常勤 2 人で構成されており、うち 1 人は毎週 1 日勤務している。業務としては、監査計画表を策定し、計画に沿って業務等の監査を行うとともに、理事会・評議員会への出席や公認会計士による会計監査に同席するなど職務を全うしている。
- 法人においては、大学、高校等各事業体間の経営調整の場として、月例で事務局長会を開催しており、法人全体の経営方針の周知と各部門経営の調整の円滑化を図っている。
- 法人事務局財務課及び各事業体の会計担当者は、原則月に 1 回、予算の執行状況や財務上の諸問題について情報交換を行っている。平成 26(2014)年 1 月より議事録を作成し、共有化を図っている。
- 大学内においては、事務局長若しくは代務者が、各学部教授会及び各委員会に構成メンバー又は陪席者として参画することで、教学運営状況を確認し、相互チェックの体制を整備している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- 年度計画・予算策定に当たっては、理事長、法人事務局長、学長及び事務局長のオリエンテーションが行われており、教学運営及び大学経営の両面からリーダーシップの発現に寄与している。併せて、各学科や事務局各課等による案件・提案等については、各事業体の事業計画書及び予算申請書を通じてなされており、予算協議の場を通じて執行部との共有が図られ、リーダーシップによるバランスのとれた運営がなされている。

(2) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 現在、法人事務局財務課と各事業体の情報交換として原則月に 1 回開催されている会計担当者会議についても、ガバナンス強化の一環として規定化を進める。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

- 使命・目的の達成のため業務執行の中心となる事務局の人員配置については、年度毎に見直しを図り、「長崎国際大学 事務組織規程」により業務分掌の明確化を図り、適切に機能している。
- 本学の事務職員は正職員 62 人（契約職員 18 人含む）、パート 9 人で、それぞれの業務を担当しており、業務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- 予算執行及び出張命令においては、事務局長以下、次長、課長等に対して適切な決裁権限を付与し、また、各部局に対し執行ルールを明確化し周知することで、権限の分散に寄与している。
- 監事は、監事業務として職員の業務状況のヒアリングを実施し業務執行上の課題を抽出し、ヒアリング結果を執行部と共有化して、懸案事項の抽出に貢献している。
- 業務執行状況については、事務局管理職で毎週開催される責任者連絡会において事務局内各部局の責任者間で共有されている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

- 教職協働の組織連携については、各種委員会において事務職員も委員として教学運営に積極的に参加している。
- 職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)を計画的に実施している。また、そのための予算を配置し、多様な SD を学内外で展開している。
- 具体的な SD 研修は、個人研修としてポートフォリオによる高等教育関係の資料共有、全国私立大学 FD 連携フォーラムの実践的 FD プログラムによる立命館大学教育推進機構「オンデマンド講義」、e ラーニング「動学システム」等の視聴活用である。学内研修として、FD(Faculty Development)との共同研修や、SD 独自で実施している。学外研修として、日本私立大学協会の各種研修、九州沖縄地域 FD・SD ネットワーク(Q-Links)に加盟、大学行政管理学会・大学教育学会・日本高等教育学会等の研修に参加させている。
- 専門的なスキルアップのための研修として、平成 27(2015)年度より通信教育の受講を実施している。具体的には、グローバル化に対応する SD として、関係職員に語学関係の通信教育講座を受講している。
- SD 予算は、研修費だけでなく、関係する書籍等の購入も行い、必要に応じて、事務室内に配架している。

表 3-5-1 平成 27(2015) 年度 SD 研修実施一覧

	開催日	テーマ	講師	場所
第 1 回	5/1 (金)	manaba 使用説明会と個別相談	株式会社朝日ネット クラウドサービス部 グループリーダー 吉村 麻里子 氏	メディアルーム
第 2 回	5/27 (水)	平成 27 年度・国際大学ハラスメント研修	法テラス長崎法律事務所 弁護士 伊藤 岳 氏	1101 教室
第 3 回	6/24 (水)	障害のある学生への就学支援 ー大学は何をどこまでやるべきかー	信州大学 教育学部 教授 高橋 知音 氏	1101 教室
第 4 回	7/29 (水)	長崎国際大学 コンプライアンス研修	三宮紀彦公認会計士・ 税理士事務所 三宮 紀彦 氏	1101 教室
第 5 回	8/22 (土)	英語による教授法	人間社会学部国際観光学科 助教 Brendan Van Deusen	2101 教室
第 6 回	9/9 (水)	中長期計画の推進と職員の役割	桜美林大学 教授 日本福祉大学 学園参与 篠田 道夫 氏	1101 教室
第 7 回	9/10 (木)	学生が伸びる教育環境の構築 ー大学の置かれた危機的状況をバネにー	関西国際大学 理事・副学長 橋本 健夫 氏	1101 教室
第 8 回	9/10 (木)	厳格な成績評価のために ーパフォーマンス評価ー (ルーブリック評価)	立命館大学 教育開発推進機構 教授 沖 裕貴 氏	2101 教室
第 9 回	9/15 (火)	配慮を必要とする学生との関わり方と大学 内での連携について	九州大学ハラスメント相談室相 談員 臨床心理士 細野 広美 氏	薬学棟会議室
第 10 回	11/19 (木)	manaba 使用説明会と個別相談	株式会社朝日ネット クラウドサービス部 グループリーダー 吉村 麻里子 氏	メディアルーム
第 11 回	11/25 (水)	授業における合理的配慮 ー特別なニーズのある学生の学びを保障する 方法ー	信州大学 教育学部 教授 高橋 知音 氏	1101 教室
第 12 回	2/15 (月) 2/16 (火)	教育コーチング研修 ー学生にとって最強の支援者であり続ける ためにー	日本青少年育成協会 認定教育 コーチ・認定教育コーチングトレ ーナー 増田 乃美 氏	2205 教室
第 13 回	3/1 (火)	教職員のための基本的な相談対応のポイン ト	九州大学キャンパスライフ・健康 支援センター 学生支援コーデ ィネーター (臨床心理士) 池永 恵美 氏	薬学棟会議室
第 14 回	3/25 (金)	学生支援のための語学研修 ー外国人留学生対応のための中国語講座ー	国際交流・留学生支援室 趙 麗	1201 教室

- 職員人事考課制度においては、個人の目標設定時に面談を行い、年間を通じて上司が指導・助言を行いながら業務を執行する OJT 体制となっている。

(2) 3-5 の改善・向上方策 (将来計画)

- 平成 27(2015)年 4 月の大きな事務組織改組に伴い、限られた事務職員数を配置するために経営企画室を廃止し総務課に統合して運用を行ってきた。しかし、多様化する大学改革や補助金等への対処、また、学校法人全体としての企画系の専門部署の必要性もあるため、法人本部等への企画系組織の設置等、改善・向上策について検討する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- 本学は、平成 23(2011)年度に学校法人九州文化学園経営改善計画（5 か年）を策定し、事業計画・予算策定時の大学経営のガイドラインとしている。平成 27(2015)年度は最終年度としてその計画に基づき適正な執行に努めてきた。その結果として法人全体の目標である帰属収支の黒字化、人件費率の適正化を達成した。
- 平成 27(2015)年度の法人全体の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は 499 百万円となり、その比率は 9.2%を確保できた。本学の基本金組入前当年度収支差額は 423 百万円であり、その比率は 12.1%となった
- 本法人は経営改善計画を達成するために、各部門の事務局長による会議を開催している。毎月の各部門の財務計画管理を徹底することで法人全体の財務計画における目標数値の達成を図るなど適切な財務運営がなされている。
- 平成 27(2015)年 9 月に学校法人九州文化学園中期計画（平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度、5 か年）を策定し、具体的な数値目標を掲げ、教育研究活動環境の整備と適切な財務運営の確立に努めていく。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- 本法人は、平成 23(2011)年度に学校法人九州文化学園経営改善計画（5 か年）を策定し、その計画に基づく適切な執行に努めてきた結果、平成 24(2012)年度決算以降、基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は収支均衡状態を継続しており、平成 27(2015)年度は法人全体で 499 百万円比率 9.2%（大学単独では 423 百万円比率 12.1%）と大幅に改善した。
- また、法人全体の経営改善計画目標人件費比率は 56%であったが、最終年度の平成 27(2015)年度人件費比率は 51.4%となり目標を達成した。（大学単独では 46.9%）
- そのほか、平成 27(2015)年度の主要な指標として、自己資金構成比率は 77.3%、総負債比率は 22.7%、流動比率は 86.5%となり、改善されたことは収支バランスの確保及び安定した財務運営（財務基盤の確立）がなされており評価できる。
- 資産運用については、「学校法人九州文化学園 資金運用規則」に則り、安全性と流動性を重視した運用に努めている。資産運用状況については年度当初の理事会に報告することを義務付けている。
- 外部資金の導入については、積極的申請に努め、私立大学等経常費補助金の拡充、特別補助項目に対する要件整備や課題検討の結果、私立大学改革総合支援事業 4 タイプが採択されるなど、56 百万円増加した。さらに、私立大学教育研究活性化設備整備事業にも 4 件採択され、56 百万円の助成を受けた。競争的資金においては、長崎大学等と連携し平成 27(2015)年に「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の新規採択を受けた。（平成 27(2015)年度実績 3 件 24,350 千円）また、平成 27(2015)年度研究費外部資金については、科学研究費、受託事業等教員の研究活動の促進に努めた結果、合計 54 件 66,215 千円獲得した。
- 平成 27(2015)年 9 月に学校法人九州文化学園中期計画（平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度、5 か年）を策定し、具体的な数値目標を掲げ、収支バランスの確保と安定した財務基盤の確立に努めていく。

(2) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

- 平成 28(2016)年度学校法人九州文化学園中期計画（平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度、5 か年）による財務上の数値目標を達成するため、中期計画に基づく適切な財務運営と財務基盤の確立を目指していく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

- 本学では、理事長による予算編成方針並びに統括責任者である法人事務局長による事業計画及び予算策定示達に基づき、予算編成スケジュールに沿って予算原案を作成する。立案された予算原案は運営会議の承認を経て予算案として具体化され評議員会に諮問し、理事会で議決している。
- 予算編成については、5 か年の中期計画及び当該年度の事業計画を踏まえ、各学部・学科や事務局各課との協議・調整を行い、法人事務局財務課を経て法人事務局長へ提出する。法人事務局では法人全体の事業計画及び予算案を十分勘案し、優先度による具体案を決定する。
- 予算執行においては、学校法人会計基準、「学校法人九州文化学園 経理規則」「学校法人九州文化学園 予算規定」「学校法人九州文化学園 予算執行事務取扱要領」等の関係規定に基づく会計処理を適正に実施し、平成 27(2015)年度導入の WEB 予算管理システムによる予算管理を行っている。また、全職員に対し毎年度予算執行ルールを明示し、会計処理の安定化を図っている。
- 毎月法人事務局が主催する事務局長会議において、月次の予算執行進捗状況や各部門の事業計画状況・情報交換等を行い、目標管理と情報の共有化を図り、財務基盤の安定化に努めている。
- 決算見込み額が予算額と著しくかい離が生じる可能性がある場合は、その原因を分析・把握した上で、必要に応じ、補正予算を編成している。
- 会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、運営会議の承認後、監事による監査を受け、理事会で審議議決した後、評議員会に報告している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- 本法人は監査法人による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を受けている。監査法人による会計監査は、平成 27(2015)年度は延べ 71 日行われており、会計帳簿類及び決算書類等による監査が厳正に行われている。一方、監事による監査は会計帳書類を閲覧・照合し財産の状況を監査する会計監査と各部門における事業計画の進捗状況や業務における職員面接等を実施し、業務執行上の課題を抽出し、法人執行部との共有化を図っている。監査結果については、年 4 回開催される理事会に出席して監査報告を行っている。

- 監事は監査法人との意見交換や内部監査との連携を行うことにより、実効性ある三様監査に努めており、会計監査の体制整備を行うなど厳正に実施されている。

(2) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

- WEB 予算管理システムによる執行状況のリアルタイムでの把握を行い、予算に対する執行率の管理を向上させることで、会計処理の安定化を図っていく。
- 科学研究費を中心とした外部資金における不正行為の防止について、内部監査と監事・監査法人と連携し、実効性ある監査を行う。

[基準 3 の自己評価]

- 理事会、教授会をはじめとした意思決定機関については適正な管理運営がなされており、教学運営と大学経営を調整する円滑な意思決定を促す運営会議を本学独自の機関として設けるなど、相互チェックによるガバナンス機能が発揮されている。また、業務執行体制についても適切に措置され、監事による職員へのヒアリング等も行われ、業務執行上の課題抽出等も行われている。
- 本学においては、学長による意思決定と業務遂行における適切なリーダーシップが発揮され、その補佐・支援体制も整備するなど円滑な大学運営が行われている。
- 経営改善計画（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度、5 か年）を策定し、その計画に則った大学経営を行っており、毎月の事務局長会議（法人事務局主催）において、計画目標数値と実績数値との内容確認を行い、その結果経営改善計画目標となる指標についてもクリアし、法人全体の目標である帰属収支の黒字化及び人件費率の適正化を達成した。
- 会計処理についても適正に実施され、安定的に会計業務を遂行するための改善活動が行われており、権限の適正な委任や勘定科目基準書の整備等の工夫が行われている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- 「長崎国際大学 学則」第 1 条に「長崎国際大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。」と規定している。この目的を達成すべく、第 2 条において、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定しており、これらの規程に基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。
- 「長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価の実施主体として、自己点検・評価委員会を設置し、委員会の委員長は、学長をもってこれにあてることとしており、学長自ら自己点検・評価に積極的に取り組んでいる。
- 「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」に基づいて、2 年に一度総括的な自己点検・評価を行い適切に PDCA サイクル循環させ、恒常的に実施している。
- 前・後期に、授業アンケートを実施している。アンケートの結果は、集計され、ハイブリッド授業評価システム（ウェブサイトシステム）において教員個人ごとに集計・分析・閲覧ができる。機能としては経年での比較、科目・学科・学部・学年等で集計でき、さらに、設問ごとの単集計だけでなく、設問を組み合わせたクロス集計も自由にできる。自由記述に関してはテキストマイニング集計により、カテゴリー別に「肯定」「否定」「中立」「改善要望」の意見が分析され、学生の自由記述をデータ化して検証することができる。教員はその分析結果を検証し、授業に対する自己点検・評価を、ハイブリッド授業評価システムを用いて行うことになっている。それらを「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」（アクションプランシート）としてとりまとめることで、点検及び評価を適切に行い、その結果を公表している。また、授業アンケートの結果は自由記述も含めて、平成 25(2013)年度より、本学教職員と学生のためのポートフォリオシステムである manaba 上で公開しており、学生にフィードバックするとともに授業改善に役立てている。
- 授業アンケートの大学全体としての点検は、自己点検・評価委員会で全体集計・学部学科別集計・講義形態別集計等を検討し、その評価・改善策をまとめ、教授会で報告するとともに、「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」に全体集計として掲載している。このように教育方法等も適切に点検・評価が行われ、さらに、その結果は公表されている。

- 教育の目的に関しては、平成 23(2011)年度に、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成し、平成 24(2012)年度に 3 ポリシーの改定を行った。さらに、平成 25(2013)年度にもカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの点検を行い、学部教育の点検・評価を行っている。平成 28(2016)年には、法規改正に伴い 3 ポリシーの改定に着手し、新たな 3 ポリシーの策定を行っている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- 学長を職指定委員長とする自己点検・評価委員会が審議・検討をする体制としており、自己点検・評価においても学長のリーダーシップが発揮できる体制をとっている。
- 自己点検・評価委員会の構成員には、職指定委員長である学長、専任教員の中から選出される副委員長、各学部の学科から選出された教員の委員だけでなく、事務局長、事務局次長も含まれており、全学的で教職協働の体制で実施している。
- 平成 24(2012)年度より毎回の自己点検・評価委員会に、副学長で、全学教授会議長の出席を求め、自己点検・評価委員長である学長の補佐体制を構築するとともに、教育改革の取組みを支援する体制を構築している。平成 28(2016)年度からは、副学長 2 人体制とし、学長補佐体制を強化するとともに、管理運営の担当副学長も自己点検・評価委員会に出席を求め学長補佐体制を強化している。
- 自己点検・評価委員会は、原則として毎月開催され、授業アンケート、在学生アンケート、卒業生アンケート、教員相互による授業公開、保護者懇談会アンケート等の集計結果から自己点検を実施し、改善の進捗を確認している。このように、点検・評価の仕組みを構築し、適切な自己点検・評価が行われる体制を整えている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

- 開学以来、定期的に自己点検・評価を行っている。大学評価は「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」により、本学が定期的に行う自己点検・自己評価と規定し、表 4-1-1 のとおり 2 年に一度総括的な自己点検・自己評価を行っており、適切に実施されている。2 年に一度とすることで、PDCA が適切に回るための時間を確保している。

表 4-1-1 自己点検・評価実施状況

	評価年度	報告書名
1	2000-2001	長崎国際大学 自己点検・評価報告書 2000-2001 年度
2	2002-2003	長崎国際大学 自己点検・評価報告書 I 2002-2003 年度
3	2004-2006	長崎国際大学 自己点検・評価報告書 I 2004-2006 年度
4	2007-2008	長崎国際大学 自己点検・評価報告書 I 2007-2008 年度
5	2009-2010	長崎国際大学 自己点検・評価報告書 I 2009-2010 年度
6	2011-2012	長崎国際大学 自己点検・評価報告書 2011-2012 年度
7	2013-2014	長崎国際大学 自己点検・評価報告書(自己点検評価書)

(2) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学の自己点検・評価は、学長を委員長にした自己点検・評価委員会を中心に実施している。今後もこの体制を維持継続する。
- 各部局の自己点検・評価が適切に実施されるよう、自己点検・評価委員会で支援している。特に部局評価を実施している薬学部に関しては、継続して評価が適切に行えるように支援する。
- 各部局が自主的・自律的な自己点検・評価の実施ができるように、継続して FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)等を計画し実施する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

- 自己点検・評価の際には、事業計画書、事業計画に対する中間報告書、事業報告書、各議事録等を確認しながら点検・評価を依頼し各部局から提出された報告書については、自己点検・評価委員会が中心となり、適切なエビデンスに基づいて点検・評価がなされているか確認し、不備、不足の場合は、各部局に対して、再点検・評価を要請し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価となるように努めている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

- 大学全体としての自己点検・評価をとりまとめた「自己点検・評価報告書」は、2 年に一度刊行するために、在学生アンケート、卒業生アンケート、授業アンケート、保護者懇談会アンケート、FD・SD 実施後のアンケート等、十分な調査・データの収集と分析を実施しており、適切な自己点検・評価を実施するために重要な役割を果たしている。また、アンケートの結果等に関しては、大学評価・IR 室において、収集・分析・保管し、部局の求めに応じて調査データ・集計結果等を提供するとともに、それぞれの目的に応じて公開している。
- 教員個人の自己点検・評価に関しては、「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」及び「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」を毎年刊行するために、自己点検・評価委員会において、十分な調査・データの収集と分析を実施している。
- 教員相互の授業公開を各学部において計画・実施し、その結果を報告書にとりまとめ、自己点検・評価委員会に報告するとともに、授業改善に努めている。
- 授業アンケートに関しては、ハイブリッド授業評価システムにより、設問ごとの集計だけでなく、経年変化やクロス集計、カテゴリー別集計も自由にでき、詳細に分析できるようになったことで、教員個人の授業分析がデータをもとに正確に把握され、授業改善が的確に行われている。

- 授業アンケートにおける学生からのコメントに関しては、テキストマイニング（自由記述の分析）を実施している。このテキストマイニング分析では、30 項目の観点をもとに、自由記述の文章を「肯定」「否定」「中立」「改善要望」の 4 つに分類して集計している。
- 在学生アンケートに関しては、平成 27(2015)年度より、大学 IR コンソーシアムに加盟し、一年生調査、上級生調査を実施している。調査時期は、9 月から 11 月で、対象は在学生全てとし、1 年次生に一年生調査、2～6 年次生に上級生調査を行っている。平成 27(2015)年度は、一年生調査は在学生 441 人、回答者数 400 人、回答率 90.7%、上級生調査は在学生 1,535 人、回答者数 1,382 人、回答率 90.0%で高い回収率で信頼性の高い情報収集を実施している。集計の結果は、IRiS システムにより、全国調査との比較等が可能であり、IR センターを中心に分析を行っている。学生への結果は、ポートフォリオや電子掲示板を通じて学生にフィードバックしている。
- 保護者からの意見聴取に関しては、全保護者に対して保護者懇談会出席調査の返信の際に、大学に対する意見や要望を調査している。出席者に対しては、建学の理念を含め、教育方針や学科ごとの取組み、財務情報等を冊子にして配布している。なお、欠席者には、保護者懇談会資料の冊子を送付している。また、出席者には個別面談を行い学生の状況を保護者に伝え、大学に対する要望を直接聴取するとともに、アンケート調査においても要望・意見を調査し、集計・分析し全ての教職員に公開し改善を求めている。
- 卒業生アンケートにおいては、卒業式の日 4 年間・6 年間を振り返っての調査を行い、集計・分析している。また、卒業生調査として、平成 25(2013)年度は卒業生全員に、振り返り調査を行った。この調査は他大学と連携して実施し平成 26(2014)年度より分析しており、平成 28(2016)年度中に分析がまとまる予定である。
- 事務室横と 2 号館には学生の意見を聞く「相談箱」を設けており、常時意見把握のためのデータ収集に努めている。
- 全てのアンケートの後には、自己点検・評価委員会でそれぞれのアンケートの集計結果の分析を行い、改善策を提起し、PDCA サイクルが回るように適切に運営している。
- 平成 24(2012)年度からは、学長、副学長、事務局長と各学科選出の学生参加の意見交換会「学長カフェ」も開催し、学生の率直な意見の収集にも努めた点は評価できる。また、聴取した意見や要望は取りまとめ、その後の対応も含めて電子掲示板で学生にフィードバックしている。
- 自己点検・評価委員会は、平成 28(2016)年度より開設された IR センターと連携し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を実施し、意思決定のための情報提供を行い、IR(Institutional Research)の機能の有効性を高めている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

- 「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」第 7 条の「大学評価及び認証評価機関が行う自己点検・評価等の結果は、文書冊子、又は電子媒体等により公表するものとする。」の規定に基づき、自己点検の結果を報告書にまとめ印刷刊行するとともに、大学ホームページで公表している。
- 平成 18(2006)年度以降は、授業アンケートに対する自己点検・評価活動として「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」を刊行している。現在は、教職員

及び学生にもポートフォリオで結果をフィードバックしている。

(2) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 授業アンケート、在学生アンケート、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート等の各種アンケート調査の結果を IR センターにおいて分析し、更なる改善に努めるためにその結果を自己点検・評価委員会に報告させ、意思決定が適切に行われるよう努める。
- 様々なデータの集計・分析等は、IR センターで管理・保管し、教職員が共有できるような仕組みを自己点検・評価委員会と IR センター会議において協議し構築していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

- 自己点検・評価委員会が主体となって実施している授業アンケート、在学生アンケート、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート等に関しては、自己点検・評価委員会でアンケート結果を分析した後、対応すべき課題を抽出し、該当部局に検討を依頼している。その後、該当部局より検討結果のフィードバックを受けるようにしており、PDCA サイクルが機能する仕組みを構築している。
- 授業アンケート結果に関しては、テキストマイニングを自己点検・評価委員会で分析し、自由記述からの課題を見つけ出し、各部局に結果を報告している。
- 大学全体としての自己点検・評価の総括は、「自己点検・評価報告書」として、2 年に一度刊行しており、その作成過程を通して、PDCA サイクルが適切に回っていくようにしている。また、2 年に一度の頻度で行っているため、機能性も十分に確保されている。
- 教員個人としての自己点検・評価に関しては、「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」及び「学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」を毎年刊行しており、これらの作成過程を通して、PDCA サイクルが適切に回っていくようにしている。また、毎年刊行しているため、機能性は十分に確保されている。
- 本学の自己点検・評価委員会の委員長は学長であることから、報告書の作成段階から、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価のチェックや活用がなされており、トップダウンの部分とボトムアップの部分のバランスを取りながら、機能的に運営がなされている点は評価できる。
- 常に現状を把握するために、各種の調査を行い、その集計・分析に基づき、点検・評価を実施して、関係部局に働きかけ、改善・向上のための検討を行い、的確に好循環を繰り返している。

(2) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 各点検・評価事項のチェックを不断に実施し、PDCA サイクルの質が更に高まるような仕組みを今後とも構築していく。

〔基準 4 の自己評価〕

- 開学時より自己点検・評価委員会の委員長は、学長が職指定の委員長とされ、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価が適切に実施されていることは評価できる。
- 様々な場面と対象においてアンケートと等を実施し、常に点検を実施していることは、評価できる。
- アンケートの結果は、集計・分析し教職員で共有していることは評価できる。
- 各報告書の作成をすること自体が、自己点検・評価の PDCA サイクルを回していく重要な要素であり、今後も継続して報告書として刊行していくことは評価できる。
- 大学は常に継続して大学改革を実施しており、その為に、自己点検・評価委員会では、多様な調査等を元にその改革の効果が上がっているかを確認している。特に授業改善に関しては、自己点検・評価委員会の重要な項目として位置付け、授業改善のための不断の努力の結果、学修成果や厚生補導においても教育改善がなされ、学士課程の構築、教育の質保証が維持されていることは評価できる。

点検・評価における基準担当責任者

全体統括	中島 憲一郎学長	自己点検・評価委員会	委員長
	橋本 健夫副学長	自己点検・評価委員会	副委員長
	木村 勝彦副学長	自己点検・評価委員会	オブザーバー
基準 1 使命・目的等 基準担当委員 点検・評価 担当事務	脇野 幸太郎	自己点検・評価委員会	委員 学長、副学長 総務課
基準 2 学修と教授 基準担当委員 点検・評価 担当事務	古賀 貴子 乙須 翼	自己点検・評価委員会 自己点検・評価委員会	委員 委員 各学部長、各学科長、各研究科長、各委員会委員長 教務課
基準 3 経営・管理と財務 基準担当委員 点検・評価 担当事務	綾部 賢一郎 松瀬 太郎	自己点検・評価委員会 自己点検・評価委員会	委員 委員 事務局長、法人事務局長 会計課、総務課
基準 4 自己点検・評価 基準担当委員 点検・評価 担当事務	岸原 健二	自己点検・評価委員会	委員 学長、副学長 大学評価・IR 室

※ 所属・職位等は評価・点検時のもの